

国分寺市災害医療救護計画

令和8年3月

国分寺市

目 次

第1章 基本事項	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 適用範囲	1
第2章 災害の想定	3
1 地震	3
2 風水害	7
第3章 災害時医療救護活動の概要	9
1 東京都	9
2 国分寺市	13
第4章 活動体制	18
1 医療救護活動体制	18
2 医師会災害対策本部	20
3 災害医療コーディネーター等	20
4 保健医療活動拠点	21
5 医療救護班等の編成・派遣	25
第5章 地震発生直後の対応（超急性期：72時間以内）	27
1 傷病者への対応の基本方針	27
2 緊急医療救護所の設置	29
3 病院への支援	36
4 傷病者の搬送	36
5 避難直後の緊急対応	37
第6章 避難者への医療救護（主に急性期以降：72時間以降）	39
1 基本方針	39
2 情報収集と対応	39
3 避難所での医療救護	41
4 歯科医療救護	46
5 保健活動・心のケア活動	46
6 巡回服薬指導	47
第7章 情報連絡	48
1 情報通信体制	48
2 市から関係機関への連絡	50
3 関係機関から市への連絡	51
4 医療情報の提供	52
第8章 医薬品・医療資器材の確保・管理	54
1 災害薬事センター	54

2 医薬品・医療用機材の確保	54
第9章 特殊医療対策	56
1 透析医療の確保	56
2 在宅人工呼吸器使用者の支援	58
3 在宅酸素療法患者の支援	58
4 小児周産期医療	58
第10章 受援	60
1 医療チームの要請	60
2 医療チームの種類	60
3 医療チームの受入れ	62
第11章 風水害時の対応	64
1 基本方針	64
2 事前避難時の対応	64
3 避難生活時の対応	64
資料	65
様式1 災害時連絡用紙	65
様式2-1 医療機関状況報告書①	66
様式2-2 医療機関状況報告書②	68
様式3-1 東京DMAT待機要請書 様式3-2 東京DMAT待機報告書	70
様式4 医療チーム派遣要請書	72
様式5 医療チーム編成・参集報告書	74
様式6 医療チーム等参集受付簿	76
様式7 医療搬送要請書	78
様式8 応急給水要請書兼応急給水作業指示書	80
様式9 燃料調整シート	82
緊急医療救護所の設置事例①（令和5年度訓練時）	85
緊急医療救護所の設置事例②（令和6年度訓練時）	86
災害診療記録2018	87
施設・避難所等 歯科口腔保健 ラピッドアセスメントシート	91
災害用処方せん	93
災害用緊急薬袋	94
医薬品等発注書	95
関係連絡先	96

用語

本計画で使用する用語等は、次による。

標記	機関名等
市	国分寺市
都	東京都
市医師会	一般社団法人国分寺市医師会
市歯科医師会	一般社団法人東京都国分寺市歯科医師会
市薬剤師会	一般社団法人国分寺市薬剤師会
柔道整復師会支部	公益社団法人東京都柔道整復師会多摩中央支部
都医師会	公益社団法人東京都医師会
都歯科医師会	公益社団法人東京都歯科医師会
都薬剤師会	公益社団法人東京都薬剤師会
都透析医会	東京都透析医会
保健医療活動拠点	国分寺市保健医療活動拠点 ※「東京都災害時医療救護活動ガイドライン」における「医療救護活動拠点」に該当する。
災害医療センター	独立行政法人国立病院機構災害医療センター
医療対策拠点	北多摩西部二次保健医療圏医療対策拠点
医療チーム	医師、看護師等で編成される医療救護班等の活動チームの総称（詳細は第10章参照）
保健活動チーム	保健師、栄養士、歯科衛生士等で構成される活動チームの総称

第1章 基本事項

1 計画の目的

国分寺市災害医療救護計画（以下、「本計画」という。）は、国分寺市（以下、「市」という。）において大規模な地震が発生し、地域の医療機能が低下した場合に、市民の生命を守るために必要な医療救護活動について定めたものである。

なお、大規模な風水害等が発生、又は発生するおそれがある場合においても、本計画の規定を準用する。

2 計画の位置づけ

本計画は、市の災害対策を定めた国分寺市地域防災計画における医療救護対策を具体化したものである。さらに、災害時の保健活動について定めた国分寺市災害時保健活動計画と密接な関連性を有するものである。

また、国分寺市の医療救護対策は、東京都（以下、「都」という）の災害時医療救護体制の枠組みの中で行うものであるため、都地域防災計画、都が定めた災害時医療救護活動ガイドライン、災害時歯科医療救護活動ガイドライン、災害時薬事活動ガイドライン等の各種計画と密接な関係性を有するものである。

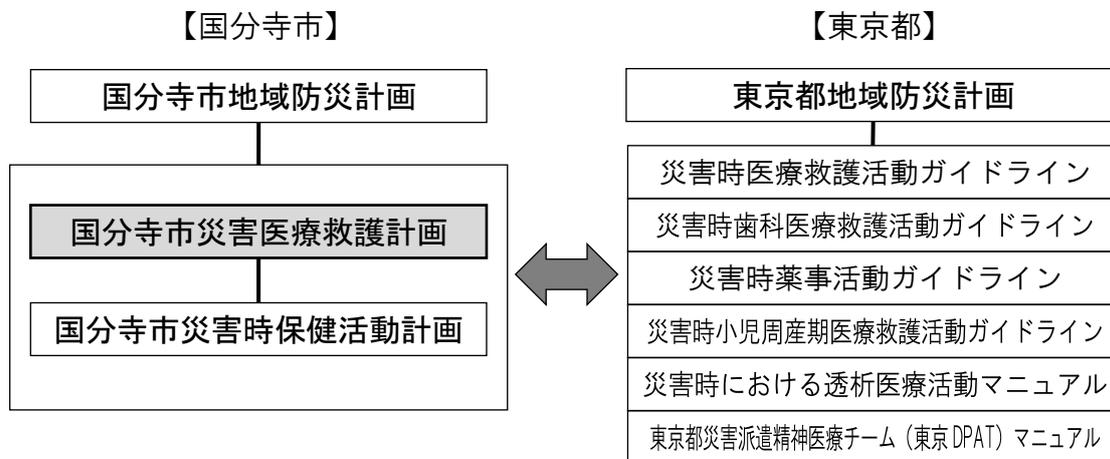


図 1.2.1 計画の位置づけ

3 適用範囲

(1) 対象とする災害

本計画は、首都直下地震等の大規模地震及び台風等の大雨による風水害により、地域の医療機能が低下した場合を対象とする。

(2) 医療救護活動の対象者

本計画の対象者は、概ね次のとおりとする。

- ① 建物等の倒壊、火災等による負傷者
(発災～超急性期(概ね72時間まで))
- ② 医療的な支援が必要な被災者(避難所・在宅の避難者)
(主に急性期(72時間以降。ただし、超急性期においても緊急対応が必要な場合がある。))
- ③ その他、医療機能が低下し通常の医療を受けることができない者

(3) 対象期間

本計画の対象期間は、次のとおりとする。

1) 地震災害

発災直後から発生前と同程度に医療機能が復旧するまでの1か月程度とする。

なお、都の「災害時医療救護活動ガイドライン(第3版)」では、次のとおり6フェーズに想定期間を区分しており、本計画においてもこの期間区分を用いる。

表 1.3.1 フェーズ区分の想定期間と状況

区分	想定期間	状況	医療ニーズ
0 発災直後	発生～6時間	建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況	救外傷治療・救命 のニーズ
1 超急性期	6時間～72時間	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入れが少ない状況	
2 急性期	72時間～1週間程度	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況	
3 亜急性期	1週間～1か月程度	地域医療、ライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況	
4 慢性期	1か月～3か月程度	避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関及び薬局が徐々に再開している状況	
5 中長期	3か月以降	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況	慢性疾患治療・被災者の健康管理等

2) 風水害

台風等の接近により、避難所を開設し事前避難をする段階から、発災前と同程度に医療機能が復旧するまでの期間とする。

第2章 災害の想定

1 地震

(1) 想定地震

医療救護活動の前提とする地震災害は、国分寺市地域防災計画と同様に市に最も大きな被害をもたらす立川断層帯地震とする（「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月25日公表）による。）。

表 2.1.1 想定地震・想定ケース

地震名	立川断層帯地震
規模	マグニチュード7.4
想定ケース	最大被害となる冬の夕方18時、風速8m/秒のケース

(2) 震度分布

市域の震度は6弱～6強のゆれと想定されている。

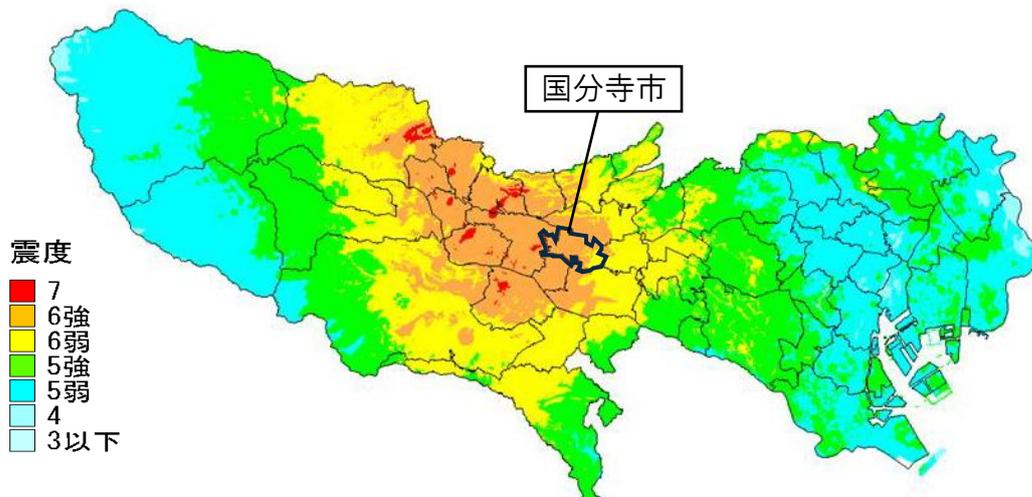


図 2.1.1 立川断層帯地震での震度分布

(3) 被害の全体像

想定される被害の概要は、次のとおりである。

- 建物全壊 869 棟、半壊 2,086 棟（うち大規模半壊 447 棟）、出火件数 9 件、焼失棟数 2,702 棟といった大きな被害が発生
- ライフラインの被害は、停電率 13.6%、断水率 23.1%、ガス供給停止率 60.7%
- 避難者 26,738 人（人口の 21.8%が避難者となる。）
- 帰宅困難者 10,696 人（市内に滞留する者）
- 死者 104 人

(4) 医療救護活動の対象者

1) 負傷者

医療救護活動の対象となる負傷者は1,420人、うち重傷者は343人である。

原因別では、負傷者の43%はゆれによる建物被害、38%がブロック塀等の転倒であるが、重傷者の61%はブロック塀等の転倒が原因となっている。

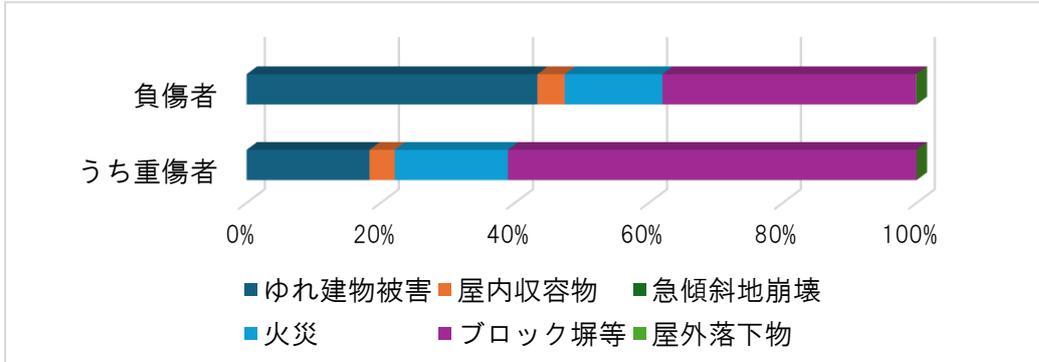


図 2.1.2 負傷の原因

2) 負傷者以外の対象者

発災時には、医療機能の低下により在宅療養患者等も医療救護活動の対象者となることが想定される。この対象者については、全国の患者数及び人口比から、次のとおり市内の対象者を推定する。

○人工透析が必要な患者は、約 360 人と推定される。(「2021 年日本透析医学会統計調査報告書」による全国患者数から人口比で換算)

○在宅酸素療法 (HOT[※]) 患者は、177 人程度と推定される。(全国患者数 18 万人から人口比で換算)

※HOT: Home Oxygen Therapy

○避難者 26,738 人のうち、65 歳以上の高齢者 (約 21.7%) は 5,800 人程度、85 歳以上の高齢者は 1,000 人程度となる (避難後の体調悪化等の懸念のある方)。(人口比で換算)

(5) 負傷者の地域分布

都の「地震に関する地域危険度測定調査 (第9回)」(令和4年9月公表)は、建物倒壊危険度と火災危険度から町丁目ごとの総合危険度を測定している。

被害想定を負傷者は、建物の全半壊、火災等に起因するために、総合危険度が高い新町2丁目、新町3丁目、富士本1・3丁目、日吉町2丁目、東恋ヶ窪6丁目、本多4丁目、東元町1丁目での発生が多いものと推定する。

また、災害時活動困難度係数(道路の狭さ等)から、新町、富士本方面では緊急通行車両が通行しづらいことが示される。

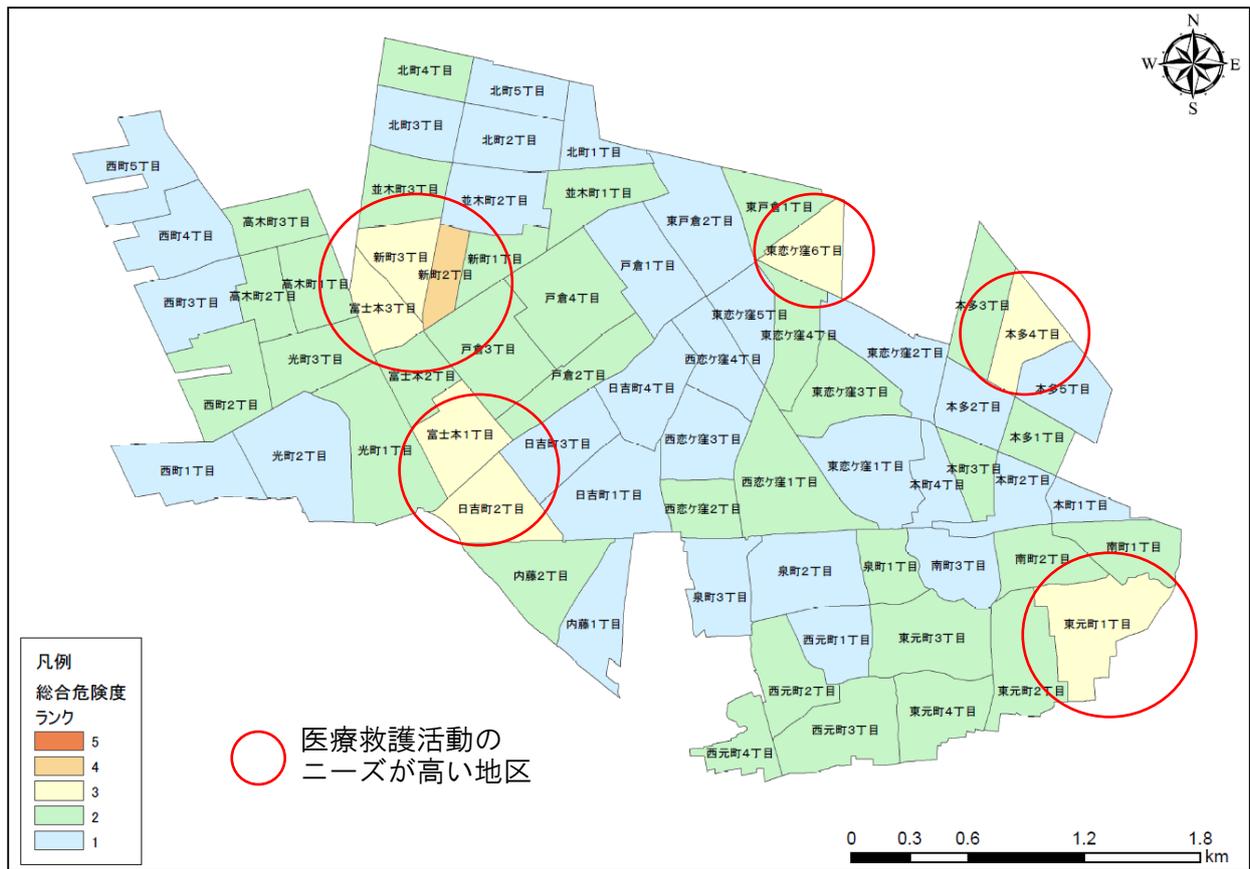


図 2.1.3 医療救護活動のニーズが高い地区
(背景の図は、都の「地震に関する地域危険度測定調査(第9回)」における町丁目別総合危険度)

第2章 災害の想定

1 地震

表2.1.2 被害想定詳細（立川断層帯地震）

時刻・時期	冬・夕方（18時）		冬・昼（12時）		冬・早朝（5時）	
風速	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s
死者	104人	94人	44人	40人	70人	66人
ゆれ建物被害	30人	30人	20人	20人	50人	50人
屋内収容物	3人	3人	2人	2人	4人	4人
急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災	55人	46人	17人	13人	16人	12人
ブロック塀等	16人	16人	4人	4人	1人	1人
屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
負傷者	1,420人	1,377人	807人	790人	908人	904人
ゆれ建物被害	615人	615人	576人	576人	784人	784人
屋内収容物	58人	58人	56人	56人	77人	77人
急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災	207人	164人	38人	20人	21人	18人
ブロック塀等	538人	538人	137人	137人	25人	25人
屋外落下物	1人	1人	0人	0人	0人	0人
（うち重傷者）	343人	331人	134人	129人	114人	113人
ゆれ建物被害	63人	63人	58人	58人	81人	81人
屋内収容物	13人	13人	12人	12人	17人	17人
急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人
火災	58人	46人	11人	6人	6人	5人
ブロック塀等	210人	210人	53人	53人	10人	10人
屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人
要配慮者死者	67人	61人	29人	26人	45人	43人
避難者	26,738人	24,974人	19,937人	19,187人	19,005人	18,510人
帰宅困難者	10,696人	10,696人	10,696人	10,696人	—	—
都内滞留者	95,292人	95,292人	95,292人	95,292人	—	—
閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	126台	123台	113台	112台	111台	111台
自力脱出困難者	286人	286人	265人	265人	372人	372人
災害廃棄物	30万t	29万t	25万t	25万t	25万t	24万t
建物全壊棟数	869棟	869棟	869棟	869棟	869棟	869棟
ゆれ	869棟	869棟	869棟	869棟	869棟	869棟
液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
建物半壊棟数	2,086棟	2,086棟	2,086棟	2,086棟	2,086棟	2,086棟
ゆれ	2,085棟	2,085棟	2,085棟	2,085棟	2,085棟	2,085棟
液状化	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟	1棟
急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
（うち大規模半壊）	447棟	447棟	447棟	447棟	447棟	447棟
ゆれ	446棟	446棟	446棟	446棟	446棟	446棟
液状化	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
急傾斜地崩壊	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟	0棟
出火件数	9件	9件	5件	5件	4件	4棟
火災棟焼失数						
倒壊建物を含む	2,702棟	2,229棟	878棟	677棟	628棟	495棟
倒壊建物を含まない	2,627棟	2,167棟	854棟	658棟	610棟	481棟
電力停電率	13.6%	12.1%	8.1%	7.4%	7.3%	6.8%
通信不通率	8.6%	6.9%	2.9%	2.2%	2.2%	1.6%
上水道断水率	23.1%	23.1%	23.1%	23.1%	23.1%	23.1%
下水道管きよ被害率	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%	3.6%
ガス供給停止率	60.7%	60.7%	60.7%	60.7%	60.7%	60.7%

2 風水害

(1) 危険区域

1) 浸水

都により「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域 浸水予想区域図（改定）」（令和元年6月）が公表されている。想定最大規模の降雨（1時間最大雨量 153mm、24時間総雨量 690mm）により、野川最上流部の谷での浸水が想定されている。また、内水氾濫では、野川、仙川の谷に続く凹地で浸水が想定されている。

2) 土砂災害

都により土砂災害警戒区域 16 箇所及び土砂災害特別警戒区域 4 箇所が指定されている。



図 2.2.1 浸水予想区域



図 2.2.2 土砂災害警戒区域

(黄色：土砂災害警戒区域、赤色：土砂災害特別警戒区域)

(2) 過去の災害実績

風水害は、台風接近等に備えた事前対策が可能な災害である。

令和元年台風19号では、10月10日00時から13日24時までの総降水量は、多摩地方を中心に広い範囲で400mmを超え、多摩西部及び多摩南部では600mmを超えた所があった。(八王子で427.0mm、青梅で404.0mmを観測)

市においては、国分寺高校を除く全ての地区防災センター、いずみプラザ、内藤地域センター、市役所(当時。戸倉に所在)市民ホール等に自主避難所を開設した。

(3) 医療救護活動の対象者

市では、危険区域の状況から、風水害により多数の傷病者が発生する可能性はほとんどなく、傷病者が発生した場合も通常の医療体制で対応可能と推測する。

ただし、事前に避難した避難者が体調を悪化させることも考慮して、保健活動を中心とした対応が必要となる。

第3章 災害時医療救護活動の概要

1 東京都

(1) 二次保健医療圏を単位とした災害医療体制

都は、首都直下地震等が発生した場合に、迅速かつ的確に区市町村を支援できるように、二次保健医療圏を単位とした災害医療体制を導入し、地域の医療救護活動の統括・調整を行うため、医療対策拠点を地域災害拠点中核病院等に設置している。

市は、立川市、昭島市、国立市、東大和市、武蔵村山市とともに、北多摩西部二次保健医療圏を構成している。

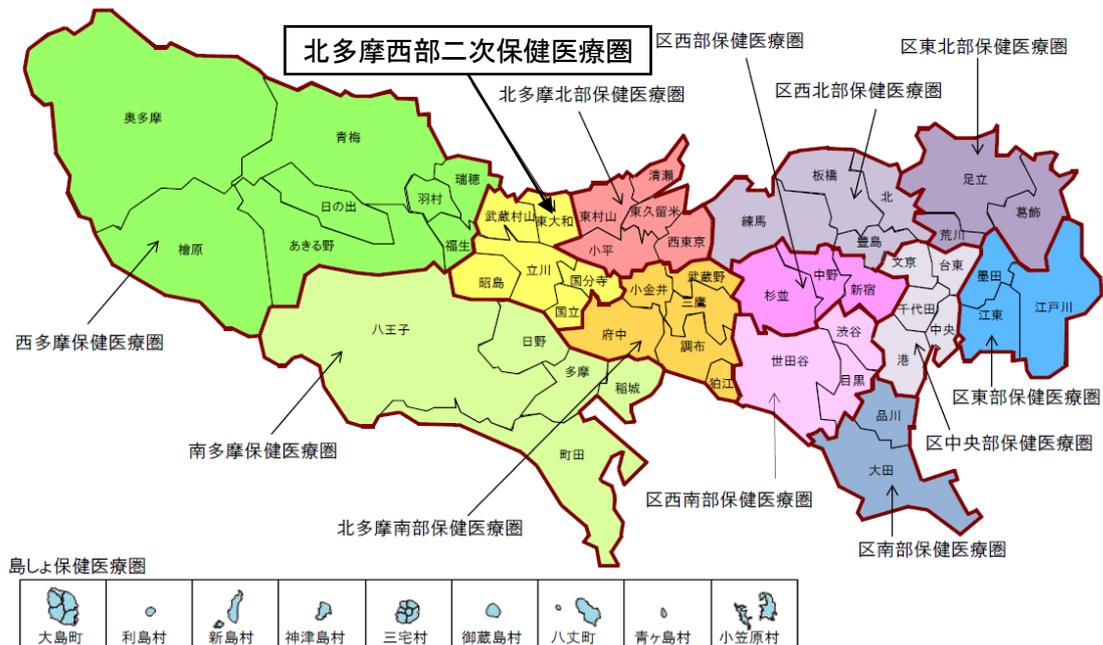


図 3.1.1 都の二次保健医療圏（東京都保健医療計画（令和6年3月改定））

(2) 災害医療コーディネーターを中心とした情報収集体制

1) 災害医療コーディネーター

都は、医療救護に必要な情報を一元化し、迅速かつ的確に医療救護活動を行うことができるよう「東京都災害医療コーディネーター」及び「東京都地域災害医療コーディネーター」（以下「地域災害医療コーディネーター」という。）を指定している。

区市町村においても、災害医療コーディネーターを指定することとしている。

表 3.1.1 災害医療コーディネーター

種別	役割
東京都災害医療コーディネーター	都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師
地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師
区市町村災害医療コーディネーター	区市町村内の医療救護活動を統括・調整するため、区市町村に対して医学的な助言を行う区市町村が指定する医師

2) 災害時小児周産期リエゾン

都は、小児・周産期に係る医療救護活動に必要な情報を集約・一元化し、迅速かつ的確に医療救護活動を行うことができるよう、災害医療コーディネーターと連携しながら、医療ニーズに応じた搬送調整、人的支援等の調整等を行う東京都災害時小児周産期リエゾン及び地域災害時小児周産期リエゾンを指定している。

表 3.1.2 災害時小児周産期リエゾン

種別	役割
東京都災害時小児周産期リエゾン	都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都及び都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、都が指定する医師
地域災害時小児周産期リエゾン	各二次保健医療圏域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師

3) 透析医療ネットワーク

都は、災害時の透析医療確保のため、日本透析医会災害時情報ネットワーク及び東京都透析医会との連携体制を構築している。

多摩地区においては、三多摩腎疾患治療医会災害時透析医療ネットワークが構築され、二次保健医療圏ごとにブロック長を、行政区域ごとに副ブロック長を指定している。

(3) 医療救護活動の統括・調整

都は、二次保健医療圏の医療救護活動を統括・調整するために、基幹災害拠点病院及び地域災害拠点中核病院に医療対策拠点を設置する。

区市町村は、各区市町村単位で医療救護活動を統括・調整するために医療救護活動拠点を設置する。

(4) 医療機関の役割分担

都は、限られた医療資源を有効に活用し、傷病者に対して確実に医療を提供できるように、医療機関の役割分担を次のように定めている。

表 3.1.3 医療機関の役割

種別	役割分担
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害拠点連携病院	主に中等症者又は容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)
専門的医療を行う診療所	原則として、診療を継続する診療所 (救急告示医療機関、透析医療機関、産科及び有床診療所)
診療所 歯科診療所 薬局	市地域防災計画に定める医療救護活動又は診療を継続する診療所等(上記以外の診療所、歯科診療所、薬局)

(5) 医療の連携体制

都は、次の連携により医療情報の収集伝達、初動期の医療救護活動、負傷者等の搬送、医薬品・医療資器材の供給等を行うこととしている。

市が属する北多摩西部二次保健医療圏の調整・統括は、災害医療センターに設置される医療対策拠点において、地域災害医療コーディネーター又はコーディネーター代理が実施する。

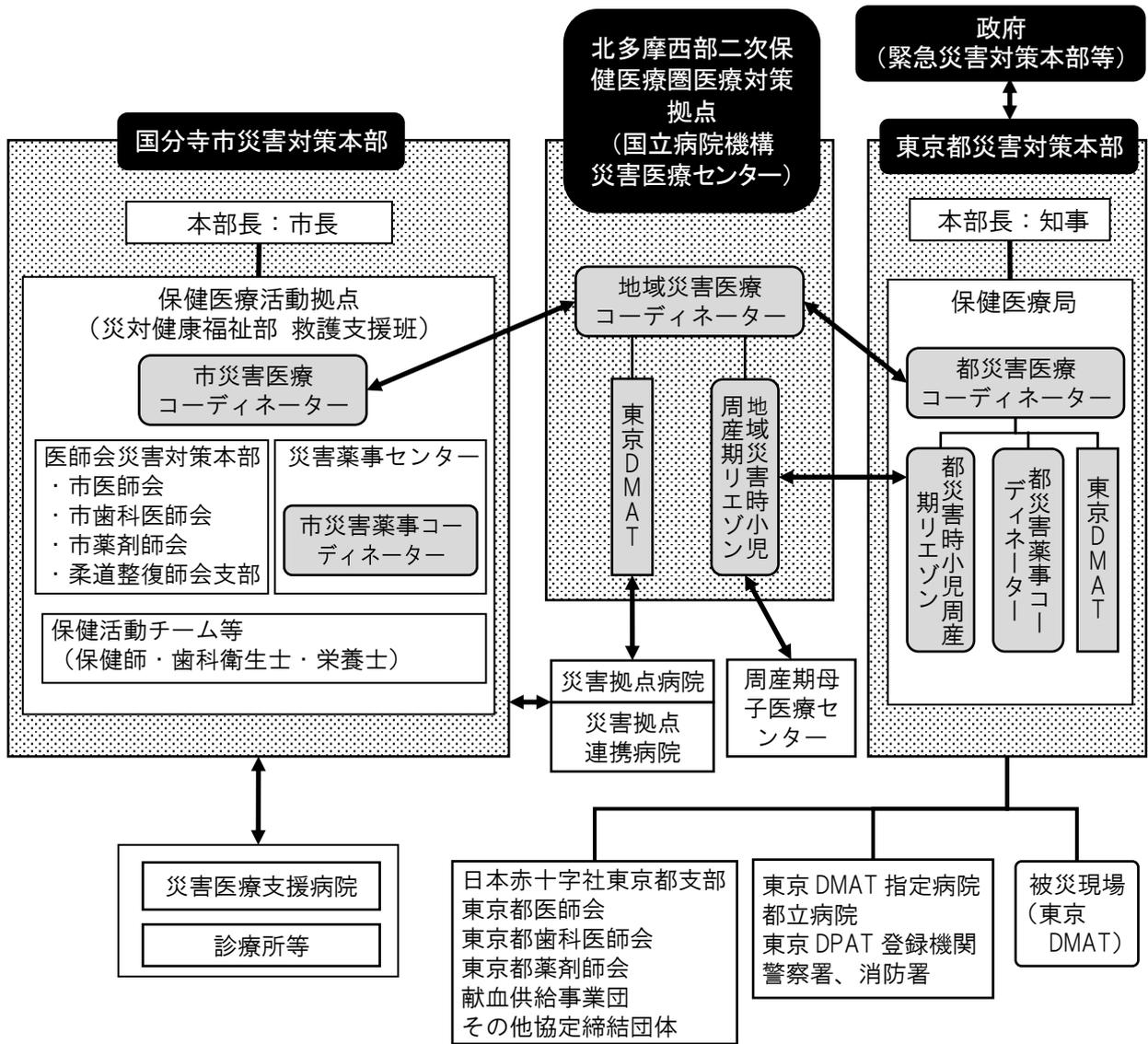


図 3.1.2 発災直後から急性期までの連携体制

2 国分寺市

(1) 医療救護活動と保健活動との連携

医療救護活動と保健活動は、被災者の身体・生命に関する事項を取り扱うため、医療分野と保健分野の境界はなく、常に関係者が連携し一体となった活動が必要である。

そこで、市においては、医療救護活動と保健活動を合同で実施する体制を構築する。

(2) 災害による医療救護活動の基本

地震災害と風水害における医療救護活動の基本は、次のとおりである。

1) 地震災害

地震発生から超急性期（72 時間以内）は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、市の救護支援班で構成される医師会災害対策本部及び市内の災害医療支援病院（国分寺病院・国分寺内科中央病院）により、負傷者への対応を中心に行うこととする。

急性期以降（72 時間以降）は、市外からの医療チーム等の応援により、医療的な支援が必要な被災者（避難所・在宅の避難者）への対応を中心に行うこととする。

なお、亜急性期以降（1 週間以降）は、地域の復旧状況にあわせて、通常地域医療体制に移行する。

2) 風水害

住家等の被害により避難生活が長期化した場合に、医療的な支援が必要な被災者（避難所・在宅の避難者）への対応を中心に行うこととし、地震災害の急性期以降の対応を準用する。

なお、事前避難した避難者の健康については、保健活動を中心とした対応とする。

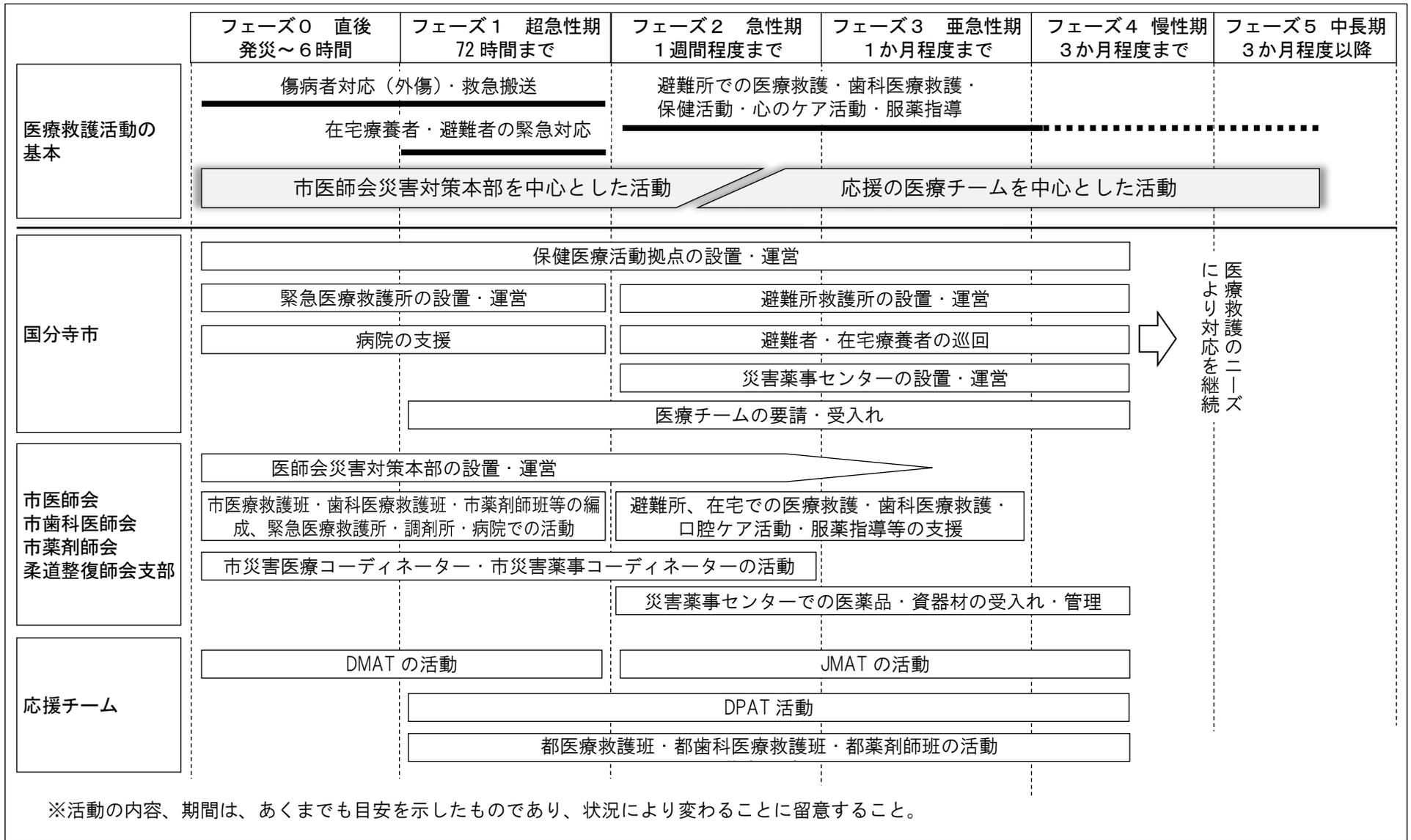


図 3.2.1 医療救護活動のながれ（目安）

(3) 市災害対策本部

市は、市地域防災計画の定めにより、大規模な災害が発生又は発生のおそれのある場合は、市災害対策本部を設置し、災害対策活動の推進を図ることとなっており、医療救護活動は、この1部門として実施する。

(4) 医療救護活動の拠点

市は、医療救護活動のため、次の拠点を設置する。

1) 保健医療活動拠点（医療救護活動拠点）

保健活動及び医療救護活動に関する情報収集・調整・統括を合同で行うため、いずみプラザに保健医療活動拠点を設置する。

なお、情報・通信の観点から、連絡・調整機能の一部は、市役所（災害対策本部室）に設置する保健医療指揮所で担う。

※「東京都災害時医療救護活動ガイドライン」における「医療救護活動拠点」に該当する。保健活動の拠点となるため、市においては「保健医療活動拠点」と呼称する。

2) 災害薬事センター

医薬品、医療資器材を供給するために、いずみプラザの一角に災害薬事センターを設置する。

3) 医療救護所

多数の傷病者、避難者等に医療救護活動を行うために、医療救護所（緊急医療救護所、避難所医療救護所）を必要に応じて設置する。

緊急医療救護所は、いずみプラザに設置し、発災後72時間以内（超急性期）に傷病者のトリアージと応急処置を行う。

避難所医療救護所は、72時間以降（急性期以降）に避難者の診療、薬の服用指導等の拠点として地区防災センター（市立中学校）に設置する。

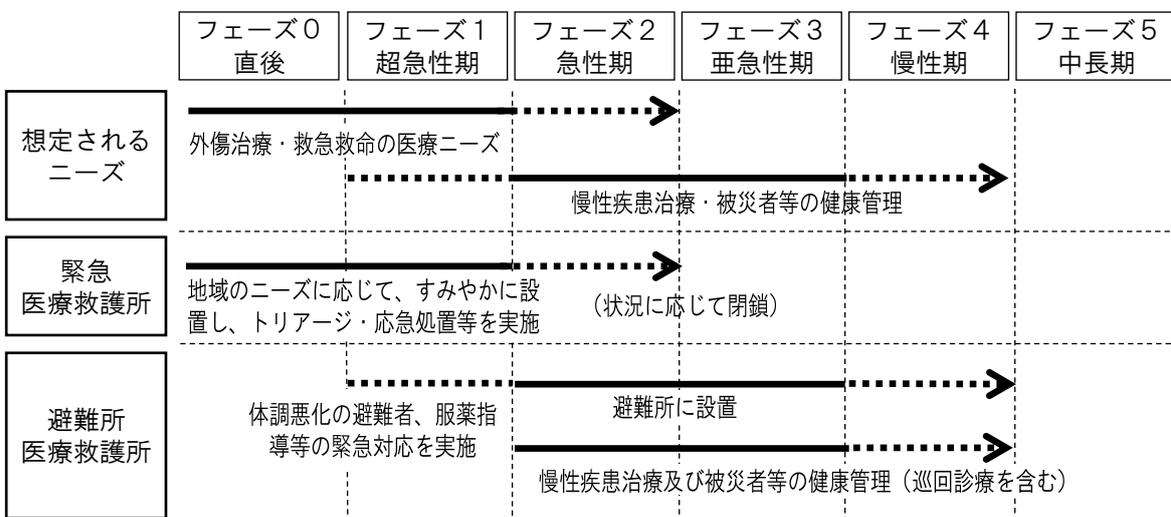


図 3.2.2 医療救護所の設置時期

表 3.2.1 緊急医療救護所と避難所医療救護所の比較

項目	緊急医療救護所	避難所医療救護所
目的	○重症度に応じた適切かつ迅速な医療の提供 ・発災直後は、多数の傷病者に対応するため優先順位が必要 ↓ ・病院前トリアージを実施して、中等症者等に対する災害拠点病院等の診療機能を確保	○地域住民に対する医療機能の提供 ・地域医療が回復するまで医療機能の確保が必要 ↓ ・病院がない地域における臨時的な医療機能の提供 ・避難生活の長期化による被災者の健康管理等
設置場所	災害拠点病院等の近接地等（病院敷地内を含む）	原則として500人以上の避難所、二次避難所
機能	【概ね超急性期まで】 ○トリアージ ○軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療 ○（必要に応じて）中等症者・重症者に対する搬送までの応急処置	【概ね超急性期まで】 <u>病院がない地域に設置する避難所医療救護所</u> ○トリアージ ○軽症者（慢性疾患等を含む）に対する治療 ○受入可能な医療機関までの搬送 ○中等症者・重症者に対する応急処置 ○避難者等に対する健康相談 ○助産救護
		【概ね急性期以降】 <u>巡回診療等を行う避難所医療救護所</u> ○傷病者に対する治療 ○避難者等に対する健康相談 等
期間	原則として、超急性期まで開設（近接病院等の状況から閉鎖を判断）	原則として、急性期から慢性期まで開設（地域の医療機能、避難所の状況から閉鎖を判断）

(5) 病院

市内には、国分寺病院及び国分寺内科中央病院があり、災害医療支援病院に位置付けられる。市内には、災害拠点病院及び災害拠点連携病院はない。

また、北多摩西部二次保健医療圏の病院は、次のとおりである。

表 3.2.2 病院の位置づけ

種別	病院名
災害拠点病院	◎国立病院機構災害医療センター、立川病院、東大和病院
災害拠点連携病院	昭島病院、東京西徳洲会病院、武蔵村山病院、立川相互病院
災害医療支援病院	国分寺病院、国分寺内科中央病院（市内のみ記載）

◎広域基幹災害拠点病院（医療対策拠点）



図 3.2.3 北多摩西部二次保健医療圏の病院の分布

(6) 診療所等

市医師会及び市歯科医師会に属する市内の診療所等は、災害が発生し医療の継続ができない場合、透析医療機関、産科及び有床診療所を除き、診療所等は閉鎖し、市の医療救護活動にあたる。

第4章 活動体制

1 医療救護活動体制

(1) 市災害対策本部

市長は、市地域防災計画の定めにより、震度5弱以上の地震が発生した場合は、市災害対策本部を設置し、災害対策活動を推進する。医療救護活動については、災対健康福祉部救護支援班が担当する。

また、災害時の協定等より市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会支部に協力を要請する（震度6弱以上は要請がなくとも自動対応する体制となっている。）。

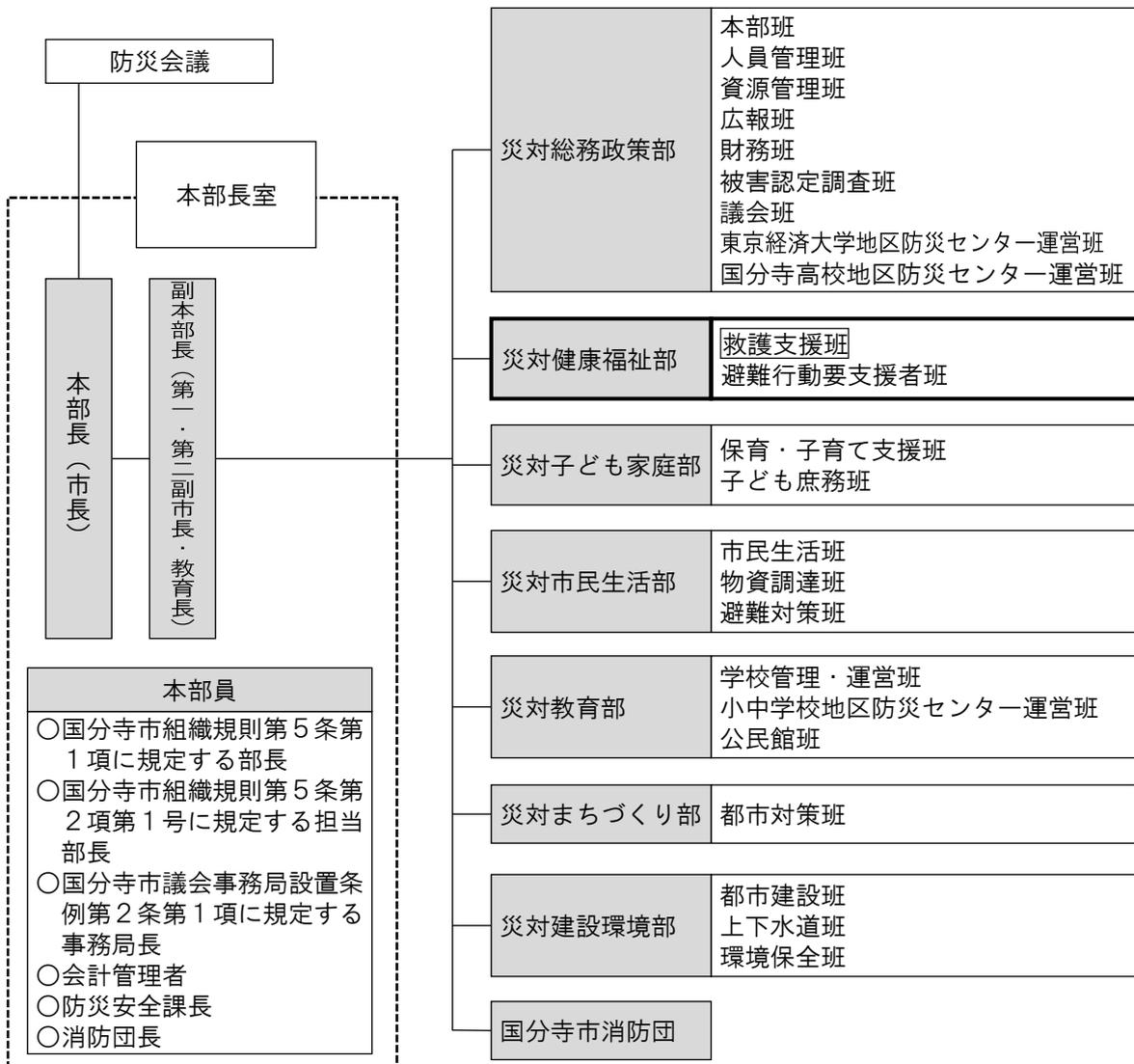


図 4.1.1 災害対策本部組織

(2) 市の役割

市は、市災害医療コーディネーターからの医学的な助言を踏まえて、医療救護活動を統括・調整する役割を有している。

主な役割は、次のとおりである。

- (1) 市全域の情報収集に関すること。
 - ・市内の人的・物的被害、病院被害、医療救護所の設置運営状況、医療機関の診療状況、市医療救護班等の医療チームの活動状況、その他医療救護に必要な情報を集約する。
- (2) 医療救護所の設置・運営に関すること。
 - ・医療救護所（緊急医療救護所及び避難所医療救護所）を設置・運営する。
- (3) 保健医療活動拠点（医療救護活動拠点）の設置・運営に関すること。
 - ・保健医療活動拠点（保健医療指揮所を含む）を設置し、市災害医療コーディネーターの助言により、情報収集、連絡・調整、医療救護活動を指揮、運用する。
- (4) 市医療救護班等の編成及び派遣に関すること。
 - ・市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等の関係団体に対して、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班等の編成・派遣を要請する。
- (5) 医療チームの派遣の要請に関すること。
 - ・医療対策拠点（地域災害医療コーディネーター）に対して、医療チームの派遣を要請する。
- (6) 傷病者を受け入れる病院の確保等に関すること。
 - ・病院及び医療救護所からの要請を受けて、傷病者を受け入れる病院を確保する。病院の確保を要請できる範囲は、市内の病院、圏域内の災害拠点病院及び管轄する医療対策拠点となる。
 - ・病院からの病院機能維持のためのライフライン（水・燃料）支援要請を受けて支援する。
- (7) 医薬品・医療資器材の確保に関すること。
 - ・市薬剤師会と連携して災害薬事センターを設置し、備蓄医薬品の活用、卸売販売業者、ドラッグストア等から医薬品等を調達する。
- (8) その他医療救護に関すること。
 - ・その他、市地域防災計画の定めによる。

(3) 参集・配備態勢

市職員の態勢は、次のとおりである。

勤務時間外の場合、救護支援班の職員は、市役所に参集することになっている。

表 4.1.1 市の災害時の配備態勢

区分	態勢名称	時期
通常体制	警戒配備態勢	市内において震度4の地震が発生した場合
災害対策本部設置	非常配備態勢	市内において震度5弱以上の地震が発生した場合

2 医師会災害対策本部

(1) 医師会災害対策本部の設置

市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会及び柔道整復師会支部は、震度5弱又は5強の地震が発生し、市災害対策本部長（市長）から医師会対策本部設置の要請を受けた場合は、医師会事務室（いずみプラザ2階）に医師会災害対策本部を設置する。

なお、震度6弱以上の地震が発生した場合、市災害対策本部長（市長）からの要請の有無にかかわらず、医師会災害対策本部を設置する。

医師会災害対策本部長は、医師会長もしくはその代行者（医師会副会長等）とし、医師会災害対策本部を統括する。

表 4.2.1 医師会災害対策本部の構成

本部員	市医師会	会長・副会長・担当理事・事務長
	市歯科医師会	会長・担当理事
	市薬剤師会	会長・担当理事
	柔道整復師会支部	会長
	救護支援班	救護支援班長（健康推進課長）・係長

(2) 参集・配備態勢

各師会長は、緊急連絡網により会員の安否確認と医療救護活動参加協力の可否を確認する。

協力可能な市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・柔道整復師会支部の会員は、医師会災害対策本部（いずみプラザ）に参集する。

3 災害医療コーディネーター等

(1) 市災害医療コーディネーター

1) 市災害医療コーディネーターの指定

市は、医療救護活動を統括・調整するため、市医師会の医師を市災害医療コーディネーターとして指定している。

市災害医療コーディネーターは、次のとおりである。

・市医師会理事（3名）

2) 市災害医療コーディネーターの役割

市災害医療コーディネーターの役割は、次のとおりである。

(1) 市の医療救護活動方針の策定に関すること。

<ul style="list-style-type: none"> ・市内の被害状況、医療救護所の医療ニーズ、医療チームの活動状況等を踏まえ、市が定める医療救護活動方針に対して、医学的な助言を行う。

(2) 医療チームの配分調整に関すること。

- ・市内の病院、医療救護所の人的・物的資源に不均衡が生じないように、医療チームの配分調整について、医学的な助言を行う。
- (3) 傷病者を受け入れる病院の確保に関すること。
 - ・傷病者を受け入れる病院の確保に向けて、市内の病院、圏域内の災害拠点病院及び管轄する医療対策拠点と調整する。
- (4) 地域災害医療コーディネーターとの連絡・調整に関すること。
 - ・医療救護活動方針等について、地域災害医療コーディネーターと調整する。
- (5) その他医療救護に関すること。
 - ・その他医療救護に関して、市に対する医学的な助言を行う。

(2) 市災害薬事コーディネーター

1) 市災害薬事コーディネーターの指定

市は、医療救護活動における薬事に関する助言及び調整を行うため、市薬剤師会の薬剤師を市災害薬事コーディネーターとして指定している。

2) 市災害薬事コーディネーターの役割

市災害薬事コーディネーターの役割は、次のとおりである。

なお、市災害薬事コーディネーターは、医師会災害対策本部の方針を踏まえ、市災害医療コーディネーターとの連携の下、災害薬事センターのセンター長として活動する。

- (1) 薬事に関する医療情報の情報収集に関すること。
- (2) 薬剤師班等の活動に関すること。
- (3) 医薬品等の確保及び供給に関すること。
- (4) 市災害医療コーディネーター等の連絡・調整に関すること。
- (5) 被害状況の報告を求めること。
- (6) その他薬事及び保健衛生に関すること。

4 保健医療活動拠点

(1) 保健医療活動拠点の設置・廃止

1) 設置

市は、医療救護活動及び保健活動の拠点として、「保健医療活動拠点」をいずみプラザに設置する。

ただし、情報・通信の観点から、連絡・調整機能の一部は、市役所本庁舎（災害対策本部室）に設置する保健医療指揮所で担う。

いずみプラザが被災し、使用できない場合は、市役所本庁舎を代替施設とする。

なお、保健医療活動拠点のレイアウトは、「第5章 2 緊急医療救護所の設置」を参照のこと。

2) 廃止

保健医療活動拠点の閉鎖については、市災害医療コーディネーターの医学的な助言等に基づき、適切に判断する。

(2) 保健医療活動拠点の機能

保健医療活動拠点における医療救護活動の機能は、次のとおりである。

- ・情報収集（全体の被災状況、傷病者の状況、地区防災センター等からの情報、関係機関の動向等）
- ・連絡・調整（市内の病院、二次保健医療圏医療対策拠点、災害拠点病院、東京都等）
- ・要対応者情報（案件）への対応（調整、対応決定、チームの編成、活動の準備）
- ・派遣される DMAT、JMAT 等の受入れ、調整

(3) 保健医療活動拠点の運営

1) 運営

保健医療活動拠点は、市災害医療コーディネーターの助言のもと市が運営する。

- ・運営責任者：救護支援班長（健康推進課長（代理：子育て相談室長））
- ・運営要員：救護支援班員（健康推進課職員、子育て相談室母子保健係職員）
（ただし、保健活動に従事する者を除く。）

2) 構成

保健医療活動拠点を構成するメンバーは、次のとおりである。

- 発災～超急性期（72 時間以内）
 - ・医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師
リーダーとなる医師を医師会が指名（主に 72 時間以内）
 - ・健康推進課長（救護支援班長）
 - ・健康推進課職員、子育て相談室母子保健係職員（運営要員）
 - ・市保健師、市栄養士、市歯科衛生士（保健活動チーム）
救護支援班長が、保健活動チームリーダーを指名（歯科衛生士は災害歯科医療での役割が想定されるため、保健活動チームリーダーに指名しない。）
- 急性期以降（72 時間以降）
 - ・上記に応援チームが加わる（応援チーム主体で構成する。）

3) 活動主体

保健医療活動拠点での活動は、超急性期（72 時間以内）においては、市災害対策本部の方針を踏まえ、市災害医療コーディネーターとの調整のうえ、医師会災害対策本部が主体で行うことを基本とする。

急性期以降（72 時間以降）は、外部からの応援チームを活用して対応することを基本とする。

(4) 保健医療指揮所

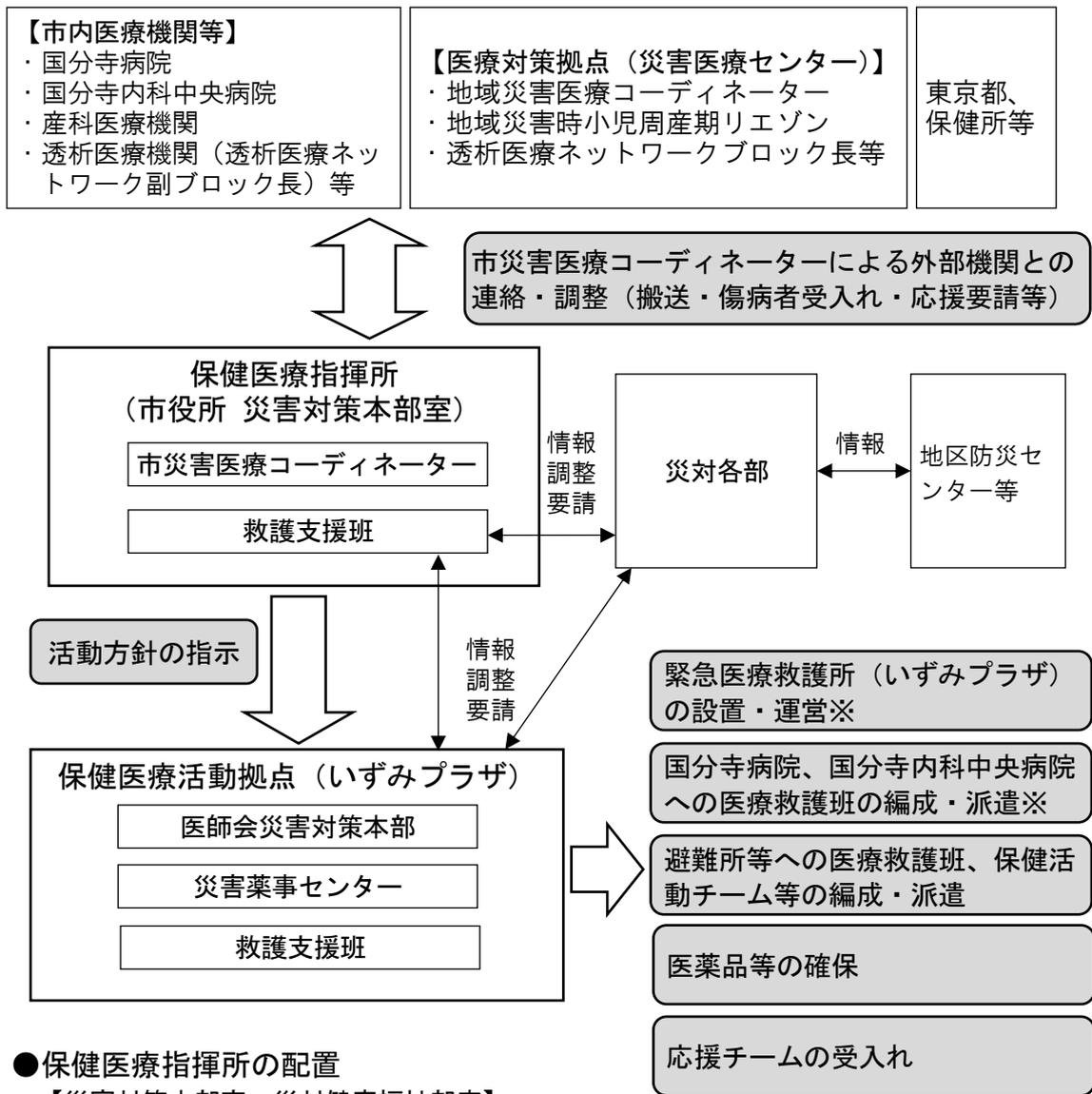
市役所本庁舎（災害対策本部室）に市災害医療コーディネーターを配置した保健医療指揮所を設置する。

保健医療指揮所では、市災害医療コーディネーターの助言の下、都防災行政無線、市IP無線等を用いた情報収集、連絡・調整等、災害対策本部の他部門との調整、医療救護活動全体の統括を行う。

表 4.4.1 保健医療指揮所の構成と役割

市災害医療コーディネーター		<ul style="list-style-type: none"> ・市内の医療機関の情報収集、連絡・調整 ・緊急医療救護所設置、市内病院への支援の判断に関する医学的助言 ・市医療救護班の編成、応援要請の判断に関する医学的助言 ・傷病者の受入先、搬送の調整 ・地域災害医療コーディネーターとの連絡・調整 ・医師会災害対策本部との連絡・調整 ・避難所等での医療救護活動の統括、保健活動への助言
災害時統括保健師		<ul style="list-style-type: none"> ・市災害医療コーディネーターの補佐 ・保健所（リエゾン含む。）との連絡・調整
救護支援班係長 （健康推進係長）		<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部の指示伝達等の調整 ・市災害医療コーディネーターとの協議・意見の伝達 ・市災害対策本部各対策部との調整 ・災対健康福祉部長（健康部長）・救護支援班長（健康推進課長）との連絡・調整 ・外部機関との調整
運営要員 （健康推進課職員）	情報・ 連絡担当	<ul style="list-style-type: none"> ・市IP無線、EMISの操作、都防災行政無線等での連絡依頼（情報収集、連絡） ・外部機関との事務連絡 ・応援要請等の事務 ・市災害対策本部各対策部との連絡
	活動支援 担当	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡（いずみプラザ、各班） ・資機材（医療救護活動拠点の資機材、車両調達） ・その他の事務

第4章 活動体制
4 保健医療活動拠点



●保健医療指揮所の配置

【災害対策本部室・災対健康福祉部席】

- ・市災害医療コーディネーター
- ・災害時統括保健師
- ・健康推進係長、健康推進課職員
- ・保健所リエゾン 等

●保健医療活動拠点の配置

【責任者】健康推進課長

【医師会災害対策本部】

- ・医師、歯科医師、柔道整復師

【災害薬事センター】

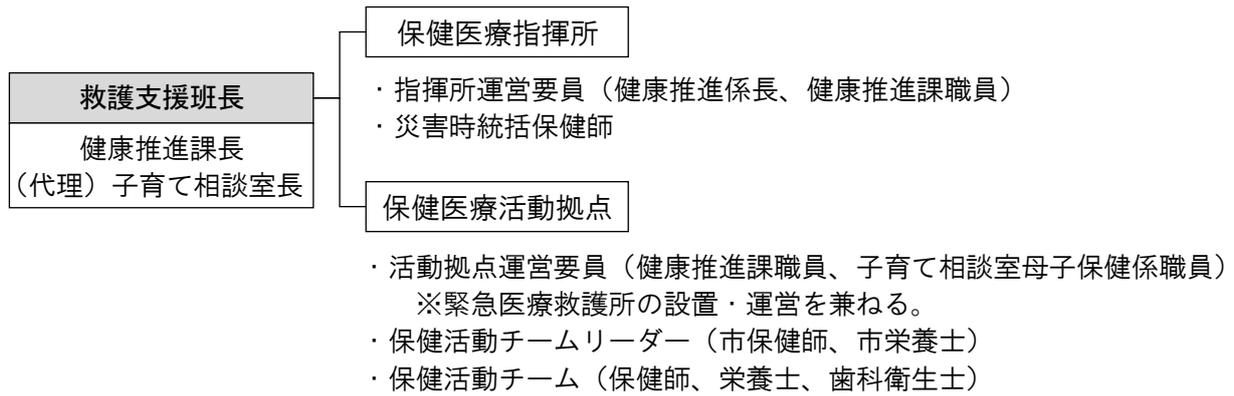
- ・市災害薬事コーディネーター、薬剤師

【活動拠点（作業場所・待機場所）】

- ・子育て相談室長
- ・健康推進課職員、子育て相談室母子保健係職員（運営要員）
- ・リーダー医師
- ・保健師、栄養士、歯科衛生士

※72時間以内の対応

図 4.4.1 保健医療活動拠点の概念図



※保健師等の編成の具体については、別に定める「国分寺市災害時保健活動計画」による。

図 4.4.2 救護支援班の編成

5 医療救護班等の編成・派遣

市は、医療救護活動を行うために、医師会災害対策本部に医療救護班等の編成・派遣を要請する。

(1) 市医療救護班

市医療救護班は、発災直後から超急性期においては、主に緊急医療救護所、病院の支援を中心に活動し、その後は、地区防災センター等における避難所医療救護所を中心として活動する。

表 4.5.1 市医療救護班の活動内容

時期	活動内容
概ね 発災直後～ 超急性期	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者に対するトリアージ ・傷病者に対する応急処置及び医療 ・傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 ・死亡の確認及び遺体の検案への協力 ・助産救護 ・その他、必要と認められる業務
概ね 急性期以降	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所医療救護所又は巡回診療による医療の提供 ・被災者に対する健康相談等 ・避難所の衛生管理、防疫対策への協力 ・復旧する医療機関への引継ぎ

(2) 市歯科医療救護班

市歯科医療救護班は、市医療救護班と同様に活動する。

表 4.5.2 市歯科医療救護班の活動内容

時期	活動内容
概ね 発災直後～ 超急性期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者に対するトリアージの協力 ・ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ・ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定 ・ 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する歯科治療、衛生指導 ・ 検視・検案に際しての法歯学上の協力
概ね 急性期以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所医療救護所又は巡回診療による歯科医療の提供 ・ 被災者に対する歯科健康相談等 ・ 避難所の衛生管理及び防疫対策への協力 ・ 復旧する歯科医療機関への引継ぎ

(3) 市薬剤師班

市薬剤師班は、発災直後には、主に緊急医療救護所を中心に活動し、その後は、地区防災センター等における避難所医療救護所を中心として活動する。

表 4.5.3 市薬剤師班の活動内容

時期	活動内容
概ね 発災直後～ 超急性期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ・ 傷病者に対するトリアージの協力 ・ 医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注 ・ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援
概ね 急性期以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所医療救護所等における調剤及び服薬指導 ・ 避難所医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け・管理 ・ 避難所での一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ・ 避難所の衛生管理や防疫対策への協力 ・ 復旧する薬局への引継ぎ

(4) 柔道整復師

柔道整復師は、市医療救護班と同様に活動する。

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者に対する応急救護活動 ・ 傷病者に対する応急援護に関する衛生材料等の提供 ・ その他、市からの要請に基づく活動 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第5章 地震発生直後の対応（超急性期：72時間以内）

1 傷病者への対応の基本方針

（1）建物等の倒壊、火災等による傷病者

超急性期における傷病者への対応は、病院又は市が設置する緊急医療救護所（トリアージポスト）等で、トリアージを行い、重症者（赤）、中等症者（黄）・軽症者（緑）に区分し、それぞれの区分に対応した処置を行うことを基本とする。

傷病者への対応は、各病院、市が設置する緊急医療救護所、市医療救護班の派遣先等で行うものとする。

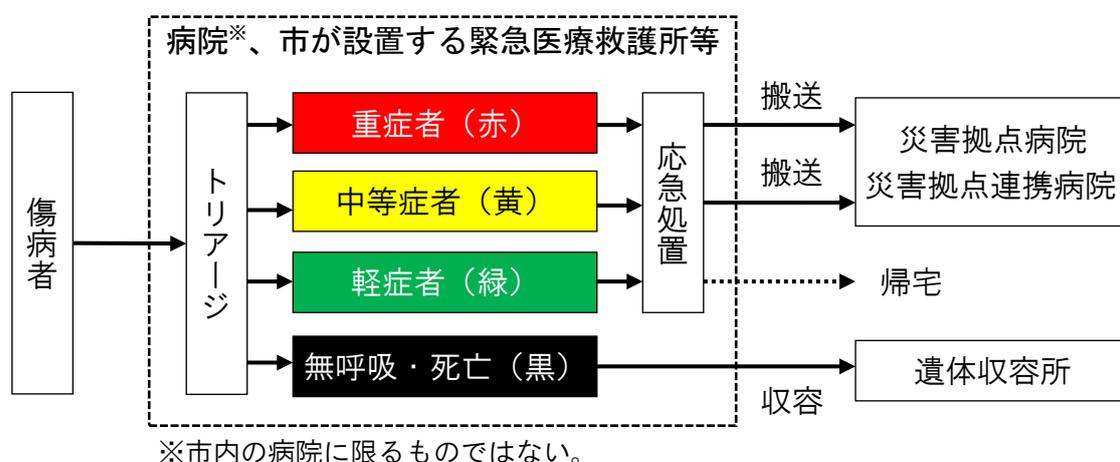


図 5.1.1 超急性期の傷病者の流れ

（2）緊急に医療的な支援が必要な被災者

避難直後から、避難所等で体調を悪化させる避難者、在宅療養者、妊産婦等への緊急の医療的支援が必要となることが想定される。

この場合は、地区防災センターからの連絡、保健活動チームによる避難所の調査により情報を把握し、必要な医療救護班等を派遣して対応する。

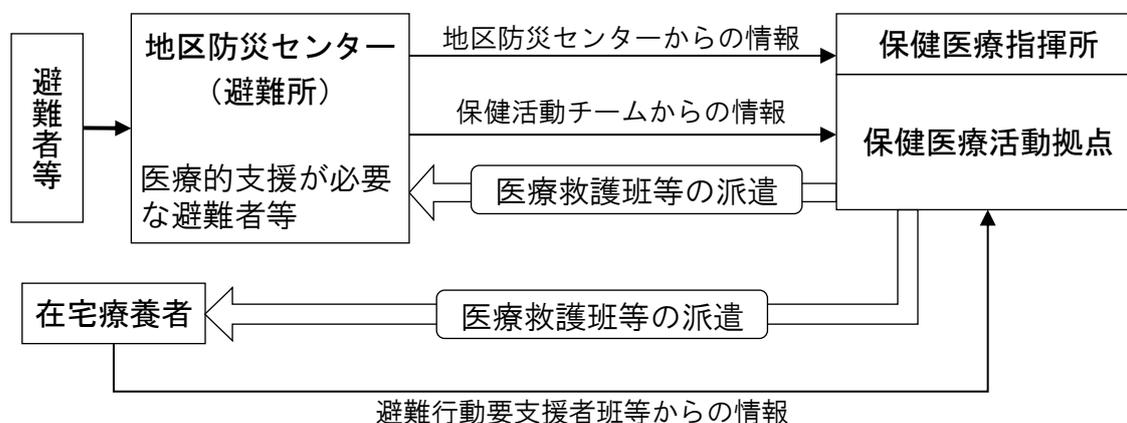


図 5.1.2 超急性期の被災者への医療的な支援の流れ

1 傷病者への対応の基本方針

【トリアージ】

トリアージとは、発災時等に多数の傷病者が発生した場合に、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいい、次の4段階に分類する。

表 5.1.1 トリアージのカテゴリー

順位	分類	識別色	傷病状態及び病態	具体的事例
第1順位	最優先治療群（重症群）	赤色（Ⅰ）	生命を救うため、直ちに処置を必要とするもの。窒息、多量の出血、ショックの危険のあるもの	気道閉塞、呼吸困難、意識障害、多発外傷、ショック、大量の外出血、血気胸、胸部開放創、腹腔内出血、腹膜炎、広範囲熱傷、気道熱傷、クラッシュシンドローム、多発骨折等
第2順位	待機的治療群（中等症群）	黄色（Ⅱ）	ア 多少治療の時間が遅れても、生命には危険がないもの イ 基本的には、バイタルサインが安定しているもの	全身状態が比較的安定しているが、入院を要する以下の傷病者：脊髄損傷、四肢長管骨骨折、脱臼、中等度熱傷等
第3順位	保留群（軽症群）	緑色（Ⅲ）	上記以外の軽易な傷病で、ほとんど専門医の治療を必要としないもの等	外来処置が可能な以下の傷病者：四肢骨折、脱臼、打撲、捻挫、擦過傷、小さな切創及び挫創、軽度熱傷、過換気症候群等
第4順位	無呼吸群	黒色（Ⅳ）	気道を確保しても呼吸がないもの	圧迫、窒息、高度脳損傷、高位頸髄損傷、心大血管損傷、心臓破裂等により心肺停止状態の傷病者
	死亡群		既に死亡しているもの、又は明らかに即死状態であり、心肺蘇生を施しても蘇生の可能性のないもの	

【トリアージタグ】

トリアージの結果は、トリアージタグ（識別票）に記載し、右手首に取り付ける。

タグ用紙は3枚つづりで、1枚は災害現場用（トリアージの現場）、2枚目は搬送機関用、3枚目本体は収容医療機関用となっている。

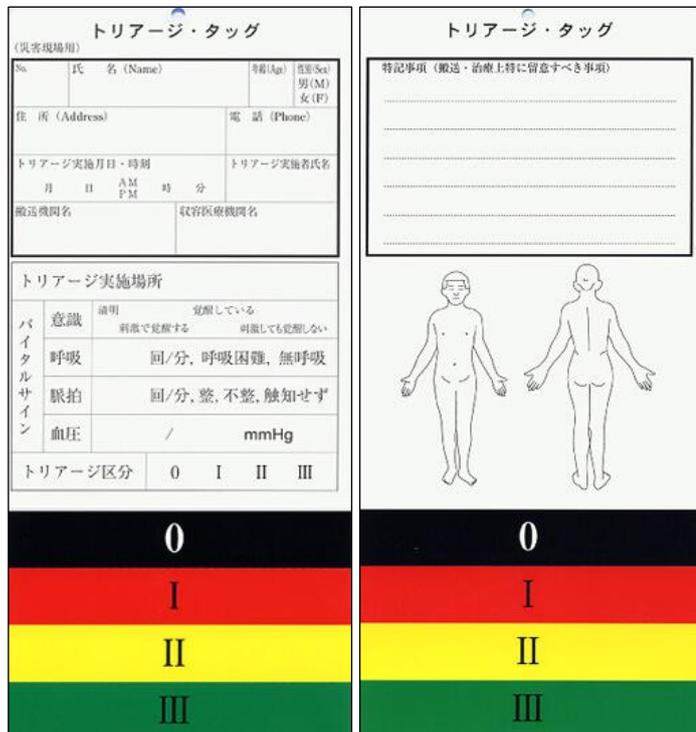


図 5.1.3 トリアージタグ

2 緊急医療救護所の設置

(1) 緊急医療救護所の設置

1) 判断

市は、多数の傷病者が発生した場合等に、市災害医療コーディネーターの助言により、いずみプラザに緊急医療救護所を設置する。

設置を判断する目安は、概ね次のとおりとする。

- ・市南東部で傷病者が多数発生している場合（地区防災センター等からの情報）
- ・国分寺内科中央病院に傷病者が殺到し、対応困難な場合 等

2) 設置期間

緊急医療救護所の設置期間は、概ね発災から72時間以内とする。

(2) 緊急医療救護所の設営

緊急医療救護所での傷病者の流れは、次を基本とする。

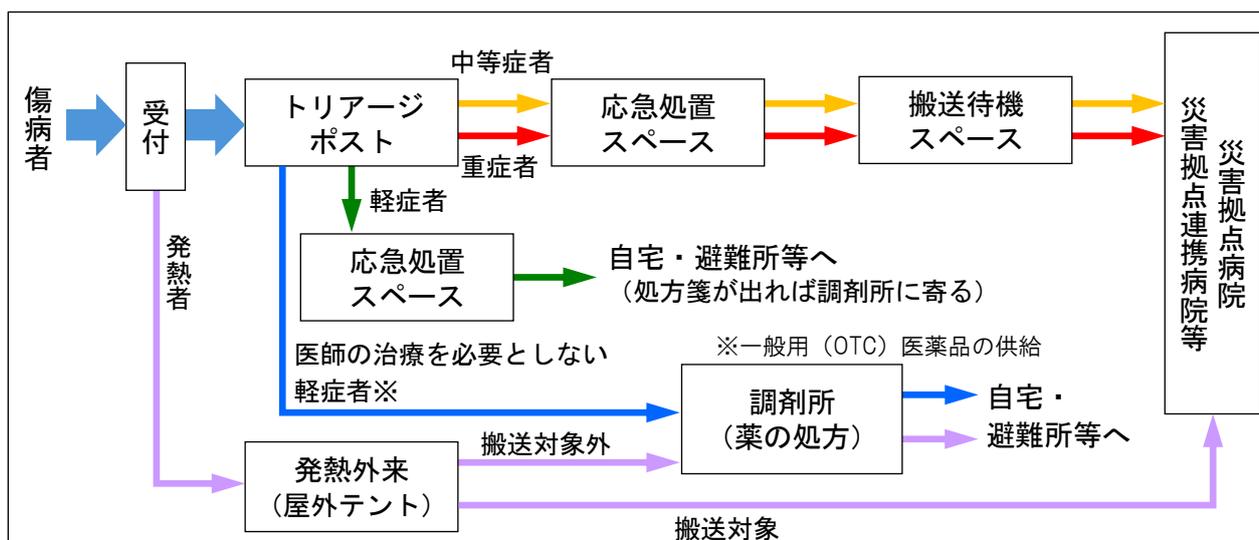


図 5.2.1 緊急医療救護所での傷病者の流れ

健康推進課職員等（保健医療活動拠点の運営要員）は、必要なスペースを確保し、机、椅子等の資機材を配置する。

- ・受付（薬剤師カウンターを含む）
- ・トリアージ場所（トリアージポスト）
- ・応急処置スペース（軽症）（中等症）（重症）
- ・搬送待機スペース
- ・発熱外来（屋外テント）
- ・歯科医療救護所
- ・調剤所（相談・交付窓口、調剤スペース）

(3) 緊急医療救護所の運営体制

市は、医師会災害対策本部に、緊急医療救護所の運営を要請する。

緊急医療救護所の指揮者は、市災害医療コーディネーターと協議のうえで、医師会災害対策本部長が指名し、市へ報告する。

緊急医療救護所の運営体制は、次のとおりとする。

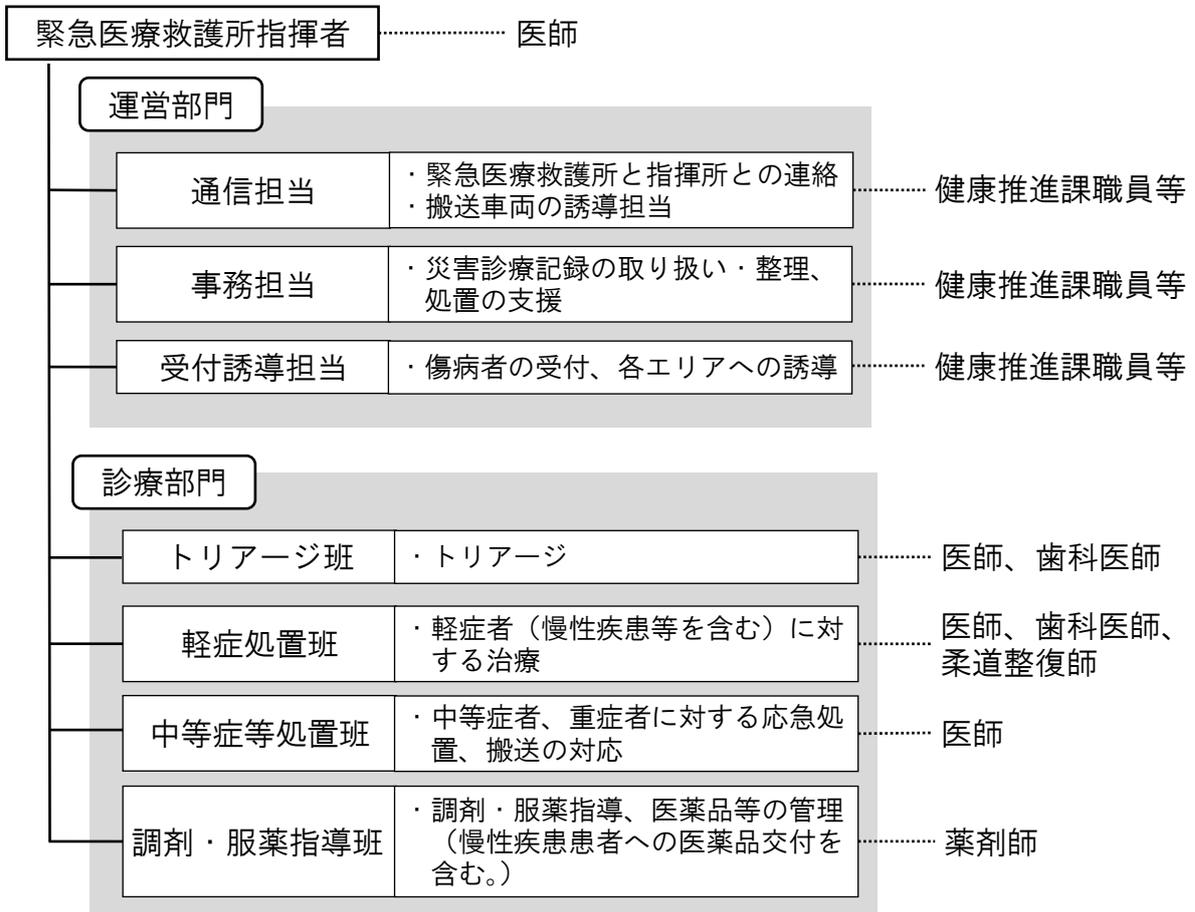


図 5.2.2 緊急医療救護所の運営体制

(4) 調剤所の設置・運営

1) 調剤所の設置

市は、緊急医療救護所の設置を判断した場合、市薬剤師会に対し緊急医療救護所に隣接したいずみプラザ内に調剤所を開設するよう要請する。

2) 傷病者への投薬

市薬剤師会（調剤・服薬指導班）は、調剤所において、軽症処置班、中等症等処置班の診療に必要な医薬品を処方する。

また、トリアージ場所において普段の服用薬等についての聞き取りを行い、医師の治療を必要としない軽症者に、一般用（OTC[※]）医薬品等の交付を行う。

※OTC 医薬品：薬局・薬店・ドラッグストア等で処方せん無しに購入できる医薬品のこと。（OTC：Over The Counter）

（5）新型コロナウイルス等感染症への対策

新型コロナウイルス等感染症が流行している場合は、受付時に検温、体調確認を行い、換気が十分な空間に発熱外来を設置して対応する。

第5章 地震発生直後の対応（超急性期：72時間以内）
2 緊急医療救護所の設置

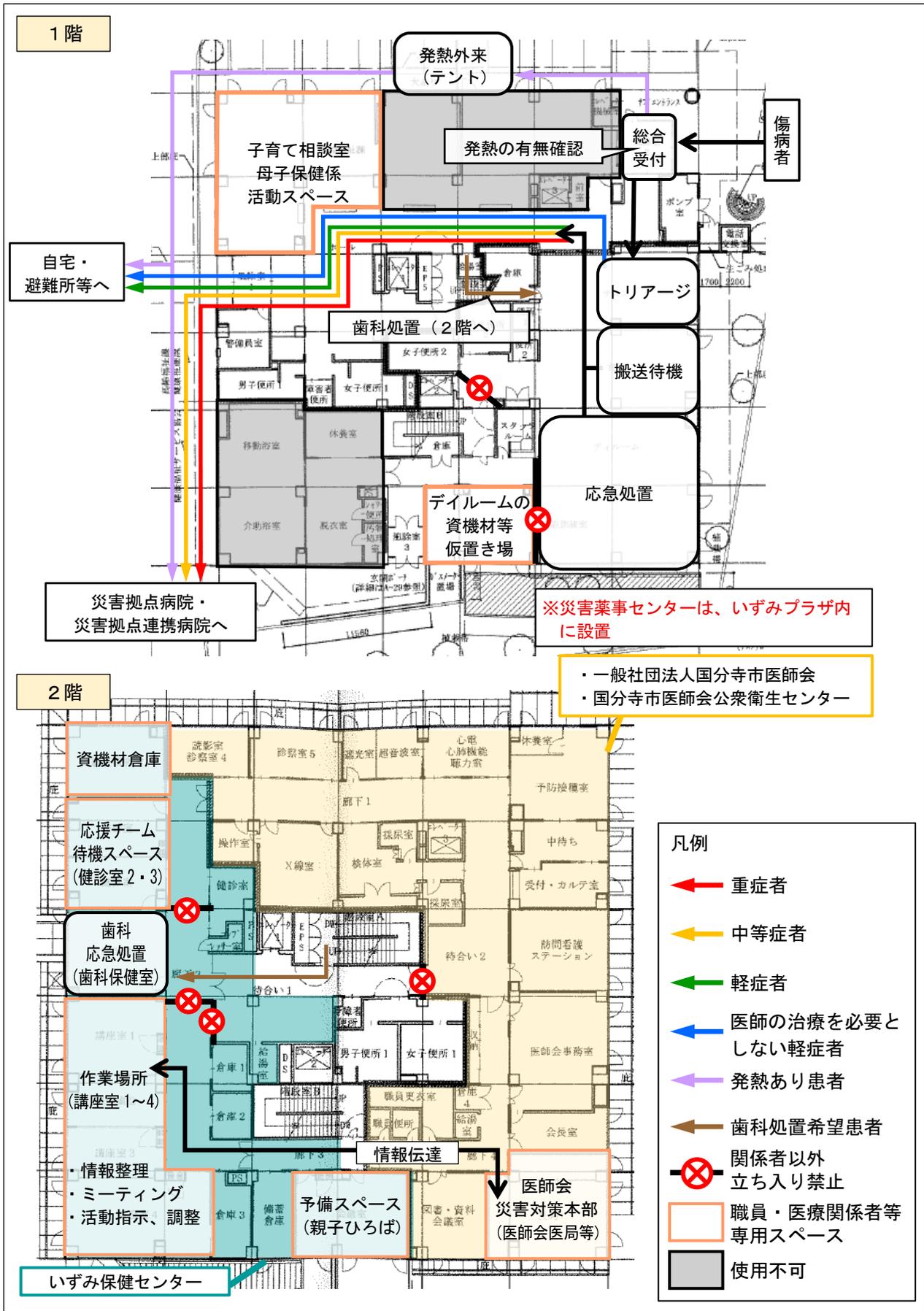


図 5.2.3 1階のダイルームに緊急医療救護所を設置する場合のレイアウト（1・2階）



図 5.2.4 1階のデイルームに緊急医療救護所を設置する場合のレイアウト（3階）

第5章 地震発生直後の対応（超急性期：72時間以内）
2 緊急医療救護所の設置

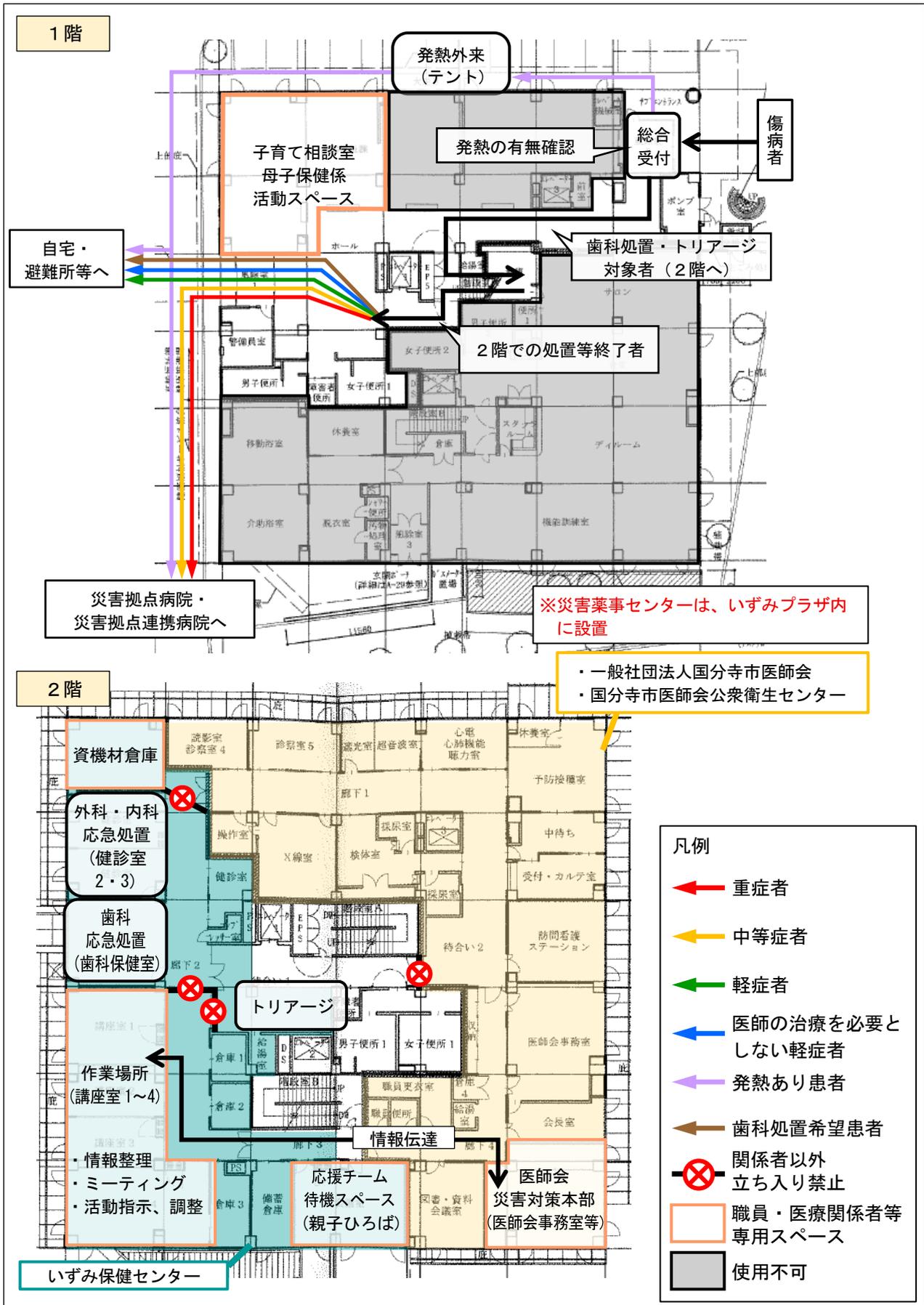


図 5.2.5 2階に緊急医療救護所を設置する場合のレイアウト (1・2階)

3 病院への支援

(1) 病院への支援の判断

市は、国分寺病院、国分寺内科中央病院から医療救護班等の派遣及び医薬品等の支援の要請があった場合に、市災害医療コーディネーターの助言により、必要な要員の派遣、資機材等の提供等の支援を行う。

(2) 派遣要員の編成

派遣要員は、病院が必要とする要員（医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師）とする。市は、医師会災害対策本部に派遣を要請する。

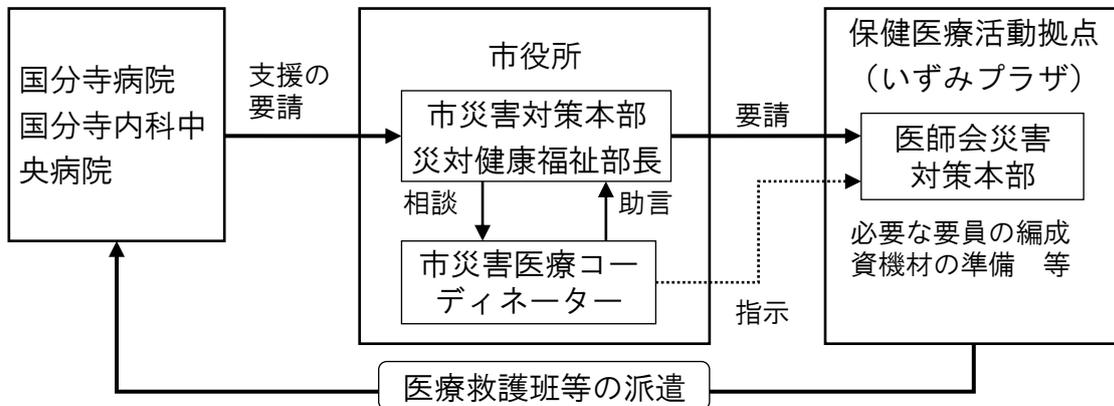


図 5.3.1 病院への支援の流れ

(3) 病院の機能継続が困難な場合

市は、国分寺病院、国分寺内科中央病院が被災し、機能継続が困難と判断される場合には、医療対策拠点等と調整のうえ、必要な対応を行う。

4 傷病者の搬送

市は、重症者又は中等症者を搬送する必要がある場合は、搬送先及び搬送手段を確保する。

(1) 搬送先の確保

市災害医療コーディネーターは、医療対策拠点の地域災害医療コーディネーターに連絡し、搬送先の確保を要請し、その指示を受ける。

また、圏域内の災害拠点病院、緊急医療救護活動に関する協定を締結している東京都立多摩総合医療センター・小児総合医療センターに連絡し搬送先を確保する。

（2）搬送手段の確保

市は、次の方法で搬送車両を確保する。

- ・国分寺消防署へ救急搬送を要請する。
- ・地域災害医療コーディネーターに病院救急車（これに類する車両を含む。）の配車を要請する。（市災害医療コーディネーターを通じて）
- ・市有車両又は協定連携先車両の配車要請（市災害対策本部資源管理班へ要請）
この場合、市有車両の運転は、原則として、資源管理班職員が行う。協定連携先車両の運転については、連携先との調整による。

5 避難直後の緊急対応

市は、発災直後から超急性期までの間、避難所等で体調を悪化させる避難者、ライフライン途絶等により支援が必要な在宅療養者等に対して、緊急対応を行う。

（1）要対応者

想定する要対応者の事例は、次のとおりである。

- ・避難直後に体調を悪化させる避難者
- ・人工透析患者
- ・妊産婦
- ・人工呼吸器使用者
- ・在宅酸素療法（HOT）患者
- ・継続服用する薬を持ち出せなかった慢性疾患患者 等

（2）情報の収集

市は、地区防災センター運営班から災害対策本部への連絡、避難所を調査する保健活動チームからの連絡により、要対応者情報を把握する。

在宅療養者の情報については、避難行動要支援者班からの連絡により把握する。

（3）要対応者への措置

1) 避難所への医療救護班等の派遣

市は、避難所に保健活動チームを派遣し、被災者の状況を調査する。その情報のうち緊急対応が必要な場合は、市災害医療コーディネーターの助言により市医療救護班を派遣し、診察、応急処置、医療機関への搬送等の措置をとる。

なお、搬送先・搬送手段の確保は、保健医療指揮所において市災害医療コーディネーターが行うが、IP無線が使用できる場合、その後の搬送先と連絡は、現場の市医療救護班又は保健活動チームが直接、行うものとする。

2) 人工透析患者、妊産婦、人工呼吸器使用者、酸素療法患者

市は、三多摩腎疾患治療医会災害時透析医療ネットワークの副ブロック長、地域災害時小児周産期リエゾン等に連絡し、対応可能な医療機関の情報を収集し、地区防災センター運営班等を通じて患者に伝達するとともに、搬送手段の確保等を行う。

第5章 地震発生直後の対応（超急性期：72時間以内）

5 避難直後の緊急対応

（詳細は、第9章参照）

3) 服薬指導等

市は、市災害薬事コーディネーターの助言により、市薬剤師班を避難所に派遣し、服薬指導、医薬品の交付等の措置をとる。

（詳細は、第8章参照）

第6章 避難者への医療救護（主に急性期以降：72時間以降）

1 基本方針

急性期以降（72時間以降）は、避難生活が長期化するため、避難所の避難者、在宅の避難者の健康管理を中心とした医療救護活動が必要となる。

この時期においては、保健活動チームの活動により要対応者の情報を収集し、避難所救護所等において、必要な医療救護活動を行う。

なお、地域医療の復旧・復興への対応も必要であることから、医療救護活動は、市医師会災害対策本部を主体とした体制から、市医師会の指揮、助言等のもと、応援の医療チームを主体とした体制に移行する。

2 情報収集と対応

（1）対応者情報の収集及び対応の流れ

1) 情報の収集

市は、避難行動要支援者班及び地区防災センター運営班からの情報、保健チームの巡回等により、避難所の避難者及び在宅避難者における要対応者の情報を収集する。

2) 指揮

市は、保健医療指揮所の市災害医療コーディネーターの助言のもと、保健医療活動拠点のリーダー医師等に要対応者の情報、必要な対応を連絡する。

なお、避難者への医療救護活動が軌道にのるまでは（発災から概ね1週間まで）、保健医療指揮所における市医師会医師による助言等の体制を要請する。

3) 対応

リーダー医師及び保健活動チームリーダーは、市災害医療コーディネーターの助言等により、保健医療活動拠点にて、避難所医療救護所の設置、医療救護班及び保健活動チームの派遣、救急搬送の要請等、必要な対応をとる。

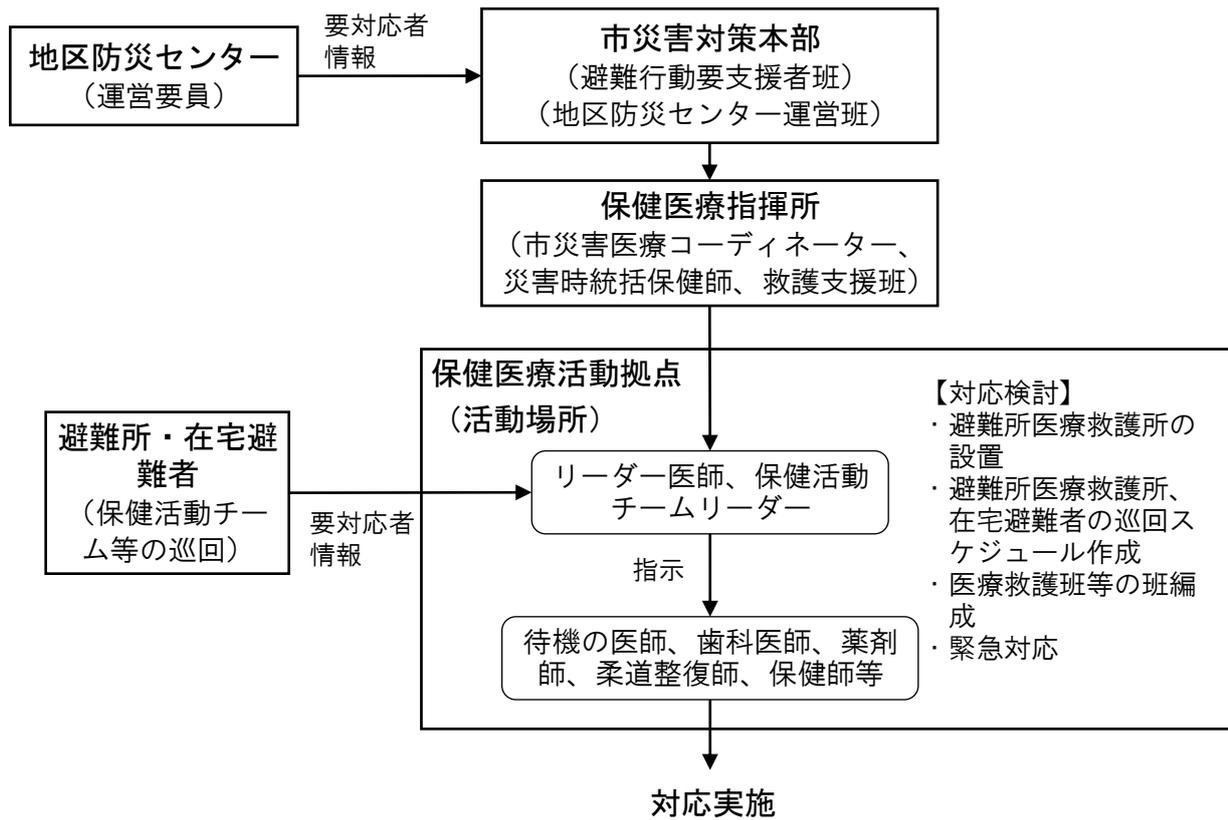


図 6.2.1 急性期以降の対応の流れ

(2) 保健医療活動拠点の運営

保健医療活動拠点（活動場所）の運営は、次のとおり行う。

- ① リーダー医師の配置
 - ・市医師会の医師、応援の医療チーム等から、リーダー医師を定め、指揮者とする。
- ② 情報の整理・掲示
 - ・指揮所等からの傷病者、避難所、医療機関等の情報を整理し、ホワイトボードに掲示する。
 - ・作業は主に健康推進課職員が対応する。
- ③ 対応の協議、指示
 - ・指揮所、現場の保健活動チーム等から伝達された対応案件について、協議、対応を決定し、必要な要員に指示する。
 - ・その日のリーダー医師、保健活動チームリーダー等が対応する。
- ④ 保健医療ミーティング（定例で報告・情報共有・方針決定）の実施
 - ・1日の活動について、医師、保健活動チームリーダー等が報告し、情報を共有する。

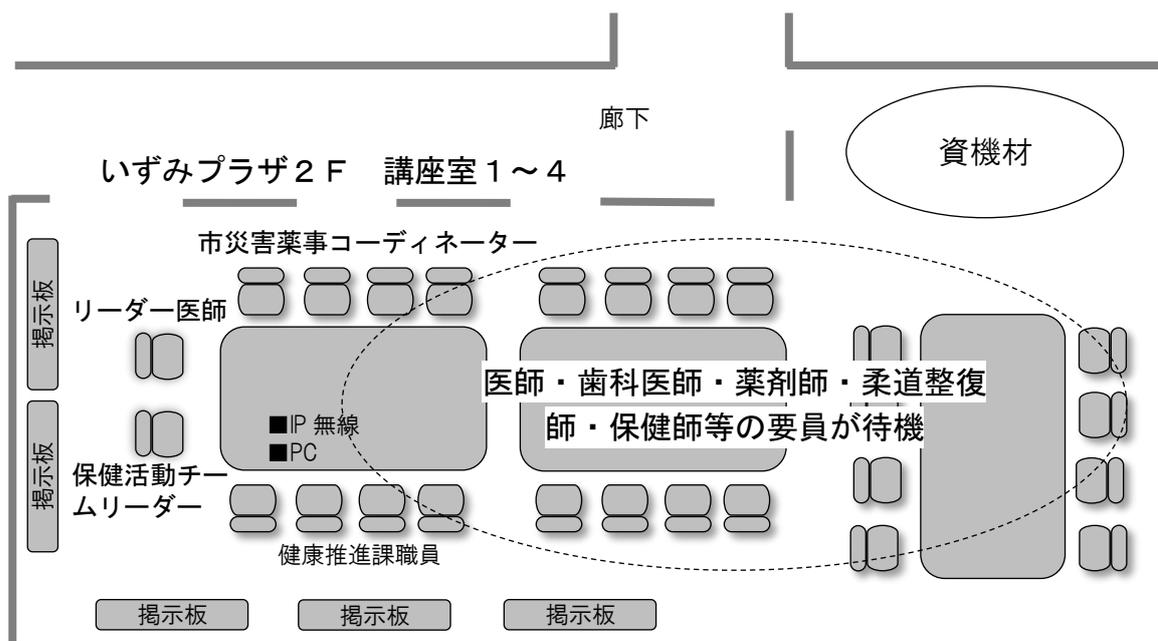


図 6.2.2 保健医療活動拠点のレイアウトイメージ

3 避難所での医療救護

(1) 避難所医療救護所の設置

1) 避難所医療救護所の役割

避難所医療救護所は、避難者等の健康管理、病院・診療所等での診療を受けることができない被災者への医療の提供の場として、地区防災センターに設置するものである。

2) 避難所医療救護所の設置

市は、地区防災センターとなる中学校の保健室及び周辺の部屋に避難所医療救護所を設置する。

ただし、被災状況や避難者のニーズ等に応じて、必要時には、市災害対策本部と調整のうえ、小学校の保健室に設置を検討する。

(2) 避難所医療救護所の運営

市は、市災害医療コーディネーターの助言、災害時統括保健師との調整により、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班等の巡回スケジュールを作成し、応援の医療チーム等に派遣を要請する。

亜急性期以降（1週間以降）は、避難者の状況にあわせて診察時間等の調整を行い、順次、通常地域医療体制に移行する。

第6章 避難者への医療救護（主に急性期以降：72時間以降）
 3 避難所での医療救護

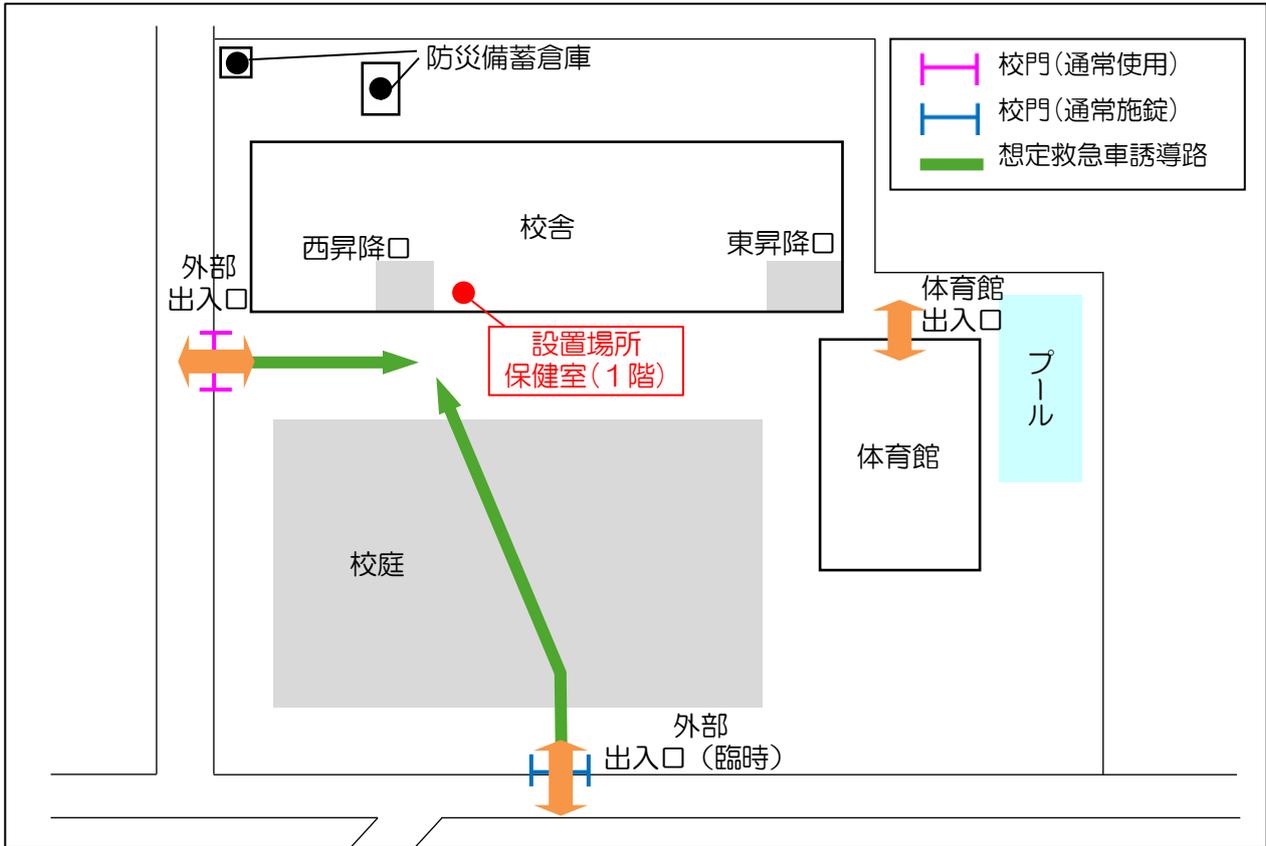


図 6.3.1 避難所医療救護所の設置場所（第1中学校）

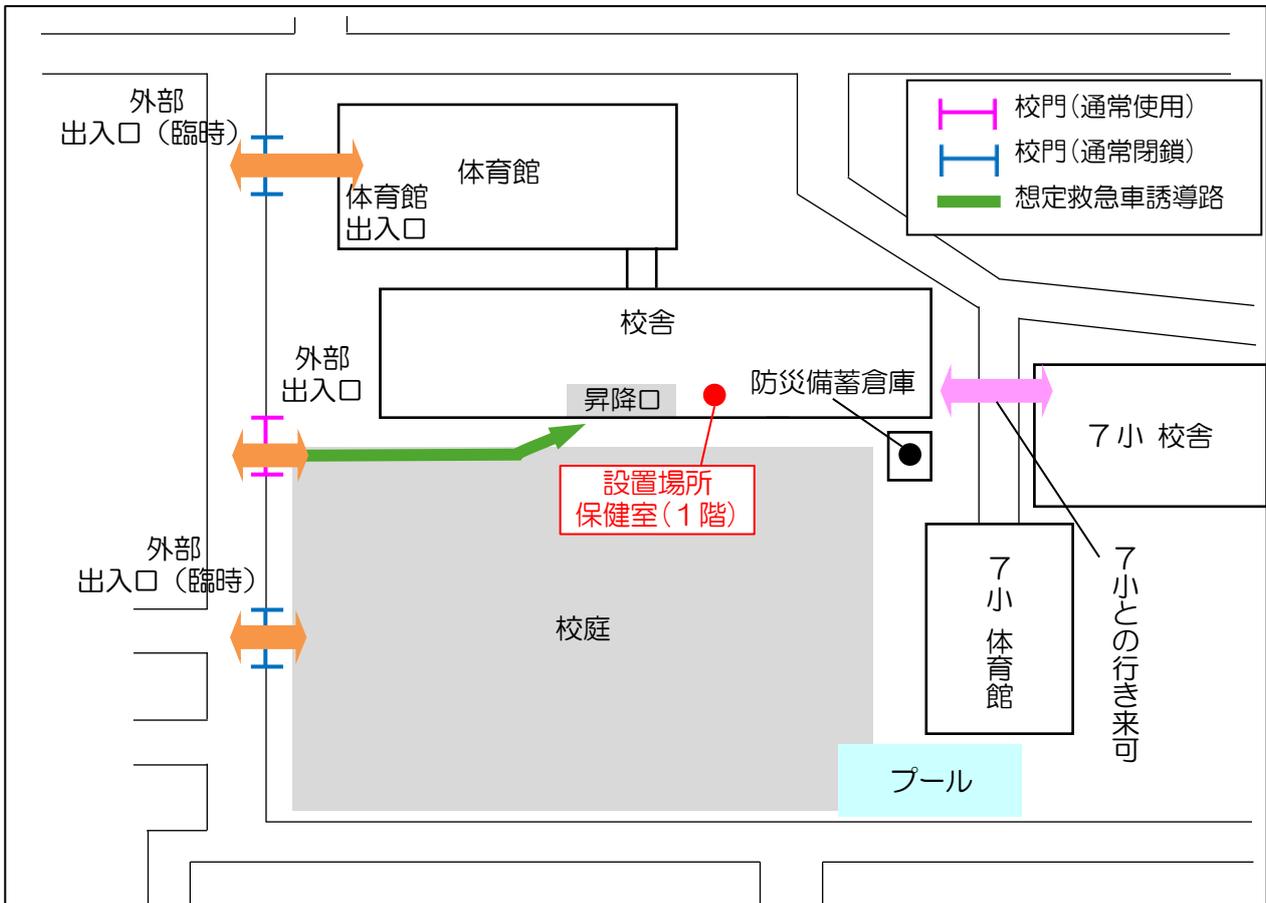


図 6.3.2 避難所医療救護所の設置場所（第2中学校）

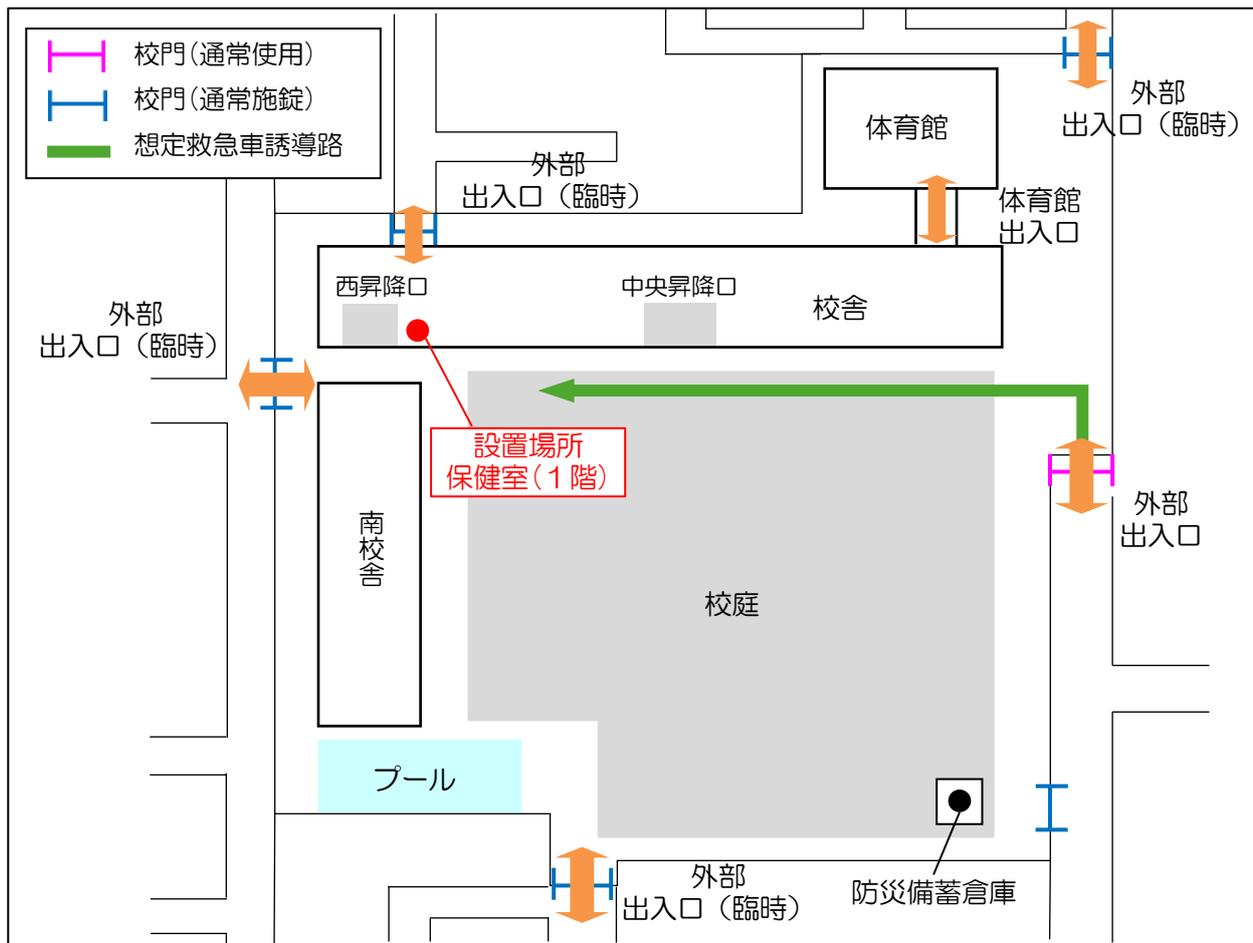


図 6. 3. 3 避難所医療救護所の設置場所（第3中学校）

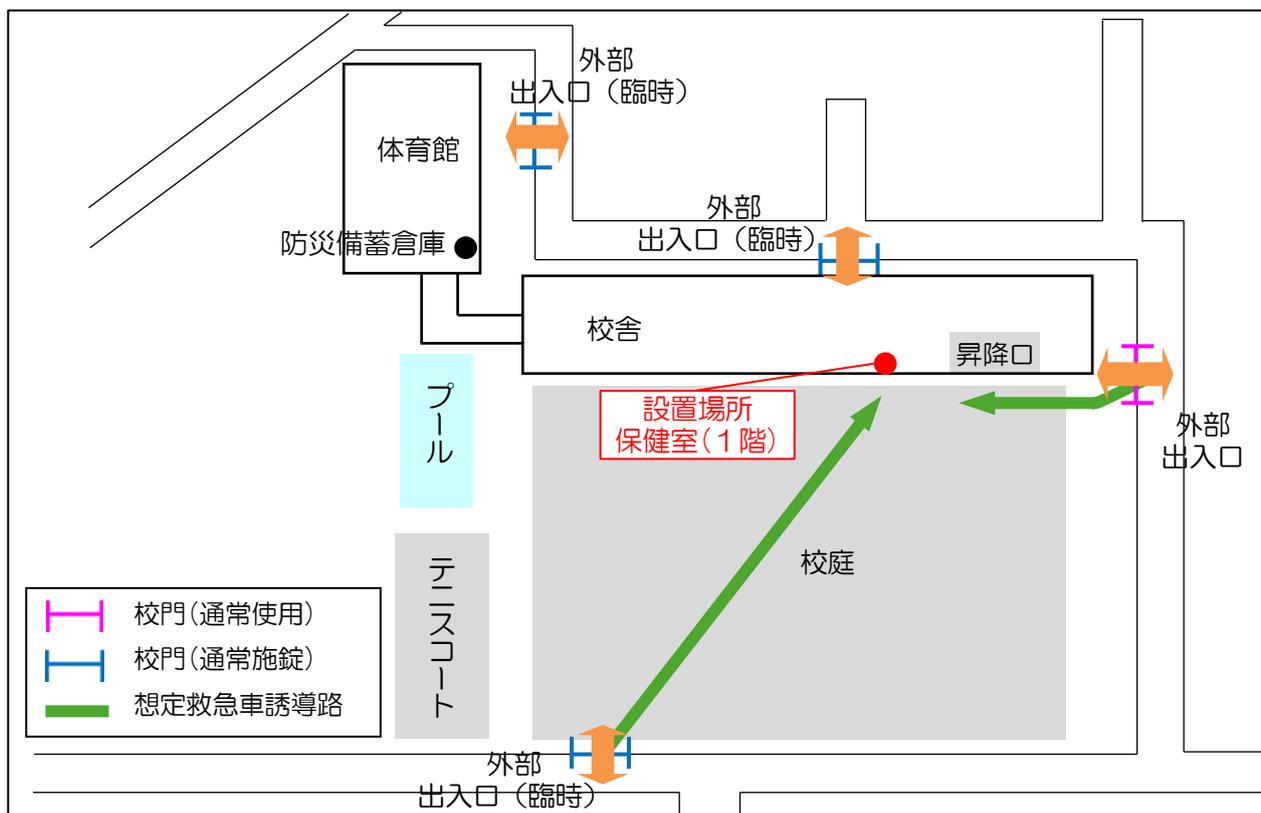


図 6. 3. 4 避難所医療救護所の設置場所（第4中学校）

第6章 避難者への医療救護（主に急性期以降：72時間以降）
 3 避難所での医療救護

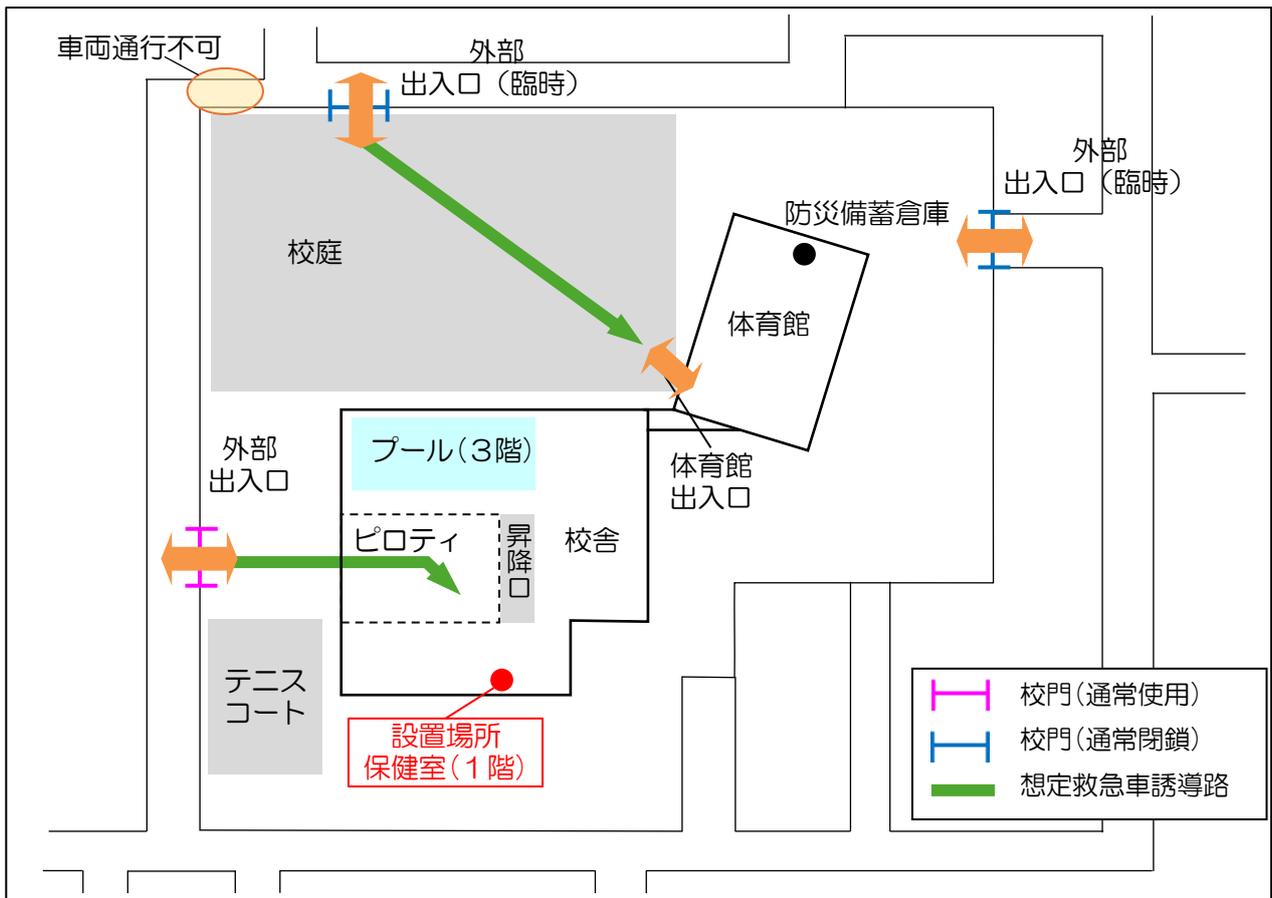


図 6.3.5 避難所医療救護所の設置場所（第5中学校）

(3) 避難所における感染症対策

市は、新型コロナウイルス感染症等の感染症が流行している場合は、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた国分寺市避難所開設方針」（令和2年6月）に基づき、感染症対策を強化する。

市災害医療コーディネーターは、保健活動チーム及び地区防災センター運営班からの求めに応じ、感染症に係る助言を行う。

(4) 防疫活動

市は、避難所での疾病予防のため、防疫班、消毒班、保健活動班を編成し、都が編成する食品衛生指導班、環境衛生指導班と連携して活動を行う。

表 6.3.1 防疫体制及び役割

班名	担当	役割
防疫チーム	市	<ul style="list-style-type: none"> ・健康調査及び健康相談 ・避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 ・感染症予防のための広報及び健康指導 ・避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理
消毒チーム	市	<ul style="list-style-type: none"> ・患者発生時の消毒（指導） ・避難所の消毒の実施及び指導
保健活動チーム	市	<ul style="list-style-type: none"> ・健康調査及び健康相談の実施 ・広報及び健康指導
食品衛生指導班	保健所等	<ul style="list-style-type: none"> ・炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ・食品集積所の衛生確保 ・避難所の食品衛生指導 ・その他食品に起因する危害発生の防止 ・食中毒発生時の対応 ・避難所における食品取扱管理者の設置促進等 ・食品衛生管理体制の確立 ・食品の衛生確保、日付管理等の徹底 ・手洗いの励行 ・調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 ・残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 ・情報提供 ・殺菌、消毒剤の調整
環境衛生指導班	保健所等	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の塩素による消毒の確認 ・住民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 ・住民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 ・避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 ・避難所における室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 ・避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導

4 歯科医療救護

（1）歯科医療救護所の設置

1) 歯科医療救護所の役割

市は、歯科治療を受けることができない被災者への歯科医療の提供の場として歯科医療救護所を設置する。

2) 歯科医療救護所の設置

市は、いずみプラザ2階に歯科医療救護所を設置する。

ただし、避難者のニーズに応じて、避難所を巡回し歯科治療、口腔ケアの指導を行う。

（2）歯科医療救護所の運営

市は、歯科医師会との調整により診療スケジュールを作成し、歯科医療救護班の編成を応援の医療チーム（歯科）に要請する。

亜急性期以降（1週間以降）は、避難者の状況にあわせて診察時間等の調整を行い、順次、通常の地域医療体制に移行する。

5 保健活動・心のケア活動

（1）保健活動

市は、被災者の健康相談、インフルエンザ等感染症等の疾病予防等を行うため、保健活動チームを編成して避難所等に派遣する。

保健活動の詳細は、別に定める「国分寺市災害時保健活動計画」によるものとする。

（2）心のケア活動

1) 精神医療体制の確保

市は、都に対しDPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team（災害派遣精神医療チーム））の派遣を要請する。

東京DPATの主な活動は、次のとおりである（「東京DPATマニュアル」による。）。

① 精神科医療活動～被災精神科医療機関の機能補完～

1) 被災精神科病院の入院患者の転院・搬送支援

- ・情報共有と役割の確認
- ・被災した病院における入院患者のトリアージ（転院・退院・避難所等の選択）
- ・受入病院等への搬送支援～搬送時の急性増悪患者への対応～

2) 避難所、在宅等の精神疾患患者・精神障害者に対する精神科医療の提供

- ・急性増悪患者への対応（必要時入院支援を行う）
- ・急性ストレス反応を呈した患者への対応
- ・内服薬の無い住民への対応

- 3) 被災精神科病院・診療所機能の回復までの外来診療支援精神医療体制の確保
- ② 地域精神保健活動～災害ストレスによる被災住民への対応等～
 - 1) 心身に不調を来した被災住民への精神保健医療相談
 - 2) 精神的不調を予防する心理教育と精神保健に関する普及啓発
- ③ 支援者支援

2) 相談窓口等の設置

市は、DPAT と連携して、必要に応じて電話相談窓口、外来相談窓口を設置する。

6 巡回服薬指導

(1) 薬剤師班の編成・派遣

市は、市災害薬事コーディネーターと調整し、薬剤師班の避難所巡回スケジュールを作成する。

また、応援の医療チーム等に派遣を要請し、薬剤師班の編成を行う。

(2) 服薬指導

薬剤師班は、避難所の被災者の服薬状況を調査し、必要に応じて服薬指導を行う。

特に、避難所生活が長期にわたる場合等は、薬事に関する相談に応じ、医薬品等の交付が必要と思われる患者に対して適切な指導を行う。

また、避難所で不足している医薬品等がある場合は、災害薬事センターに供給を要請する。

なお、調剤が必要な医薬品は、災害薬事センターで調剤を行い、避難所等に供給するものとする。

(3) 一般用（OTC）医薬品等の交付

薬剤師班は、医師の診断・治療を必要としない軽症患者に対し、一般用（OTC）医薬品、衛生材料等の交付を行う。

なお、交付に際しては、患者の申し出等を十分に聞いた上で、必要最小量を交付する。

第7章 情報連絡

1 情報通信体制

(1) 関係機関との連絡

市の連絡手段は、次のとおりである。

表 7.1.1 市の連絡手段

主な連絡手段		主な通信区間
有線	一般加入電話・FAX	関係機関、庁内、各施設等
	災害時優先電話	
	庁内イントラネット	庁内、各施設等
無線	都防災行政無線 モバイル衛星通信ネットワーク	都、関係機関、都内市区町村
	市 IP 無線	関係機関、各施設等
	市防災行政無線（移動系）	災害現場、消防団詰所
	市防災行政無線（固定系）	市内全域
口頭	連絡員による伝達	機器による通信手段が使用できない場合における庁内、各施設等

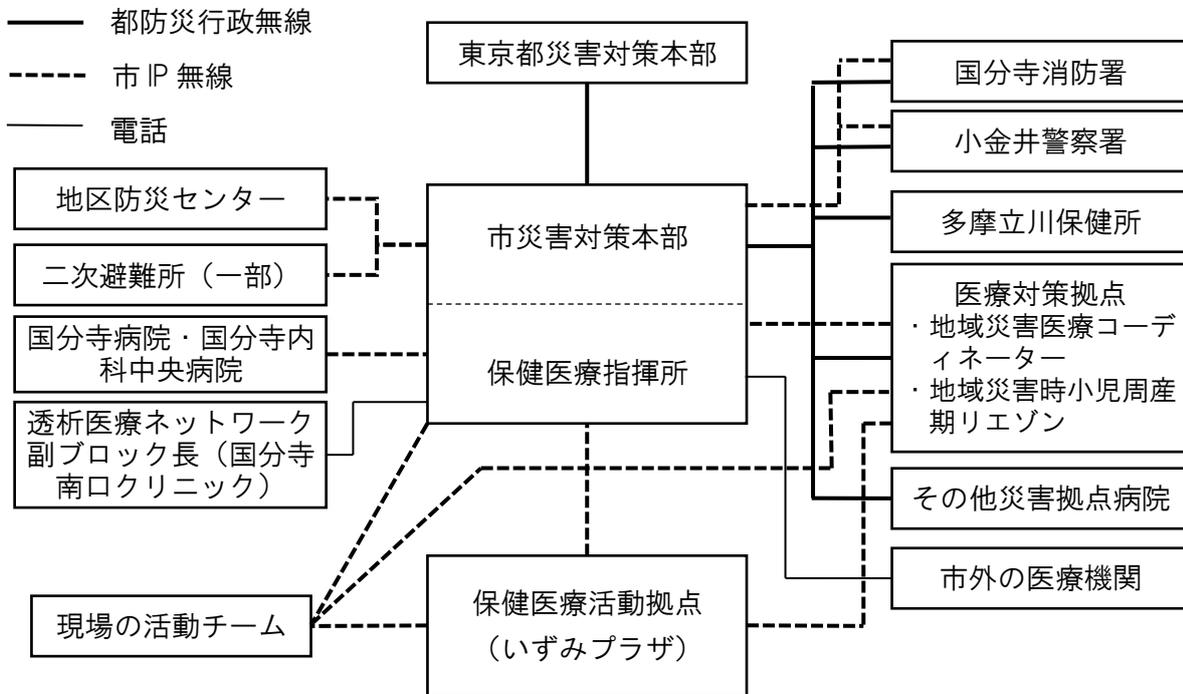


図 7.1.1 市の連絡体制

(2) 市 IP 無線の活用

電話回線が途絶した場合は、保健医療指揮所・保健医療活動拠点・病院・医療対策拠点間の連絡は、主に、市 IP 無線（医師会グループチャンネル）を使用する。

その際、保健医療指揮所が無線の中継をするのではなく、情報伝達が必要な無線局どうしが直接に通話を行うものとする。

なお、通話の音声はすべての無線局にながれるため情報共有が可能となっている。

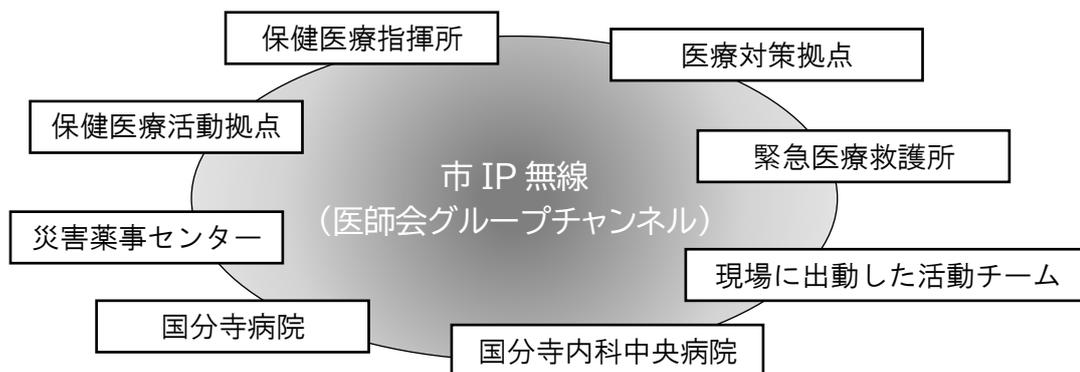


図 7.1.2 市 IP 無線活用の概念

(3) 医療情報の収集

市は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を用いて、医療機関の情報を収集する。

●EMIS とは

EMIS (Emergency Medical Information System) とは、発災時に、被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況等、災害医療に関わる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約・提供していくためのシステムのこと。

都においては、都災害対策本部（都災害医療コーディネーター）、医療対策拠点（地域災害医療コーディネーター）、市災害対策本部又は医療救護活動拠点（市災害医療コーディネーター）、病院、保健所等が活用して情報を共有する。

2 市から関係機関への連絡

(1) 医療対策拠点への連絡

市は、医療対策拠点（災害医療センター）へ次の情報を連絡する。

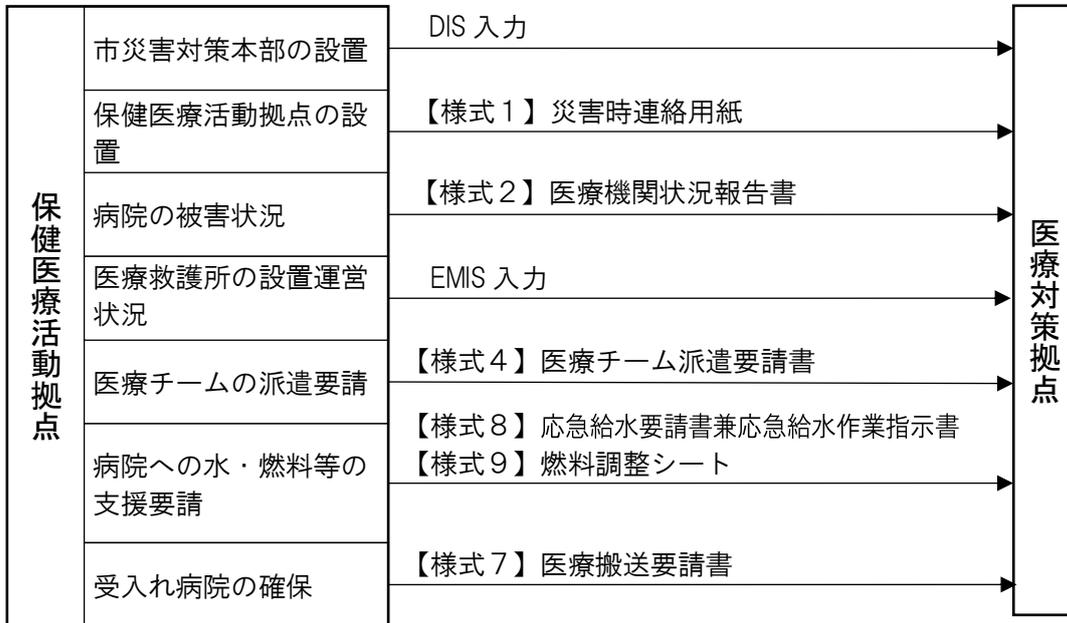


図 7.2.1 情報連絡の概要

- ① 市対策本部、保健医療活動拠点（医療救護活動拠点）を設置したこと。
 - ・市災害対策本部の設置を DIS（東京都災害情報システム）に入力し、電話等により報告する。
 - ・保健医療活動拠点（医療救護活動拠点）の設置を電話等で連絡、様式1「災害時連絡用紙」を電子メール・FAX 等により送付する。
- ② 病院の被害状況について情報提供すること。
 - ・EMIS 又は様式2「医療機関状況報告書」により病院の被害状況を把握する。
 - ・通信障害等により EMIS に入力できない病院があるとき、又は現地確認を行ったときは、その情報を EMIS に代行入力する。
 - ・ただし、医療対策拠点から報告を求められた場合は、病院の被害状況について様式2「医療機関状況報告書」を電子メール・FAX 等により送付する。
- ③ 市の医療救護活動方針について情報提供すること。
 - ・市の医療救護活動方針を医療対策拠点に情報提供する。
- ④ 医療救護所の設置運営状況を報告すること。
 - ・医療救護所の設置運営状況を、定期的（1日1回程度。変化のあるときは随時。）に EMIS に入力する。
- ⑤ 医療チームの派遣を要請すること。
 - ・医療チームの派遣を電話等で要請し、様式4「医療チーム派遣要請書」を送付する。要請に当たっては、医療チームの種別及び必要チーム数、参集場所、活動予定時間等を提示する。

- ⑥ 病院へのライフライン支援（水・燃料）を要請すること。
 - ・病院の水、燃料等、ライフラインに関する支援を電話等で要請し、様式8「応急給水要請書兼応急給水作業指示書」、様式9「燃料調整シート」を送付する。
- ⑦ 傷病者を受け入れる病院の確保を要請すること。
 - ・傷病者を受け入れる病院の確保を電話等で要請し、様式7「医療搬送要請書」を送付する。
 - ・病院が決定された場合、市（又は要請元の病院）は、受入病院と個別に調整する。
- ⑧ 傷病者を受け入れる病院を提示すること。
 - ・医療対策拠点又は圏域内の災害拠点病院から要請を受けて、傷病者を受け入れる病院を確保し、電話等で回答する。

(2) 災害医療支援病院への連絡

市は、災害医療支援病院（国分寺病院、国分寺内科中央病院）に次の情報を連絡する。

- ① 被害状況の報告を求めること。
 - ・EMISを入力していない等、被害状況の報告がない場合、EMISの入力又は様式2「医療機関状況報告書」による報告を求める。
 - ・連絡がとれないときは、必要に応じて、現地確認を行う。
 - ・様式2-1「医療機関状況報告書」又は現地確認により被害状況を確認したときは、その状況をEMISに代行入力する。
- ② 医療チームの派遣を決定すること。
 - ・市医療救護班、都医療救護班、日本DMAT等の医療チームの派遣を電話等で回答する。
- ③ ライフライン支援要請への対応を提示すること。
 - ・病院の水、燃料等、ライフラインに関する支援要請への対応を電話等で回答する。
- ④ 傷病者の受入れを要請すること。
 - ・傷病者の受入れを要請する。
- ⑤ 傷病者を受け入れる病院を提示すること。
 - ・医療対策拠点と調整し、要請元の災害医療支援病院に対して電話等で回答する。

3 関係機関から市への連絡

(1) 医療対策拠点から市への連絡

医療対策拠点（災害医療センター）は、市に次の事項を連絡することとなっている。

- ① 医療対策拠点等の設置
 - ・電話等で連絡し、様式1「災害時連絡用紙」を送付する。
- ② 病院の被害状況の確認（現地調査を含む）の要請
 - ・EMISにより被害状況を確認できない病院があるとき、市に対して、現状の確認を要請する。
- ③ 圏域内の医療救護活動方針等についての情報提供

- ・圏域内の医療救護活動方針を情報提供する。
- ④ 医療チームの派遣決定
 - ・医療チームの派遣を決定について電話等で回答する。
- ⑤ 病院からのライフライン支援要請（水・燃料等）への対応
 - ・支援要請に対する対応について電話等で回答する。
- ⑥ 傷病者を受け入れる病院の提示
 - ・市の要請を受けて確保した病院について、様式7「医療搬送要請書」を送付する。
 - ・なお、確保した当該病院とは、市（又は要請元の病院）が個別に調整する。
- ⑦ 傷病者を受け入れる病院確保の要請
 - 傷病者を受け入れる病院の確保を市に要請する。

（2）災害医療支援病院

災害医療支援病院は、市に次の事項を連絡することとなっている。

- ① 自院の被害状況の報告
 - ・EMIS 入力又は FAX により報告する。
- ② 医療チームの派遣要請
 - ・市に対して医療チームの派遣を電話等により要請し、様式4「医療チーム派遣要請書」を送付する。
- ③ 自院のライフラインの支援要請
 - ・市に対して病院の水、燃料等の支援を電話等で要請し、様式8「応急給水要請書兼応急給水作業指示書」、様式9「燃料調整シート」を送付する。
- ④ 傷病者を受け入れる病院の確保要請
 - ・市に対して、自院で対応できない傷病者を受け入れる病院の確保を要請し、様式7「医療搬送要請書」を送付する。
- ⑤ 市からの受入要請に対する受入れの可否の回答
 - ・市から要請された傷病者の受入れの可否について、電話等で回答する。

4 医療情報の提供

（1）広報手段

市は、次の手段を用いて、住民へ医療情報を提供する。

- ・国分寺市生活安全・安心メール
- ・国分寺市防災アプリ
- ・市公式 SNS（X 等）
- ・ヤフー防災アプリ
- ・市ホームページ
- ・地区防災センター運営班による避難所での広報（口頭、掲示、ちらし） 等

(2) 医療情報の内容

提供する医療情報は、概ね、次のとおりである。

表 7.4.1 医療情報の内容

時期	医療情報の内容
超急性期（72 時間以内）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 傷病者（外傷）に対応する医療機関（病院、緊急医療救護所の受入れ状況） ・ 透析患者、妊婦等に対応する医療機関 ・ 緊急対応が必要な場合の市への連絡方法
急性期以降（72 時間以降）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護班、歯科医療救護班等の巡回スケジュール ・ 診療が可能な医療機関

第8章 医薬品・医療資器材の確保・管理

1 災害薬事センター

(1) 災害薬事センターの設置

市は、市薬剤師会と連携して、医療救護所、避難所等への医薬品等の供給拠点となる災害薬事センターをいずみプラザの一角に設置する。

災害薬事センターの設営・運営は、市薬剤師会に委任する。

(2) 災害薬事センターでの薬剤師班の活動

市薬剤師班は、市災害薬事コーディネーターの業務を補佐しながら、次の業務を行う。

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・市が協定を締結している医薬品卸売販売業者との調整、医薬品等の発注・都が開設した医薬品集積センターとの調整、支援物資（医薬品等）の供給要請・医薬品等の受入れ、仕分け、保管管理、避難所等への払出し |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(3) 災害薬事センターの閉鎖

市は、市災害医療コーディネーター及び市災害薬事コーディネーターの助言に基づいて、災害薬事センターを閉鎖する。

なお、閉鎖する際、災害薬事センターに残った医薬品等は、市が返品、廃棄等の処理を行う。

2 医薬品・医療用機材の確保

(1) 発災から超急性期（72時間以内）の確保

発災から超急性期（72時間以内）の卸売販売業者が復旧するまでは、障害者センター地下1階倉庫に保管している市の備蓄医薬品等を用いて、無補給で調剤・医薬品供給を行うことを基本とする。

医薬品等が不足する場合は、市は市薬剤師会との協定に基づき、薬局等に医薬品等の供出を要請する。

市で調達が不可能な場合は、都に対し都の備蓄を供出するよう協力を要請する。

(2) 急性期以降（72時間以降）の確保

1) 医薬品等の確保

市は、卸売販売業者復旧後は、市が協定を締結している医薬品卸売販売業者の営業所（協定締結卸）に対して、医薬品等を発注するほか、都に要請する。

発注は、原則、災害薬事センターの薬剤師班が行う。

ただし、医療救護所で活動する薬剤師班の責任者が災害薬事センターから同意を得た場合は、医療救護所の薬剤師班が協定締結卸へ直接発注することができる。その際、災害薬事センターは、随時、協定締結卸と供給に関する調整を行う。

2) OTC 医薬品、資器材等の確保

市は、物資供給の協定を締結した販売事業者（ドラッグストア）に対し、OTC 医薬品、医療救護に使用する資器材の供給を要請する。

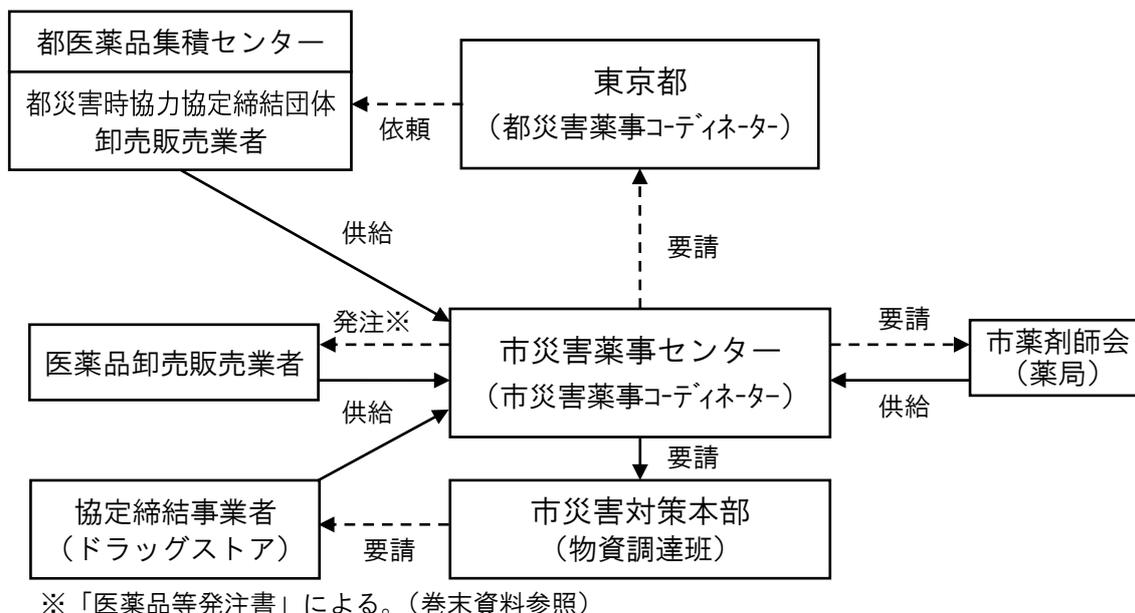


図 8.2.1 医薬品・医療資器材の調達の流れ

表 8.2.1 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定を締結している医薬品卸売販売業者

医薬品卸売販売業者	所在地
アルフレッサ多摩第三支店	府中市西原町 1-5-1
スズケン小平支店	小平市御幸町 44-1
メディセオ国立支店	国立市谷保 5218
東邦薬品立川・府中営業所	府中市美好町 1-38-4
酒井薬品三鷹営業所	三鷹市野崎 1-11-22
バイタルネット八王子営業所	八王子市宇津木町 758-3

表 8.2.2 災害時における医薬品等の物資供給に関する協定を締結しているドラッグストア

ドラッグストア	所在地
(株) サンドラッグ	市内の店舗
(株) マツキヨココカラ&カンパニー	市内の店舗

第9章 特殊医療対策

1 透析医療の確保

(1) 災害時透析医療ネットワーク

災害時の透析医療については、公益社団法人日本透析医会により、災害時における透析医療機関、透析患者の状況把握及び水・医薬品の確保に向けた情報収集のため、全国的な規模で日本透析医会災害時情報ネットワークが運営されている。

都には、都区部災害時透析医療ネットワーク及び三多摩腎疾患治療医会災害時ネットワークがある。

市が属する三多摩腎疾患治療医会災害時ネットワークは、二次保健医療圏ごとにブロックに区分され、各ブロックにブロック長を配置し、原則として行政単位に副ブロック長を配置している。

表 9.1.1 北多摩西部二次保健医療圏ブロックのブロック長・副ブロック長

役職	施設名・所属診療科名
ブロック長 (二次保健医療圏)	独立行政法人国立病院機構災害医療センター 腎臓内科
副ブロック長 (市)	国分寺南口クリニック

(2) 透析医療情報

1) 透析医療機関と透析患者との連絡

透析医療機関は、自施設の透析患者・家族に対し、透析が可能な場合は、透析実施日時、場所等を、透析が不可能な場合は、受入先医療機関を患者に紹介し、受診方法等を指示する。

そのため、患者は、できる限り通院している透析医療機関に連絡し、状況報告及び必要な情報を得ることを基本とする。

2) 市における情報の把握

透析医療機関は、透析の可否、被災状況等について、都透析医会ホームページ上の緊急時透析情報共有マッピングシステム (Tokyo DIEMAS) に入力することになっている。

市は、副ブロック長、市医師会、市内の透析医療機関の被害情報の確認に努めるほか、Tokyo DIEMAS で情報を収集する。

●DIEMAS とは

DIEMAS は、各透析施設の災害時の被災状況、透析ができない施設の患者を受入可能な施設とのマッチング、不足する医療スタッフ、医療資材のリクエスト機能等、透析医療の継続に不可欠な情報を共有できるシステムのこと。

(3) 避難所における市の対応

1) 受入れ医療機関の確保

市は、地区防災センター運営班、避難所を巡回する保健活動チーム及び避難行動要支援者班の活動により、避難してきた透析患者が携帯している「災害時透析患者カード」の情報、通院先の透析医療機関との連絡状況等、透析患者の情報を把握する。

透析患者が通院する透析医療機関と連絡が取れない等、透析が受けられない場合は、市災害医療コーディネーターの助言を受け、副ブロック長に、受入可能な透析医療機関での対応を要請する。

2) 受入れ医療機関まで移送

市は、受入可能な透析医療機関を透析患者に伝達する。

透析患者自身で透析医療機関まで移動ができない場合は、市有車両の確保、病院送迎車等の要請等により、透析医療機関までの移送を支援する。

3) 医療相談及び対応

市は、保健活動チームによる巡回等の際し、医療をはじめとする生活上の相談に対応し、受入可能な透析医療機関での治療、食事療養、腹膜透析時のバッグ交換を行う場所の確保、電源確保等の必要な支援を行う。

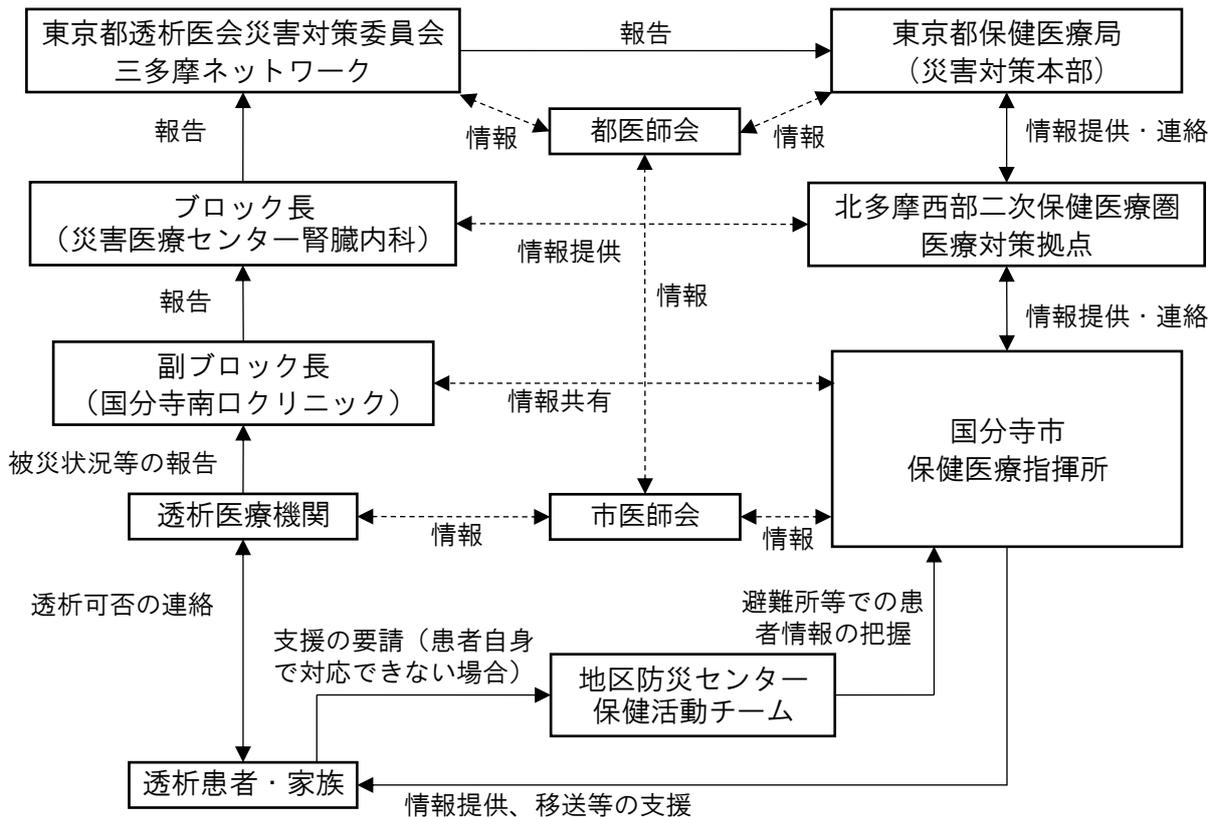


図 9.1.1 災害時の透析医療情報の流れ

(4) 透析用水の確保

透析医療機関は、透析用水が不足している場合、副ブロック長に応急給水を要請する。副ブロック長は、優先的に応急給水を行う透析医療機関を選定した上で、市に支援を要請する。

市は、地域災害医療コーディネーターを通じ、都へ支援を要請する。

2 在宅人工呼吸器使用者の支援

(1) 在宅人工呼吸器使用者の情報収集

市は、「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」に基づき、保健活動チーム又は避難行動要支援者支援班による在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行い、状況を確認する。

在宅人工呼吸器使用者の家族は、緊急的な対応が必要な場合、市の安否確認の前に地区防災センターを通じて、市に支援要請を連絡する。

(2) 市の対応

市は、人工呼吸器使用者及び家族に医療機関の開設状況等の情報を提供する。

また、在宅での療養継続が困難な患者がいる場合は、地域災害医療コーディネーターを通じ、都へ収容可能な医療機関等の確保を要請し、当該医療機関まで移送を支援する。

3 在宅酸素療法患者の支援

(1) 在宅酸素療法患者の情報収集

在宅酸素療法患者は、緊急的な対応が必要な場合、地区防災センターを通じて、市に支援要請を連絡する。

市は、保健活動として、保健活動チームが避難所、地域を巡回し在宅酸素療法患者の状況を確認する。

(2) 市の対応

市は、酸素療法の継続が困難な患者がいる場合は、地域災害医療コーディネーターを通じ、酸素ポンベの確保等の支援を要請する。

4 小児周産期医療

(1) 情報の収集

妊産婦、新生児等は、かかりつけ医療機関を受診することを基本とする。

超急性期（72時間以内）において、自ら医療機関への連絡、受診等が困難な場合は、地区防災センターを通じて、市に支援を要請する。

市は、保健活動として、保健活動チームが避難所、地域を巡回し妊産婦、新生児等の状況を確認する。

(2) 市の対応

市は、市内の産科医療機関に妊産婦の受入れ状況を確認、要請し、妊産婦等に連絡する。

市内の産科医療機関では対応が困難な場合は、地域災害時小児周産期リエゾン（医療対策拠点）に連絡し、収容先の確保を要請する。当該医療機関まで移送を支援する。

なお、地域災害時小児周産期リエゾンは、搬送先、搬送人員等を調整することとなっている。

第10章 受援

1 医療チームの要請

市は、市のみで医療救護活動を行うことが困難な場合、市災害医療コーディネーターの助言により、地域災害医療コーディネーター等を通じて、都に医療チームの派遣を要請する。

特に、急性期以降の医療救護活動は、医師会災害対策本部を主体とした活動から、応援の医療チームを主体とした活動に移行する。

医療チーム等の要請については、市から医療対策拠点に対し、「医療チーム等派遣要請書」を送付する。

2 医療チームの種類

(1) 医療チームの分類

都においては、応援を受けることができる医療チームを次のように分類している。

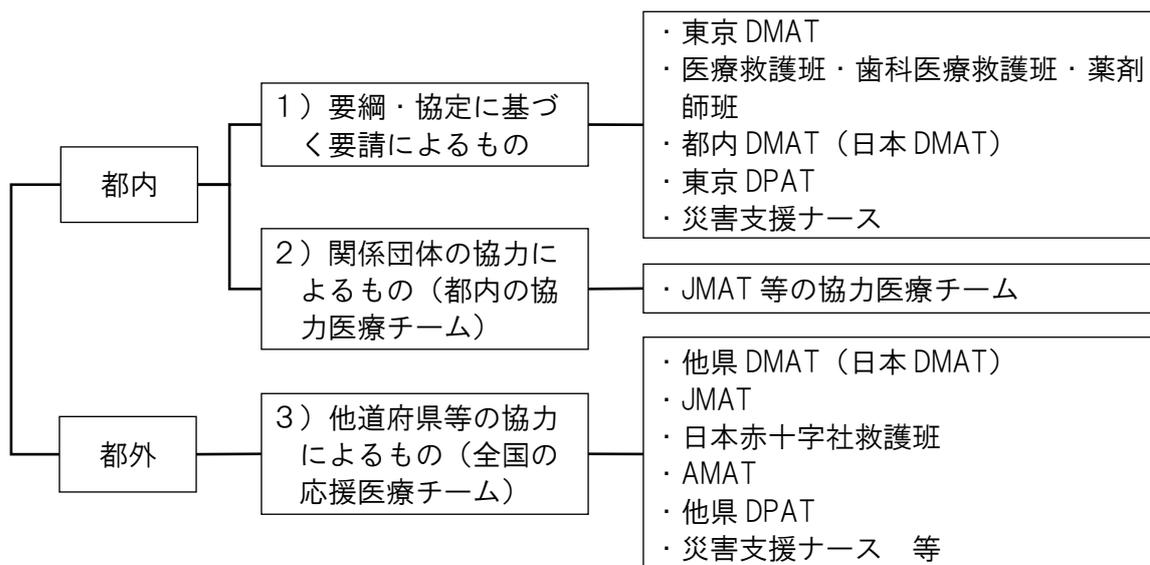


図 10.1.1 医療チームの分類

(2) 医療チームの種類

1) 東京 DMAT

東京 DMAT (Disaster Medical Assistance Team: 災害派遣医療チーム) は、都の研修・訓練を受けた災害医療派遣チームのことをいい、大規模災害時に、東京消防庁と連携して災害現場の多数傷病者等に対して救命処置等を行う。

また、都災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーターの支援、さらに、被災した医療機関での診療継続が困難な場合に、院内の対策本部支援、入院患者等の転院調整に関する助言、転院搬送活動等を行う。

2) 医療救護班・歯科医療救護班・薬剤師班

都が都医師会、都歯科医師会、都薬剤師会に要請する都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班のことをいう。主に病院、医療救護所において医療救護活動等を行う。

3) 都内 DMAT、他県 DMAT (日本 DMAT)

災害拠点病院は、原則として、厚生労働省等が実施する研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム(日本 DMAT)を有しており、都の要請により活動する。このうち都内の災害拠点病院が有する日本 DMAT を、仮称として「都内 DMAT」としている。

4) 東京 DPAT、他県 DPAT

DPAT(Disaster Psychiatric Assistance Team:災害派遣精神医療チーム)は、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームのことをいう。

東京 DPAT は、東京 DPAT 登録医療機関が編成する。

5) 災害支援ナース

災害支援ナースは、被災地等に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えることを行う看護職員のこと。厚生労働省が実施する災害支援ナース養成研修を修了し、厚生労働省に登録された者の総称である。

災害支援ナースは、都と災害支援ナースが所属する施設(病院、診療所、訪問看護事業所、助産所等)との間の協定に基づき派遣される。

6) JMAT 等の協力医療チーム

災害時には、JMAT(Japan Medical Association Team:日本医師会災害医療チーム)をはじめ、都内の医療関係団体の協力により編成された医療チームである。

7) 日本赤十字社救護班

災害時には、日本赤十字社が編成する救護班が全国から参集する。

また、都と調整の上、都内に日本赤十字社の医療救護所(dERUを含む)を設置する。

●dERU(国内型緊急対応ユニット)

dERU(domestic Emergency Response Unit)とは、仮設診療所設備とそれを輸送する車両及び自動昇降式コンテナと訓練された要員、そしてそれらを円滑に運用するためのシステムを総称したものである。大型エアテント(9m×9m)、医療資器材、医薬品、IT・通信機器、給水システム等からなり、小外科手術を含む外傷治療、慢性疾患治療及び助産並びに傷病者搬送までの経過観察等に対応する。

8) AMAT

災害時には、全日本病院協会が中心となり、四病協団体(全日本病院協会、日本病院会、日本精神科病院協会、日本医療法人協会)の加盟医療機関で組織される AMAT(All Japan Hospital Medical Assistance Team:全日本医療支援班)が全国から参集する。

9) DICT

DICT (Disaster Infection Control Team: 災害時感染制御支援チーム) は、発災時に被災地の避難所等における感染症対策の支援に取り組む支援チームである。

自治体から DICT 事務局 (国立健康危機管理研究機構国立国際医療センター) への派遣要請に基づいて、支援チームが派遣されるとともに、避難所等における感染症管理・対策の支援を実施する。

10) JDAT

JDAT (Japan Dental Alliance Team: 日本災害歯科支援チーム) は、発災後おおむね 72 時間以降に地域歯科保健医療専門職により、避難所等における応急歯科医療や口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援するチームである。

11) 災害医療支援薬剤師

災害医療支援薬剤師は、日本災害医療薬剤師学会が開催する研修等を受講し災害医療に関する専門的な知識及び技能を習得した薬剤師で、被災者への健康管理、薬物療法、調剤・服薬指導等を行う。

12) 災害医療認定薬剤師

災害医療認定薬剤師は、一般社団法人日本災害医学会によって認定される資格で、災害医療、災害薬事のノウハウを生かしながら、薬物療法、調剤・服薬指導等を行う。

13) JRAT

JRAT (Japan Disaster Rehabilitation Assistance Team: 災害リハビリテーション支援チーム) は、一般社団法人日本災害リハビリテーション支援協会に参画するリハビリテーション、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、義肢装具士等の団体により、災害時の「生活不活発病」、「災害関連死」を防ぐために、リハビリテーション医学・医療の視点から支援するチームである。

14) DJAT

DJAT (Disaster JudoTherapy Assistance Team: 日整災害時救護チーム) は、柔道整復師による避難所生活者を支援するチームである。

15) その他

そのほか、保健活動においては、応援保健師チーム、DHEAT (Disaster Health Emergency Assistance Team (災害時健康危機管理支援チーム))、JDA-DAT (The Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team (日本栄養士会災害支援チーム)) 等が活動する。

3 医療チームの受入れ

(1) 医療チームの受入場所

応援の医療チームの受入場所は、保健医療活動拠点 (いずみプラザ2階) とする。

(2) 医療チームの配置

市災害医療コーディネーター又はリーダー医師は、要対応者情報等をもとに、医療チームの活動を指示する。

フェーズ	0：災害直後 発災～6時間	1：超急性期 ～72時間	2：急性期 ～1週間程度	3：亜急性期 ～1か月程度	4：慢性期 ～3か月程度	5：中長期 3か月以降～
基本的な 医療ニーズ	外傷治療・救命救急のニーズ			慢性疾患治療・被災者の健康管理		
医療救護 活動	市医師会災害対策本部 を中心とした活動			応援の医療チームを 中心とした活動		
	東京 DMAT の出動					
	医療救護班等、応援の医療チームによる医療救護活動					
	DMAT の活動					
			その他の応援医療チーム等の活動			

図 10.3.1 医療チームの活動時期

第 11 章 風水害時の対応

1 基本方針

本市においては、浸水及び土砂災害により多数の傷病者が発生することが想定されないため、基本的に通常の医療救護体制で対応することを基本とする。

2 事前避難時の対応

台風接近等により災害危険区域の住民が事前に一時避難する場合、避難所において体調が悪化することも想定される。その場合の対応は次のとおりとする。

(1) 自己対応

在宅療養者（人工透析者、人工呼吸使用者、酸素療法患者、妊産婦等）は、あらかじめかかりつけ医等の関係者と連絡等を行い、自己で必要な備えを行うものとする。

また、事前に避難する場合は、服用している医薬品等を持参するものとする。

(2) 一時避難における対応

避難所等で体調が悪化した避難者の情報は、避難所の市職員からの連絡により把握する。

その場合は、保健活動チーム、避難行動要支援者班が対応し支援する。

3 避難生活時の対応

住家の被害により避難生活が長期間する場合における対応は、第 6 章「避難者への医療救護」を準用して対応する。

様式 2-1 医療機関状況報告書①

整理No.	医療機関状況報告書①	様式 2-1	年 月 日 時 分 送付											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">医療機関名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">担当部課 担当者名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">電話番号 FAX番号</td> <td style="padding: 5px;">(電話番号)</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">(FAX番号)</td> </tr> </table>	医療機関名				担当部課 担当者名				電話番号 FAX番号	(電話番号)	(FAX番号)		➔	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (送付先に○をつける) 東京都保健医療局 医療対策拠点 ()区市町村 </div>
医療機関名														
担当部課 担当者名														
電話番号 FAX番号	(電話番号)	(FAX番号)												
広域災害救急医療情報システム(EMIS)の状況		使用不能	未設置											
<small>※ EMISが使用不能又は未設置の場合、本様式を使用します。(EMISを使用する場合は、本様式を使用しません。)</small>														
医療継続の有無	継続可	一部可()	避難する											
緊急時入力(発災直後情報)		年 月 日 時 分 現在												
倒壊情報														
入院病棟の倒壊、または倒壊の恐れ	有	無												
ライフライン・サプライ状況 ※代替手段でのご使用時は、供給「無」または「不足」を選択してください														
電気の通常の供給	無	有	水道の通常の供給											
医療ガスの不足	不足	充足	医薬品・衛生資器材の不足											
患者受診状況														
多数患者の受診	有	無												
職員状況														
職員の不足	不足	充足												
その他支援が必要な状況														
上記以外で支援が必要な理由があれば記入してください														

【区市町村処理欄】 代行入力 済・未 入力者

<記載例>

整理No. 23	医療機関状況報告書①	様式 2-1	令和 6年 3月27日 16時50分 送付						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">医療機関名 新宿××病院</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">担当部課 担当者名 総務課 新井 太郎</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">電話番号 FAX番号 03-3521-xxxx</td> <td style="padding: 2px;">(FAX番号) 03-3521-zzzz</td> </tr> </table>		医療機関名 新宿××病院		担当部課 担当者名 総務課 新井 太郎		電話番号 FAX番号 03-3521-xxxx	(FAX番号) 03-3521-zzzz	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> (送付先に○をつける) 東京都保健医療局 医療対策拠点 (新宿)区市町村 </div>	整理No.は、発信者が記入します。 医療機関が送付先に○をつけます。 ※災害拠点病院は、3か所全てに○をつけて送付します。 ※災害拠点病院以外の病院は、区市町村に送付します。
医療機関名 新宿××病院									
担当部課 担当者名 総務課 新井 太郎									
電話番号 FAX番号 03-3521-xxxx	(FAX番号) 03-3521-zzzz								
広域災害救急医療情報システム(EMIS)の状況		<input checked="" type="radio"/> 使用不能	<input type="radio"/> 未設置						
※ EMISが使用不能又は未設置の場合、本様式を使用します。(EMISを使用する場合は、本様式を使用しません。)									
医療継続の有無		継続可 <input checked="" type="radio"/> 一部可(外科・救急科) <input type="radio"/> 避難する							
緊急時入力(発災直後情報) 令和 6年 3月27日 15時50分現在									
倒壊情報									
入院病棟の倒壊、または倒壊の恐れ		<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無							
ライフライン・サプライ状況 ※代替手段でのご使用時は、供給「無」または「不足」を選択してください									
電気の通常の供給		<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有							
水道の通常の供給		<input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> 有							
医療ガスの不足		<input type="radio"/> 不足 <input checked="" type="radio"/> 充足							
医薬品・衛生資器材の不足		<input type="radio"/> 不足 <input checked="" type="radio"/> 充足							
患者受診状況									
多数患者の受診		<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無							
職員状況									
職員の不足		<input checked="" type="radio"/> 不足 <input type="radio"/> 充足							
その他支援が必要な状況 上記以外で支援が必要な理由があれば記入してください									

避難を要する場合は、至急の電話連絡が必要です。
速やかに緊急時入力欄を記入します。内容は、EMISと同じです。

様式2-2 医療機関状況報告書②

整理No.	医療機関状況報告書②	様式2-2	年 月 日 時 分 送付																																																						
医療機関名	担当部署 担当者名	(送付先に○をつける) 東京都保健医療局 医療対策拠点 ()区市町村	(電話番号) (FAX番号)																																																						
電話番号	FAX番号																																																								
詳細入力 ※ EMISを使用する場合は、本様式を使用しません。																																																									
施設の倒壊、または倒壊の恐れ 年月日時分現在 入院病棟 有 無 救急外来 有 無 一般外来 有 無 手術室 有 無 その他 (上記以外に、倒壊、または倒壊の恐れのある施設の情報を記入してください。)																																																									
ライフライン・サプライ状況 年月日時分現在 <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">電気の使用状況</td> <td style="width:10%;">停電中</td> <td style="width:10%;">発電機使用中</td> <td style="width:10%;">正常</td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;">残り(発電機使用中の場合)</td> <td style="width:10%;">半日</td> <td style="width:10%;">1日</td> <td style="width:10%;">2日以上</td> </tr> <tr> <td>水道の使用状況</td> <td>枯渇</td> <td>井戸使用中</td> <td>貯水・給水対応中</td> <td>正常</td> <td>残り(貯水・給水対応中の場合)</td> <td>半日</td> <td>1日</td> <td>2日以上</td> </tr> <tr> <td>医療ガスの使用状況</td> <td>枯渇</td> <td>供給の見込無</td> <td>供給の見込有</td> <td></td> <td>残り(供給の見込無しの場合)</td> <td>半日</td> <td>1日</td> <td>2日以上</td> </tr> <tr> <td>配管破損有無</td> <td>有</td> <td>無</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>食料の使用状況</td> <td>枯渇</td> <td>備蓄で対応中</td> <td>通常の供給</td> <td></td> <td>残り(備蓄で対応中の場合)</td> <td>半日</td> <td>1日</td> <td>2日以上</td> </tr> <tr> <td>医薬品の使用状況</td> <td>枯渇</td> <td>備蓄で対応中</td> <td>通常の供給</td> <td></td> <td>残り(備蓄で対応中の場合)</td> <td>半日</td> <td>1日</td> <td>2日以上</td> </tr> </table> 不足している医薬品 (具体的に不足している医薬品を記入してください。)				電気の使用状況	停電中	発電機使用中	正常		残り(発電機使用中の場合)	半日	1日	2日以上	水道の使用状況	枯渇	井戸使用中	貯水・給水対応中	正常	残り(貯水・給水対応中の場合)	半日	1日	2日以上	医療ガスの使用状況	枯渇	供給の見込無	供給の見込有		残り(供給の見込無しの場合)	半日	1日	2日以上	配管破損有無	有	無							食料の使用状況	枯渇	備蓄で対応中	通常の供給		残り(備蓄で対応中の場合)	半日	1日	2日以上	医薬品の使用状況	枯渇	備蓄で対応中	通常の供給		残り(備蓄で対応中の場合)	半日	1日	2日以上
電気の使用状況	停電中	発電機使用中	正常		残り(発電機使用中の場合)	半日	1日	2日以上																																																	
水道の使用状況	枯渇	井戸使用中	貯水・給水対応中	正常	残り(貯水・給水対応中の場合)	半日	1日	2日以上																																																	
医療ガスの使用状況	枯渇	供給の見込無	供給の見込有		残り(供給の見込無しの場合)	半日	1日	2日以上																																																	
配管破損有無	有	無																																																							
食料の使用状況	枯渇	備蓄で対応中	通常の供給		残り(備蓄で対応中の場合)	半日	1日	2日以上																																																	
医薬品の使用状況	枯渇	備蓄で対応中	通常の供給		残り(備蓄で対応中の場合)	半日	1日	2日以上																																																	
医療機関の機能 年月日時分現在 手術可否 不可 可 人工透析可否 不可 可																																																									
現在の患者数状況 年月日時分現在 実働稼働数 _____ 床 発災後受入れた患者数 重症(赤) _____ 人 中等症(黄) _____ 人 在院患者数 重症(赤) _____ 人 中等症(黄) _____ 人																																																									
今後、転送が必要な患者数 年月日時分現在 重症度別患者数 重症(赤) _____ 人 中等症(黄) _____ 人 人工呼吸 _____ 人 酸素 _____ 人 担送 _____ 人 護送 _____ 人																																																									
今後、受け入れ可能な患者数 年月日時分現在 災害時の診療能力(災害時の受入重症患者数) _____ 人 重症度別患者数 重症(赤) _____ 人 中等症(黄) _____ 人 人工呼吸 _____ 人 酸素 _____ 人 担送 _____ 人 護送 _____ 人																																																									
外来受付状況、および外来受付時間 年月日時分現在 <table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">外来受付状況</td> <td style="width:15%;">受付不可</td> <td style="width:15%;">救急のみ</td> <td style="width:15%;">下記のとおり受付</td> </tr> <tr> <td>時間帯1</td> <td>時 分</td> <td>~</td> <td>時 分</td> </tr> <tr> <td>時間帯2</td> <td>時 分</td> <td>~</td> <td>時 分</td> </tr> <tr> <td>時間帯3</td> <td>時 分</td> <td>~</td> <td>時 分</td> </tr> </table>				外来受付状況	受付不可	救急のみ	下記のとおり受付	時間帯1	時 分	~	時 分	時間帯2	時 分	~	時 分	時間帯3	時 分	~	時 分																																						
外来受付状況	受付不可	救急のみ	下記のとおり受付																																																						
時間帯1	時 分	~	時 分																																																						
時間帯2	時 分	~	時 分																																																						
時間帯3	時 分	~	時 分																																																						
職員数 年月日時分現在 医師総数 _____ 人 DMAT医師数 _____ 人 DMAT看護師数 _____ 人 業務調整員数 _____ 人 出勤職員数 出勤医師数 _____ 人 内、DMAT隊員数 _____ 人 出勤看護師数 _____ 人 内、DMAT隊員数 _____ 人 その他出勤人数 _____ 人 内、DMAT隊員数 _____ 人																																																									
その他 (アクセス状況等、特記事項を記入してください。)																																																									

【区市町村処理欄】 代行入力 済・未 入力者

<記載例>

整理No.	医療機関状況報告書②		様式 2-2
令和 6年 3月 27日 17時 30分 送付			
医療機関名	新宿××病院		(送付先に○をつける) 東京都保健医療局 医療対策拠点 (新宿区)市町村
担当部課	総務課 新井 太郎		
担当者名			
電話番号 FAX番号	(電話番号) 03-3521-xxxx	(FAX番号) 03-3521-zzzz	
詳細入力 ← ※EMISを適用する場合は、本様式を使用しません。			
施設の倒壊、または倒壊の恐れ 令和 6年 3月 27日 17時 10分現在			
入院病棟	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	救急外来	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
		一般外来	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
		手術室	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
その他 (上記以外に、倒壊、または倒壊の恐れのある施設の情報を記入してください。)			
ライフライン・サプライ状況 令和 6年 3月 27日 17時 10分現在			
電気の使用状況	停電中	発電機使用中 <input checked="" type="checkbox"/> 正常	残り(発電機使用中の場合)
		井戸使用中 <input checked="" type="checkbox"/> 正常	残り(貯水・給水対応中の場合)
水道の使用状況	枯渇	供給の見込無 <input checked="" type="checkbox"/> 見込有	残り(供給の見込無しの場合)
医療ガスの使用状況	枯渇	備蓄で対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 通常の供給	残り(備蓄で対応中の場合)
配管破損有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		残り(備蓄で対応中の場合)
食料の使用状況	枯渇	備蓄で対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 通常の供給	残り(備蓄で対応中の場合)
医薬品の使用状況	枯渇	備蓄で対応中 <input checked="" type="checkbox"/> 通常の供給	残り(備蓄で対応中の場合)
不足している医薬品 (具体的に不足している医薬品を記入してください。)			
医療機関の機能 令和 6年 3月 27日 17時 10分現在			
手術可否	不可 <input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/>	人工透析可否	不可 <input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/>
現在の患者数状況 令和 6年 3月 27日 17時 10分現在			
実働稼働数	400 床		
発災後受入れた患者数	重症(赤)	10 人	中等症(黄)
			30 人
在院患者数	重症(赤)	20 人	中等症(黄)
			70 人
今後、転送が必要な患者数 令和 6年 3月 27日 17時 10分現在			
重症度別患者数	重症(赤)	0 人	中等症(黄)
			0 人
人工呼吸	0 人	酸素	0 人
担送	0 人	搬送	0 人
今後、受け入れ可能な患者数 令和 6年 3月 27日 17時 10分現在			
災害時の診療能力(災害時の受入重症患者数)	200 人		
重症度別患者数	重症(赤)	10 人	中等症(黄)
			100 人
人工呼吸	5 人	酸素	0 人
担送	10 人	搬送	40 人
外来受付状況、および外来受付時間 令和 6年 3月 27日 17時 10分現在			
外来受付状況	受付不可	救急のみ	下記のとおり受付
時間帯1	9 時 00 分	~	12 時 00 分
時間帯2	14 時 00 分	~	18 時 00 分
時間帯3		~	
職員数 令和 6年 3月 27日 17時 10分現在			
医師総数	30 人	DMAT医師数	2 人
		DMAT看護師数	2 人
		業務調整員数	1 人
出勤職員数	出勤医師数	10 人	内、DMAT隊員数
			2 人
	出勤看護師数	30 人	内、DMAT隊員数
			2 人
	その他出勤人数	5 人	内、DMAT隊員数
			1 人
その他 (アクセス状況等、特記事項を記入してください。)			

様式 2-1 送付後、判明している事項を記入して下さい。報告内容は、EMISと同じです。

様式3-1 東京DMAT待機要請書 様式3-2 東京DMAT待機報告書

整理地	東京DMAT 待機要請書		様式3-1
発信者名	東京都災害対策本部 (福祉保健局救急災害医療課)	年 月 日	時 分
連絡先	(TEL) (FAX)	送付先	(TEL) (FAX)
		連絡先	



○ 東京DMAT指定病院は、速やかに東京DMATの出場の可否について、下記により報告してください。
【特記事項】

整理地	東京DMAT 待機報告書		様式3-2
発信者名	東京都災害対策本部 (保健医療局救急災害医療課)	年 月 日	時 分
連絡先	(TEL) (FAX)	送付先	(TEL) (FAX)
		連絡先	



1 東京DMATの待機状況 ※下記に○をつけてください。

出場可能 (出場可能数 班) ・ 出場不可
【特記事項】

整理№ <u>21</u>	東京DMAT 待機要請書		様式3-1
発信者名	東京都災害対策本部 (保健医療局救急災害医療課 鈴木)	送付先	送付 : 令和6年3月27日 16時00分 各 東京DMAT指定病院
連絡先	(TEL) 03-5320-4445 (FAX) 03-5388-1441	連絡先	



○ 東京DMAT指定病院は、速やかに東京DMATの出場の可否について、下記により報告してください。
【特記事項】

整理№ <u>23</u>	東京DMAT 待機報告書		様式3-2
発信者名	東京都立 XX 医療センター	送付先	送付 : 令和6年3月27日 16時20分 東京都災害対策本部 (保健医療局救急災害医療課)
連絡先	(TEL) 03-3456-XXXX (FAX) 03-3456-ZZZZ	連絡先	



1 東京DMATの待機状況 ※下記に○をつけてください。

出場可能 (出場可能数 2 班) ・ 出場不可
【特記事項】

<記載例>

様式4 医療チーム派遣要請書

整理№	様式4
-----	-----

医療チーム等派遣要請書

1 要 請 元	名称		
	担当者名		
	電話/FAX	TEL	FAX

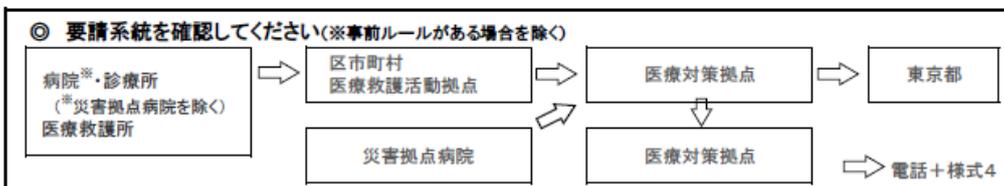


年 月 日 時 分 要請

2 要 請 先	名称		
	担当者名		
	電話/FAX	TEL	FAX

派遣要請

1 医療チーム等の必要数							
(希望する種別) 医・歯・薬	(必要チーム数) 班						
2 参集場所							
(施設名)	(電話番号)						
(住所)	(FAX番号)						
3 その他事項							
活動予定時間	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px;">月</td><td style="width: 20px;">日</td><td style="width: 20px;">時</td></tr> </table> ~ <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px;">月</td><td style="width: 20px;">日</td><td style="width: 20px;">時</td></tr> </table>	月	日	時	月	日	時
月	日	時					
月	日	時					
特記事項	(活動予定場所、活動内容など)						



<記載例>

整理No.23

様式4

医療チーム等派遣要請書

1 要請元	名称	北区医療救護活動拠点	
	担当者名	北野 三郎	
	電話/FAX	TEL 03-3521-xxxx	FAX 03-3521-zzzz



令和 6年 3月 27日 16時 10分 送付

2 要請先	名称	帝京大学病院医療対策拠点	
	担当者名	東 次郎	
	電話/FAX	TEL 03-5840-xxxx	FAX 03-5841-zzzz

派遣要請

1 医療チーム等の必要数
(希望する種別) ← **① 医・歯・薬** (必要チーム数) **5 班**

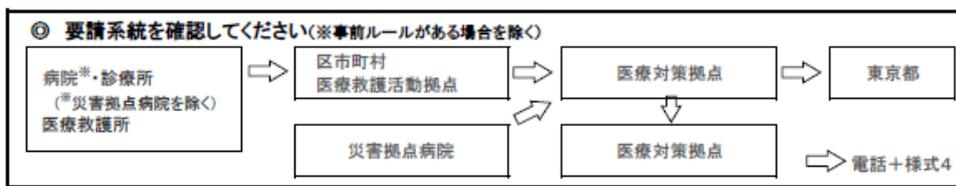
2 参集場所
(施設名) 北区保健所 ○○課 (電話番号) 03-3521-xxxx
(住所) 北区東十条 ○-○-○ (FAX番号) 03-3521-zzzz

3 その他事項
 活動予定時間 3月28日8時 ~ 3月29日8時
(活動予定場所、活動内容など)
 特記事項

医療チームの種別
 ・医療救護班
 ・歯科医療救護班
 ・薬剤師班 など
 ※必要に応じて、DMAT、JMAT等の記載も可

医療対策拠点や医療救護活動拠点等の参集場所を記載

派遣先となる活動予定場所を記載



様式5 医療チーム編成・参集報告書

整理No.	医療チーム 編成 参集 報告書	様式5		
年 月 日 時 分 送付				
団体名 <small>(医師会や災害拠点病院名など医療チームを編成する団体名)</small>		(送付先に○をつける) 東京都保健医療局 []医療対策拠点 _____区市町村		
担当部課 担当者名				
電話番号 FAX番号	<small>(電話番号)</small> <small>(FAX番号)</small>			
構成メンバー		※都・拠点・区市町村欄		
No.	リーダー	氏名 (かたな)	職種	専門・資格
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
連絡先情報		(チームNo.)		
携帯電話番号		都No.		
(主)		(副)		
衛星携帯電話番号		医対拠点No.		
(主)		(副)		
メールアドレス		区市町村No.		
(主)		(副)		
資器材		(一次参集場所)		
資器材情報 ※資器材名、数量等を記入してください		施設名		
		住所		
		電話番号		
		担当者名		
		(活動場所・参集拠点)		
		施設名		
		住所		
		電話番号		
		担当者名		
		(活動予定時間)		
		(移動手段)		
被災地内の移動手段				
移動手段				
なし	自動車	医療機関の緊急車両	医療機関のその他車両	
その他機関	その他()			

<記載例>

整理No. 23 医療チーム **編成** 報告書 様式5

令和6年3月27日16時50分 送付

発信者は、いずれかに○をします。

団体名	(医師会や災害拠点病院名など医療チームを編成する団体名) 東京都医師会	
担当部課 担当者名	地域保健課 都 次郎	
電話番号	(電話番号) 03-5858-xxxx	(FAX番号) 03-5858-zzzz
FAX番号		

(送付先に○をつける)

東京都保健医療局
[]医療対策拠点
_____区市町村

構成メンバー				
No.	リーダー	氏名 (かた)	職種	専門・資格
1	<input checked="" type="radio"/>	アオキ マコト	医師	
2	<input type="radio"/>	スズキ コウイチ	看護師	
3	<input type="radio"/>	イケダ トモコ	看護師	
4	<input type="radio"/>	エモト オサム	事務	
5	<input type="radio"/>			
6	<input type="radio"/>			
7	<input type="radio"/>			
8	<input type="radio"/>			
9	<input type="radio"/>			
10	<input type="radio"/>			

※都・拠点・区市町村欄

(チームNo.)
 26

医対拠点No.

区市町村No.

(一次参集場所)
施設名 _____
住 所 _____
電話番号 _____
担当者名 _____

(活動場所・参集拠点)
施設名 北区保健所
住 所 北区東十条2-7-3
電話番号 03-3919-3102
担当者名 北野 三郎
(活動予定時間)
3/27 18:00~3/28 18:00
(移動手段)
自動車

医療対策拠点の略記号(P34)を[]内に記入、または、区市町村名を_に記入します。

連絡先情報	
携帯電話番号	
(主) 090-5991-xxxx	(副) 090-5263-xxxx
衛星携帯電話番号	
(主)	(副)
メールアドレス	
(主)	(副)
資器材	
資器材情報 ※資器材名、数量等を記入してください	
被災地内の移動手段	
移動手段	
なし	<input checked="" type="radio"/> 自動車
その他機関	医療機関の緊急車両
	医療機関のその他車両
	その他()

様式6 医療于一ム等参集受付簿

整理No.

様式6

担当者名 (所属、氏名)	
連絡先 (利用可能な手段による)	



(○をつける)
都保健医療局
医療対策拠点

医療于一ム等 参集受付簿

医療対策拠点名 区市町村名	
------------------	--

年 月 日

番号	代表者名(力ナ)	所 属 (団体名・部署・役職等)	人数	到着日時	備 考
				日 時 分	様式5 No.
				日 時 分	様式5 No.
				日 時 分	様式5 No.
				日 時 分	様式5 No.
				日 時 分	様式5 No.
				日 時 分	様式5 No.
				日 時 分	様式5 No.
				日 時 分	様式5 No.
				日 時 分	様式5 No.
				日 時 分	様式5 No.

<記載例>

整理No. 253

様式6

担当者名 (所属、氏名)	北区保健所 健康xx課
連絡先 (利用可能な手段による)	03-3521-xxxx

(○をつける)
都保健医療局
医療対策拠点

整理No.は、発信者が
記入します。

医療チーム等 参集受付簿

医療対策拠点名 区市町村名	北 区
------------------	-----

医療圏名または
区市町村名を記入
します。

令和6年3月27日

番号	代表者名(カナ)	所 属 (団体名・部署・役職等)	人数	到着日時	備 考
1	アオキ マコト	東京都医師会	4	27日 10時20分	様式5 都No. 26
2	ウラカワ イクコ	日本赤十字社 東京都支部	6	27日 10時25分	様式5 都No. 26
3				日 時 分	様式5 代表者名のみ記入 します。 全員の氏名は、様式 5に記入します。
4				日 時 分	様式5
5				日 時 分	様式5 No.
6				日 時 分	様式5 No.
7				日 時 分	様式5 No.
8				日 時 分	様式5 No.
9				日 時 分	様式5 No.
10				日 時 分	様式5 No.

様式5のチームNo.
を記入します。

様式7 医療搬送要請書

整理No.

様式7

医療搬送要請書

医療搬送患者情報				月	日	時	分	現在
No.	年齢	性別	分類	患者氏名(カナ)		傷病名・特記事項(小児、妊婦など)		
1			赤・黄					
2			赤・黄					
3			赤・黄					
4			赤・黄					
5			赤・黄					
6			赤・黄					
7			赤・黄					
8			赤・黄					
9			赤・黄					
10			赤・黄					

医療搬送患者要請

1	名称	(病院※・診療所・救護所)	
	担当	(担当課係・氏名)	
	電話/FAX	TEL	FAX



月 日 時 分 送付

2	名称	(区市町村名)	
	担当	(担当課係・氏名)	
	電話/FAX	TEL	FAX



月 日 時 分 送付

3	名称	(医療対策拠点名又は区市町村名)	
	担当	(担当課係・氏名)	
	電話/FAX	TEL	FAX

《記載例》

整理No.

整理Noは、発信者が記入します

様式7

医療搬送要請書

医療搬送患者情報					3月27日 15時30分 現在
No.	年齢	性別	分類	患者氏名(カナ)	傷病名・特記事項(小児、妊婦など)
1	66	男	赤黄	ヨコミネ ジロウ	広範囲熱傷
2	56	男	赤黄	イトウ シンゾウ	右血胸
3	32	男	赤黄	ササキ タケン	左大腿部開放骨折
4	47	男	赤黄	タカハシ ヒサシ	右血胸
5	29	女	赤黄	タナカ セイコ	胸部打撲
6	38	女	赤黄	イトウ リン	右大腿骨開放骨折
7			赤黄		
8			赤黄		
9			赤黄		
10			赤黄		

この範囲は、要請者1
清瀬〇〇病院が記入し
ます。

医療搬送患者要請

1	名称	(病院※・診療所・救護所) 清瀬〇〇病院
	担当	(担当課係・氏名) 庶務課 多摩 清
	電話/FAX	TEL 042-494-xxxx FAX 042-495-2222

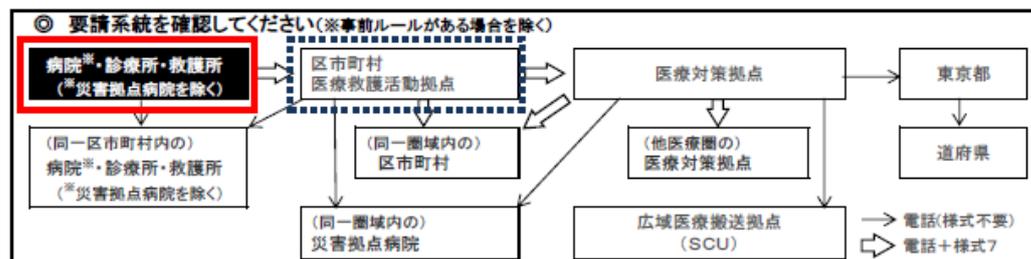
3月27日 16時10分 送付

2	名称	(区市町村名) 清瀬市医療救護活動拠点
	担当	(担当課係・氏名) 健康〇〇課 瀬戸 清子
	電話/FAX	TEL 042-492-xxxx FAX 042-492-2222

月 日 時 分 送付

3	名称	(医療対策拠点又は区市町村名)
	担当	(担当課係・氏名)
	電話/FAX	TEL FAX

この範囲は、要請者2
清瀬市医療救護活動拠
点が記入します。



様式8 応急給水要請書兼応急給水作業指示書

番号		地域	<input type="checkbox"/> 区部	<input type="checkbox"/> 多摩	……東京都保健医療局で記入(STEP2)	様式8
----	--	----	-----------------------------	-----------------------------	----------------------	-----

応急給水要請書(医療機関)

STEP1……応急給水を要請する施設にて記入。

施設名						
住所						
必要水量(m) <small>(可能であれば記載)</small>	m		必要ホース長(m) <small>(可能であれば記載)</small>	m		
担当者名			連絡先電話			
病院の種類	<input type="checkbox"/> 災害拠点病院 <input type="checkbox"/> 災害拠点連携病院 <input type="checkbox"/> 災害医療支援病院 <input type="checkbox"/> 診療所等					
人工透析	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		井戸水など代替水源	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
受水槽容量(m)	m		受水槽形態	<input type="checkbox"/> 地上 <input type="checkbox"/> 地下 <input type="checkbox"/> その他()		
施設の通電状況	<input type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 停電中 <input type="checkbox"/> 非常用発電装置稼働中 (稼働可能時間: ※可能であれば記入)					
備考 <small>※受水槽容量が足りない場合の見込時間等</small>						

⇒「STEP1枠内」記入後、東京都保健医療局へ提出

STEP2……東京都保健医療局にて記入。

所属	保健医療局 部署名:				
担当者名			連絡先電話		

⇒「STEP2枠内」及び「管理情報(本紙上部)」を記入後、東京都水道局へ提出

応急給水作業指示書(医療機関)

STEP3……東京都水道局にて記入。本紙が応急給水作業指示書となる。

●作業指示内容

依頼先 <small>(幹事応援水道事業者名)</small>		リスト番号		備考欄	
給水場所	※STEP1にある要請先の施設・住所と同じ場合「同上」 同上				
給水基地	名称:	所在地:			
特記事項					

●作業指示者(応急給水班)

事業者名		作成日時	月	日	時	分
担当者 氏名		連絡先電話				

⇒「STEP3枠内」を記入後、幹事応援水道事業者へ提出

STEP4……救援事業者にて記入。なお、給水車ごとに作成すること。

○現地応急給水隊(救援事業者)

事業者名		給水予定日	月	日	
連絡責任者 氏名		連絡先電話			

○給水車の情報

車両ナンバー <small>(登録番号)</small>	(号車)	作業員数		人
タンク容量	m	加圧の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

⇒「STEP4枠内」を記入後、写しを幹事応援水道事業者へ提出

⇒幹事応援水道事業者は、写しを東京都水道局へ提出

《記載例》

番号	地域	<input checked="" type="checkbox"/> 区部 <input type="checkbox"/> 多摩	……東京都保健医療局で記入 (STEP2)	様式8
----	----	--------------------------------------------------------------------	-----------------------	-----

応急給水要請書 (医療機関)

太枠内を要請元施設において記入

STEP1……応急給水を要請する施設にて記入。

施設名	〇〇病院		
住所	新宿区〇〇町△-□-●		
必要水量 (m ³) (可能であれば記載)	50 m ³	必要ホース長 (m) (可能であれば記載)	15 m
担当者名	× ×	連絡先電話	00-0000-0000
病院の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 災害拠点病院 <input type="checkbox"/> 災害拠点連携病院 <input type="checkbox"/> 災害医療支援病院 <input type="checkbox"/> 診療所等		
人工透析	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	井戸水など代替水源	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
受水槽容量 (m ³)	50 m ³	受水槽形態	<input checked="" type="checkbox"/> 地上 <input checked="" type="checkbox"/> 地下 <input type="checkbox"/> その他 ()
施設の通電状況	<input checked="" type="checkbox"/> 異常なし <input type="checkbox"/> 停電中 <input type="checkbox"/> 非常用発電装置稼働中 (稼働可能時間: ※可能であれば記入)		
備考 <small>※受水槽容量が0になるまでの見込み時間等</small>			

⇒「STEP1枠内」記入後、東京都保健医療局へ提出

STEP2……東京都保健医療局にて記入。

所属	保健医療局	部署名:	
担当者名		連絡先電話	

⇒「STEP2枠内」及び「管理情報(本紙上部)」を記入後、東京都水道局へ提出

応急給水作業指示書 (医療機関)

STEP3……東京都水道局にて記入。本紙が応急給水作業指示書となる。

●作業指示内容

依頼先 <small>(幹事応援水道事業体名)</small>		リスト番号		備考欄	
給水場所	※STEP1にある要請先の施設・住所と同じ場合「同上」 同上				
給水基地	名称:	所在地:			
特記事項					

●作業指示者 (応急給水班)

事業体名	作成日時	月	日	時	分
担当者 氏名	連絡先電話				

⇒「STEP3枠内」を記入後、幹事応援水道事業体へ提出

STEP4……救援事業体にて記入。なお、給水車ごとに作成すること。

○現地応急給水隊 (救援事業体)

事業体名		給水予定日	月	日
連絡責任者 氏名		連絡先電話		

○給水車の情報

車両ナンバー 号車番号	(号車)	作業員数	人	
タンク容量	m ³	加圧の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無

⇒「STEP4枠内」を記入後、写しを幹事応援水道事業体へ提出
⇒幹事応援水道事業体は、写しを東京都水道局へ提出

様式9 燃料調整シート

燃料調整シート

様式9

< 1. 要請担当者 >

都道府県/ 関係省庁	組織名称 担当者名	電話番号
---------------	--------------	------

< 2. 納入先情報等 >

納入先施設	施設名称	施設番号 (注1)
	住所	〒 -
	燃料 担当者名	電話番号 携帯番号
	平時納入業者名 (系列にチェックを入れる)	電話番号
	<input type="checkbox"/> 出光 <input type="checkbox"/> 太陽 <input type="checkbox"/> コスモ <input type="checkbox"/> キクナス <input type="checkbox"/> シェル <input type="checkbox"/> JXTG <input type="checkbox"/> PB・その他	
燃料供給費用 支払予定者 (注2)	組織名称	
	住所	〒 -
	担当者名	電話番号 FAX番号

(注1) 石油連盟との間で、重要施設に関する情報共有覚書を締結している場合は8桁(XXX-XXXX)の施設番号を記載。
(注2) 要請を経て供給される燃料は有償の取扱いとなるため、要請担当者と施設管理者との間で費用負担者について合意の上、記載。

< 3. 要請内容 >

品目	<input type="checkbox"/> ガソリン <input type="checkbox"/> ジェット <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> 軽油 <input type="checkbox"/> A重油(☒LSA/□HSA)(注3) <input type="checkbox"/> その他()
数量	KL ※2KL以上の要請は、「2KL単位」で要請すること
荷姿	<input type="checkbox"/> ローリー(含ミニ) <input type="checkbox"/> ドラム缶 <input type="checkbox"/> 携行缶・ポリタンク <input type="checkbox"/> コンテナ <input type="checkbox"/> その他()
配送希望日	令和 年 月 日
(以下水色枠は上記で「ローリー(含ミニ)」を選択した場合に記載。)	
ローリーサイズ上限	<input type="checkbox"/> 14KL以上(KL)・ <input type="checkbox"/> 14KL未満 ※納入先施設の所定位置まで進入可能なタンクローリー上限サイズ(別紙)
タンク形態	<input type="checkbox"/> 地下 ☒地上(ポンプ有) <input type="checkbox"/> 地上(ポンプ無) <input type="checkbox"/> その他()
タンク番号	タンク容量 KL タンク空き容量 KL
必要ホース長	m ※6m以上の場合は延長接続ホースの有無とその長さ(□有(m)、□無)
給油口 規格	口径 <input type="checkbox"/> 1.5インチ <input type="checkbox"/> 2インチ <input type="checkbox"/> 2.5インチ <input type="checkbox"/> 3インチ <input type="checkbox"/> 3.5インチ <input type="checkbox"/> 4インチ <input type="checkbox"/> その他()
	名称 <input type="checkbox"/> JIS(PT・PF) <input type="checkbox"/> 出光 <input type="checkbox"/> 極東 <input type="checkbox"/> 金剛 <input type="checkbox"/> シェル <input type="checkbox"/> 消防 <input type="checkbox"/> タツノ <input type="checkbox"/> 東急 <input type="checkbox"/> 名古屋 <input type="checkbox"/> Mネジ <input type="checkbox"/> 旧モービル <input type="checkbox"/> 旧ゼネラル <input type="checkbox"/> 旧エッソ <input type="checkbox"/> NM-L <input type="checkbox"/> SI <input type="checkbox"/> T-80 <input type="checkbox"/> T-80L <input type="checkbox"/> T-100 <input type="checkbox"/> NM <input type="checkbox"/> SI-301L <input type="checkbox"/> その他()
	形式 <input type="checkbox"/> 外ネジ <input type="checkbox"/> 内ネジ <input type="checkbox"/> ワンタッチ <input type="checkbox"/> その他()
備考※施設タンク の在庫逼迫度等	

(注3) 「□A重油」は、低硫黄A重油の場合は「□LSA」、高硫黄A重油の場合は「□HSA」にもチェックを入れる。

< 4. 要請処理状況 > ※本項は政府災害対策本部、資源エネルギー庁、石油業界において記載

日時	内容	所属	担当者
	要請受領	(都道府県/省庁→) 政府災害対策本部	
	要請受領	(政府災害対策本部→) 資源エネルギー庁	
	要請受領	(資源エネルギー庁→) 石油連盟/全石連	
	要請受領・仕分開始①	石油連盟(対元売)/全石連(対県石、石産、役員等)	
	要請受領・仕分開始②	県石(対販売業者)	
	要請仕分報告	石油連盟/全石連(→資源エネルギー庁)	
	運送事業者報告	石油連盟/全石連(→資源エネルギー庁)	

< 5. 配送手配状況 > ※本項は石油業界において記載

燃料提供者(元売)	事業者名	支店/部署名
燃料提供者 (特約店・販売店)	事業者名	支店/部署名
輸送事業者	事業者名	
配送車両・予定	車番	ドライバー名
	配送予定日	

様式9

【別紙】

・ローリーサイズ上限について

荷卸しのために施設内の燃料タンク前の所定位置まで進入できるタンクローリーサイズの上
限を記入してください。

石油元売会社が使用するタンクローリーのサイズは、小さいもので 14KL 積から最大で
28KL 積までサイズが分かれています。詳細は下表を参照してください。

表 石油元売会社が使用するタンクローリーのおおよそのサイズ（積載量別）

積載量	所要占有幅	全長	全高	全幅
14 kℓ	約6m	約9m	約3m	約 2.5m
16 kℓ	約6m	約 9.5m	約3m	約 2.5m
20kℓ	約 7.5m	約12m	約3m	約 2.5m
新型 24kℓ	約 7.5m	約 12.5m	約3m	約 2.5m
24kℓ	約8m	約14m	約3m	約 2.5m
26kℓ	約9m	約15m	約3m	約 2.5m
28kℓ	約9m	約16m	約3m	約 2.5m

※ 車両メーカーにより若干規格は異なります。

※ 所要占有幅とは、タンクローリーが 90 度旋回する際に、必要となる幅です。例えば
26KL 積ローリーの場合、車体の全幅は 2.5m でも、旋回する際は直径 9m の道路
幅が必要となります。

※ 「新型 24 KL」とは従来の 24 KL 積ローリーより小型化した新しい規格のタンクローリー
です。従って、24 KL 積ローリーは 2 種類存在しますが、燃料調整シートには数字のみ
を入力し、車長の短い「新型」に限定される場合はその旨備考欄に記入してください。

《記載例》

様式9

燃料調整シート

＜1. 要請担当者＞

都道府県/ 関係省庁	組織名称 担当者名	電話番号	太枠内を要請元施設 において記入

＜2. 納入先情報等＞

納入先施設	施設名称	〇〇病院	施設番号 (注1)	
	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇 △-xx-●●		
	燃料 担当者名	●● ●●	電話番号	00-0000-0000
	平時納入業者名 (系列にチェック を入れる)	〇〇株式会社 ☑出光 ☐太陽 ☐コスモ ☐キクナス ☐シェル ☐JXTG ☐PB・その他	携帯電話	
燃料供給費 用支払予定者 (注2)	組織名称		電話番号	00-0000-0000
	住所	〒 -		
	担当者名		電話番号 FAX 番号	

(注1) 石油連盟との間で、重要施設に関する情報共有覚書を締結している場合は8桁(XXX-XXXX)の施設番号を記載。
(注2) 要請を経て供給される燃料は有償の取扱いとなるため、要請担当者と施設管理者との間で費用負担者について合意の上、記載。

＜3. 要請内容＞

品目	☐ガソリン ☐ジェット ☐灯油 ☑軽油 ☐A重油(☑LSA/☐HSA)(注3) ☐その他()		
数量	160 KL ※2KL以上の要請は、「2KL単位」で要請すること		
荷姿	☐ローリー(含ミニ) ☑ドラム缶 ☐携行缶・ポリタンク ☐コンテナ ☐その他()		
配送希望日	令和6年 3月 27日		
(以下水色枠は上記で「ローリー(含ミニ)」を選択した場合に記載。)			
ローリーサイズ上限	☑14KL以上(KL)・☐14KL未満 ※納入先施設の所定位置まで進入可能なタンクローリー上限サイズ(別紙)		
タンク形態	☐地下 ☑地上(ポンプ有) ☐地上(ポンプ無) ☐その他()		
タンク番号	KLG01	タンク容量	200KL
必要ホース長	3 m	タンク空き容量	140KL
	※6m以上の場合は延長接続ホースの有無とその長さ(☐有(m)、☐無)		
給油口 規格	口径	☐1.5インチ ☑2インチ ☐2.5インチ ☐3インチ ☐3.5インチ ☐4インチ ☐その他()	
	名称	☐JIS(PF) ☑出光 ☐極東 ☐金剛 ☐シェル ☐消防 ☐タツノ ☐東急 ☐名古屋 ☑Mネジ ☐旧モービル ☐旧ゼネラル ☐旧エッソ ☐NM-L ☐SI ☐T-80 ☐T-80L ☐T-100 ☐NM ☐SI-301L ☐その他()	
	形式	☑外ネジ ☐内ネジ ☐ワンタッチ ☐その他()	
備考※施設タンク の在庫逼迫度等	燃料が残り24時間分しかない		

(注3) 「☐A重油」は、低硫黄A重油の場合は「☐LSA」、高硫黄A重油の場合は「☐HSA」にもチェックを入れる。

＜4. 要請処理状況＞ ※本項は政府災害対策本部、資源エネルギー庁、石油業界において記載

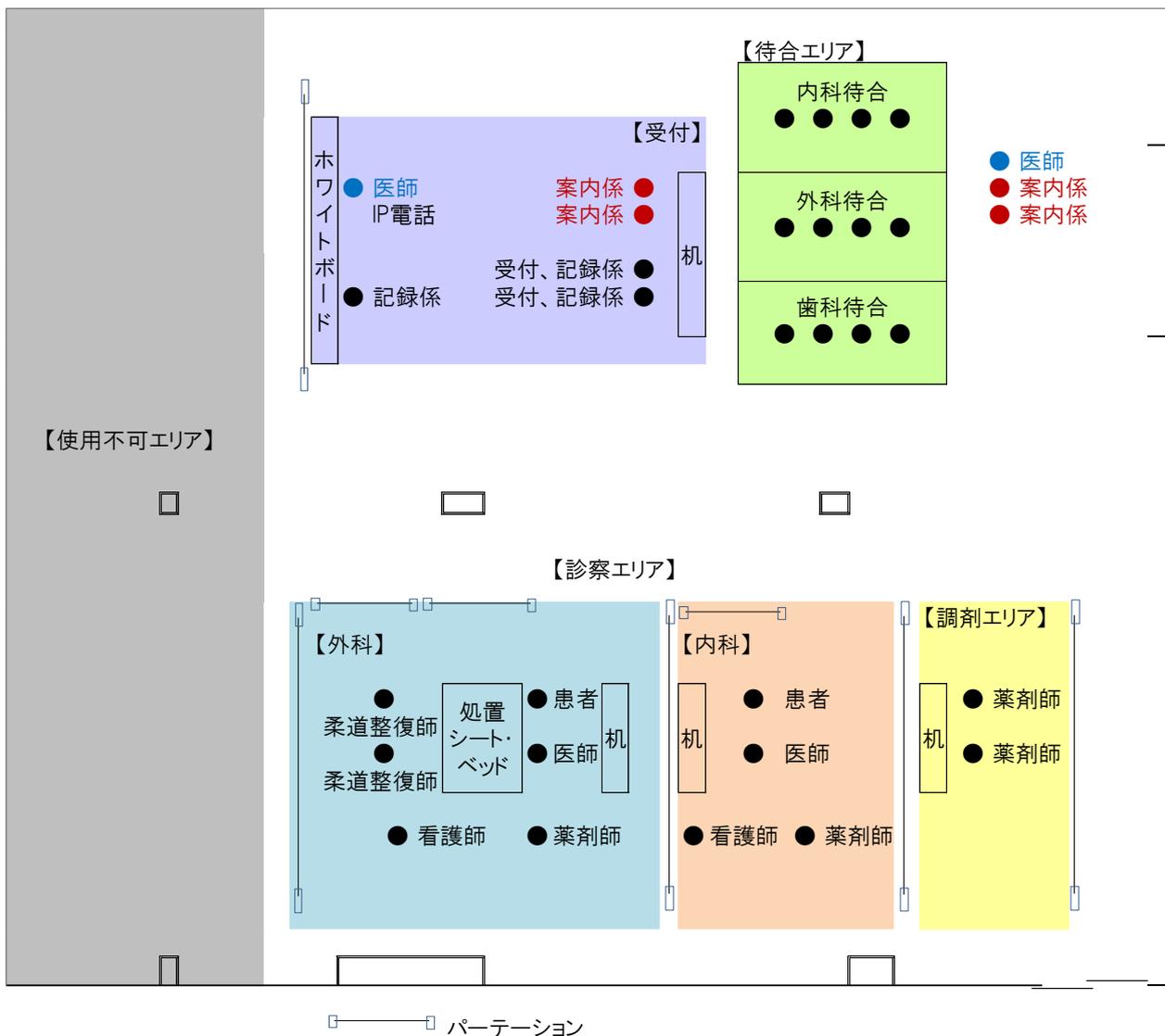
日時	内容	所属	担当者
	要請受領	(都道府県/省庁→) 政府災害対策本部	
	要請受領	(政府災害対策本部→) 資源エネルギー庁	
	要請受領	(資源エネルギー庁→) 石油連盟/全石連	
	要請受領・仕分開始①	石油連盟(対元売)/全石連(対県石、石商、役員等)	
	要請受領・仕分開始②	県石(対販売業者)	
	要請仕分報告	石油連盟/全石連(→資源エネルギー庁)	
	運送事業者報告	石油連盟/全石連(→資源エネルギー庁)	

＜5. 配送手配状況＞ ※本項は石油業界において記載

燃料提供者(元売)	事業者名	支店/部署名
燃料提供者 (特約店・販売店)	事業者名	支店/部署名
輸送事業者	事業者名	
配送車両・予定	車番	ドライバー名
	配送予定日	

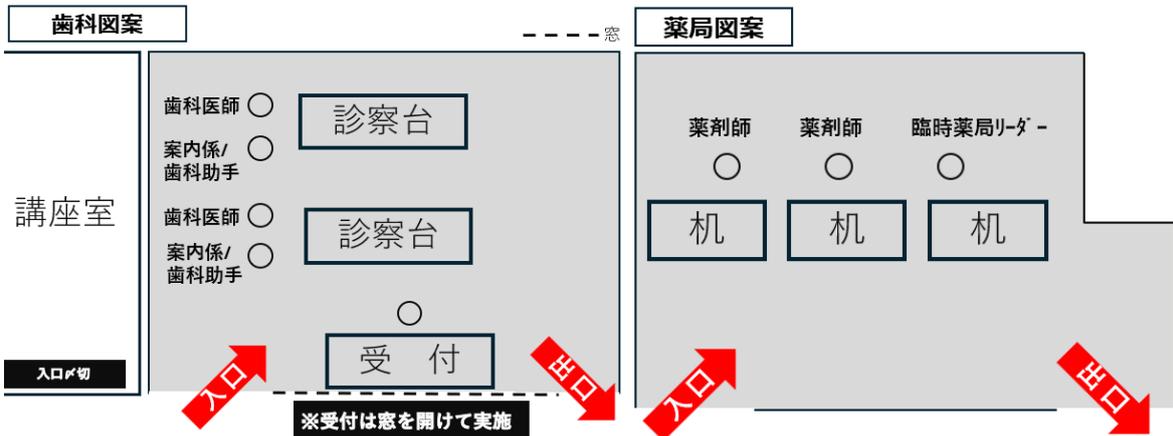
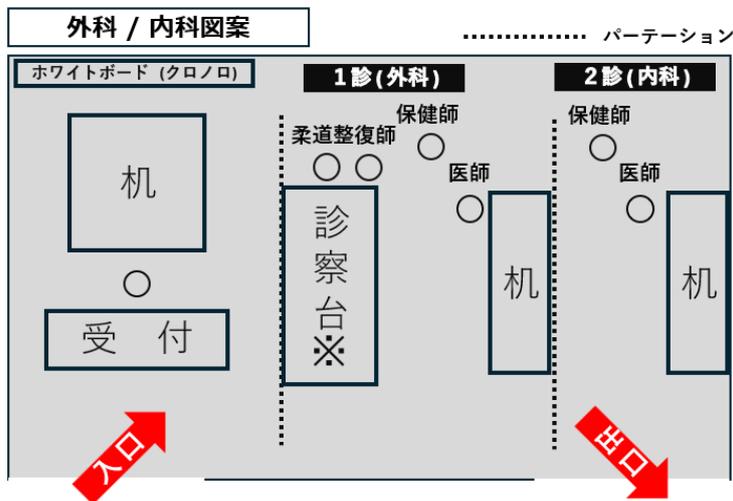
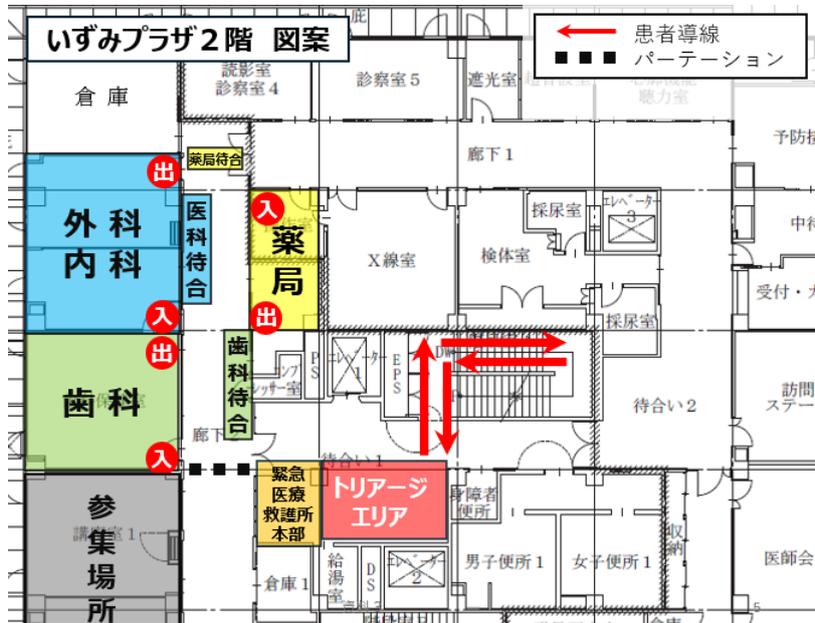
緊急医療救護所の設置事例①（令和5年度訓練時）

令和5年度に実施した災害医療合同訓練の際は、いずみプラザ1階のデイルームに緊急医療救護所を設置した。



緊急医療救護所の設置事例②（令和6年度訓練時）

令和6年度に実施した災害医療合同訓練の際は、いずみプラザ2階に緊急医療救護所を設置し、1階の総合受付で体温計測を行い、発熱の症状がある傷病者については、1階屋外に設置した発熱外来（テント）に案内した。



施設・避難所等 歯科口腔保健 ラピッドアセスメントシート

災害2-1 施設・避難所等 歯科口腔保健 ラピッドアセスメントシート (集団・迅速) 日本歯科医師会統一版

避難所等の名称		避難所等の立地する市町村名	
評価年月日・曜日 時間	年 月 日 () AM/PM 時 分 ころ	避難所等の連絡先	※ 必要時担当者氏名も記載
避難者等の人数 (夜間を含む、本部に登録されている人数) その内訳	人 (月 日現在) a うち乳幼児 (就学前) (約 人or%), 不明 b うち妊婦 (約 人or%), 不明 c うち高齢者 (75歳以上) (約 人or%), 不明 d うち障がい児者・要介護者 (約 人or%), 不明	情報収集法	※ 実施した方法をすべてチェックする <input type="checkbox"/> 責任者等からの聞き取り (役職や氏名:) <input type="checkbox"/> 避難者等からの聞き取り () 人程度) <input type="checkbox"/> 現場の観察 <input type="checkbox"/> 支援活動等を通じて把握 <input type="checkbox"/> その他 ()
評価時に在所していた避難者等数	だいたい 人くらい (概数)		
記載者 氏名・所属 職種	氏名: 所属: 職種: 1 歯科医師 2 歯科衛生士 3 その他 ()	記載者 連絡先 (携帯電話等)	

項目	確認項目 (※確認できれば数値や具体的内容を記載)	評価	評価基準 (参考)
(1) 歯科保健医療の確保	1. 受診可能な近隣の歯科診療所・歯科救護所・仮設歯科診療所等 a ある, b ない, c 不明 2. 巡回歯科チームの訪問 a1 ある (定期的), a2 ある (不定期) b ない, c 不明 ※ 診療所・救護所名や時間、チームの内容や頻度など	◎ ○ △ × -	歯科医療の受療機会: ◎ ほぼいつでも可能、 ○ 3日に1回は可能、 △ 週に1回以下・困難、 × 不可能、- 不明
特記事項			
(2) 口腔清掃等の環境	3. 歯磨き用の水 a 充分足りている, b まあまあ足りている, c やや足りない, d 補充が必要, e 不明 4. 歯磨き等の場所 a 充分足りている, b まあまあ足りている, c やや足りない, d 補充が必要, e 不明 ※ 不足状況などの詳細	◎ ○ △ × -	うがい水and/or洗面所: ◎ 不自由ない、 ○ おおむねあるが制限はある、 △ 特定の用途にのみ、または短時間使える状況である、 × ない・使えない、- 不明
特記事項			
(3) 口腔清掃用具等の確保	5. 歯ブラシ (成人用) a 充分足りている, b まあまあ足りている, c やや足りない, d 補充が必要, e 不明 6. 歯ブラシ (乳幼児用) a 充分足りている, b まあまあ足りている, c やや足りない, d 補充が必要, e 不明, x 不要 7. 歯磨き剤 a 充分足りている, b まあまあ足りている, c やや足りない, d 補充が必要, e 不明 8. うがい用コップ a 充分足りている, b まあまあ足りている, c やや足りない, d 補充が必要, e 不明 9. 義歯洗浄剤 a 充分足りている, b まあまあ足りている, c やや足りない, d 補充が必要, e 不明, x 不要 10. 義歯ケース a 充分足りている, b まあまあ足りている, c やや足りない, d 補充が必要, e 不明, x 不要 ※ 主観的におおまかに ※ 不足物品の必要概数や、補充した場合の情報	◎ ○ △ × -	歯ブラシ (成人・乳幼児)、歯みがき、コップ、義歯ケース・洗浄剤: ◎ 90%以上が確保、 ○ 70~90%が確保、 △ 40~70%が確保、 × 40%以下が確保、 - 不明 (避難者数に対する割合)
特記事項			
(4) 口腔清掃や介助等の状況	11. 歯みがき a. 概ねしている, b. まあまあしている c. あまりしていない, d. ほぼしていない, e. 不明 12. 義歯清掃 a. 概ねしている, b. まあまあしている c. あまりしていない, d. ほぼしていない, e. 不明 13. 乳幼児の介助 a. 概ねしている, b. まあまあしている c. あまりしていない, d. ほぼしていない, e. 不明 x 不要 14. 障害児者・要介護者の介助 a. 概ねしている, b. まあまあしている c. あまりしていない, d. ほぼしていない, e. 不明 x 不要 ※ 主観的におおまかに	◎ ○ △ × -	歯や義歯の清掃、乳幼児・障害・要介護者の介護: ◎ 90%以上が確保、 ○ 70~90%が確保、 △ 40~70%が確保、 × 40%以下が確保、 - 不明 (避難者数に対する割合)
特記事項			
(5) 歯や口の訴え 義歯の問題 食事等の問題	※ 重なる場合は複数の項目に含めてください 15. 痛みがある者 a ある (16. 約 人), b ない, c 不明 17. 義歯紛失や義歯破折 a ある (18. 約 人), b ない, c 不明 19. 食事等で不自由な者 a ある (20. 約 人), b ない, c 不明 (咀嚼や嚥下の機能低下等による) ※ 要対応者の詳細情報 (応急対応した場合はあわせて記載)	◎ ○ △ × -	痛み、義歯問題、食事不自由: ◎ 90%以上が問題なし、 ○ 70~90%が問題なし、 △ 40~70%が問題なし、 × 40%以下が問題なし、 - 不明 (避難者数に対する割合)
特記事項			
その他の問題	例) 歯科保健医療に関するその他の事項、避難所のインフラ・衛生状況等に関する事項、医師や保健師等の他チームに伝達すべき事項		

※ 書ききれない情報や関連情報は、特記事項欄に記入してください。

標準Ver5.1(202601)

〈本アセスメントシートを活用する前の確認事項〉

施設・避難所等 歯科口腔保健 ラピッドアセスメントシート（集団・迅速）について

この標準アセスメントシートは、避難生活者の健康維持に影響する歯科口腔保健課題を概括的に把握し、現地の災害保健医療福祉調整本部・災害歯科対策本部（JDAT 本部）に伝達して支援調整に役立てるための、歯科関係団体の共有する全国统一された標準版の情報収集ツールとして、多くの組織・団体の理解のもとで作成され、更に、保健医療支援全体のシステムの中で統一されたものです。

歯科や保健医療の専門職だけでなく、避難所等の運営スタッフや支援者が用いて、本票の確認項目をふまえて評価することで、見逃しがちな歯科口腔保健の課題が浮かび上がるようになっています。

本票を用いた情報収集（アセスメント）にあたって注意すべき点

◆ 事前の心構え

- 1 対象となる施設・避難所等の状況を十分に配慮して手短かに情報収集を実施すること。特に、避難者同士が助けあって運営している避難所等の特性を踏まえて、余計な負担をかけないように臨むこと。
- 2 情報収集は、避難生活の長期化が見込まれる場合に行い、その開始時期は、基本的に超急性期・急性期の終了が見込まれる時点からとすること。
- 3 現地災害保健医療福祉調整本部等からの指示調整に従い、施設・避難所等の事前情報を得た上で、本票を用いた情報収集を行うこと。

◆ 実施の手順

- 1 施設・避難所等の責任者／健康管理担当者等に身分証などで自己紹介した上で、その目的（支援活動に先んずる必要性の把握）を告げ、責任者の同意・協力を得て実施すること。
- 2 情報収集は、各避難所等の状況に見合った方法（聞き取り・観察など）を選び、避難者及び運営スタッフに負担を与えないよう、短時間で概括的に把握して記載すること。
- 3 最後に、責任者／健康管理担当者等に、情報収集の終了と結果概要を簡略に報告し（必要なら本票をコピーして写しを手渡ししながら確認）し、この結果を必要な支援につなげる旨と継続的に情報収集に来る可能性を説明しておく。必要に応じて、避難所等向けの歯科口腔保健パンフレット・リーフレット等を配布し、情報提供すること。
- 4 本票の不明な情報は「記載もれ」と区別するため、必ず「不明」等と明記し、現地災害保健医療福祉調整本部（市町村、保健所）等と連携する災害歯科対策本部（JDAT 本部）の災害歯科コーディネーター等に届けること。必要時は控えをとり、都道府県、都道府県歯科医師会の担当者等にも提出すること。
- 5 本部からの指示があれば、本票記載後に、D24H 等への入力を担当する可能性もある。

（注）本アセスメントシートの「施設・避難所等」とは、被災下で一時的に宿泊・食事等の生活をする場所全般を想定しています。したがって、高齢者・障害者・病弱者等の通常の生活にも困難な災害時要配慮者等のための福祉避難所、更に広義には被災下での福祉施設から自宅等も含んだ一時的な生活の場所が該当します。

本アセスメントシートの記載方法等の不明点がある場合や緊急時の用件については、現地災害保健医療福祉調整本部と連携をしている災害歯科対策本部（JDAT 本部）の災害歯科コーディネーター等にご連絡ください。

〈連絡先・氏名等〉： _____

標準 Ver5.1

災害用処方せん

様式 1

患者	氏名 (カタカナでの記載も可)	男・女	医療救護所等の名称・所在地	
	昭・平 ・西暦	年 月 日生	処方医師が所属する医療支援チーム等の名称	
交付年月日		年 月 日	処方医師氏名	
処方せんの使用期間		交付の日を含めて4日以内		連絡先 (スマートフォン・携帯電話番号等)
処方				
備考				
調剤済年月日	年 月 日	調剤した薬剤師氏名		
調剤所の名称所在地	<input type="checkbox"/> 医師がこの処方せんを発行した医療救護所等に同じ <input type="checkbox"/> その他 (余白へ具体的に記載)		調剤した薬剤師の所属する薬剤師班等の名称 <input type="checkbox"/> _____ (都・道府・県 地区) 薬剤師班 <input type="checkbox"/> その他 (余白へ具体的に記載)	

※ この書類は、調剤を行った場所 (医療救護所の調剤所等) で保管してください。

災害時薬事活動ガイドライン (第2版) (令和7年3月) より

災害用緊急薬袋

ウラ

ご注意事項

- 薬をお受け取りの際は名前をお確かめの上、用法、用量に従って正しく服用ください。
- 用法に記載された「食後」は食後30分以内、「食前」は食前30分以内、「食前」とは食前30分以内、「食後」とは食後30分以内のことです。
- 薬は湿気、高温、日光をさけて保存し、子供の手の届かない安全な場所で保管してください。
- 服用後、長期間たった薬は、副作用や事故の原因となりますので使用しないでください。

外用薬 処方履歴

月日	薬剤名	用法	医師 薬剤師
/	うがい薬 坐薬 塗り薬	用法:	医・薬
/	うがい薬 坐薬 塗り薬	用法:	医・薬
/	うがい薬 坐薬 塗り薬	用法:	医・薬

※受診の際には医師・薬剤師にこのおくすり袋を提示してください。

オモテ

【災害用 緊急薬袋】
処方履歴が記入されています。
繰返してご利用願います。

おくすり袋

お名前 様

内用薬 処方履歴

月日	薬剤名	用法				医師 薬剤師
		1日 毎回	回数	日分	食前・食後 食後2時間 夕 錠・包・カプセル () ずつ服用 錠 () 時間毎	
/		1日 毎回	回数	日分	食前・食後 食後2時間 夕 錠・包・カプセル () ずつ服用 錠 () 時間毎	医・薬
/		1日 毎回	回数	日分	食前・食後 食後2時間 夕 錠・包・カプセル () ずつ服用 錠 () 時間毎	医・薬
/		1日 毎回	回数	日分	食前・食後 食後2時間 夕 錠・包・カプセル () ずつ服用 錠 () 時間毎	医・薬

※裏面に外用薬の処方履歴欄があります。

医薬品等発注書

No. _____

医薬品等発注書

様式3

_____年 _____月 _____日 _____時 _____分 送付

送付者（医薬品等納品先）			
名 称	<input type="checkbox"/> 医療救護所 <input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 災害薬事センター <input type="checkbox"/> その他		
所在地	〒 _____		
T E L	_____	F A X	_____
Eメール	_____		
ふりがな	_____	納品希望日	_____年 _____月 _____日
担当者	_____		



送付先			
医薬品卸 等名称	<input type="checkbox"/> アルフレッサ <input type="checkbox"/> スズケン <input type="checkbox"/> 東邦薬品 <input type="checkbox"/> メイイオ <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）	支店等 名称	<input type="checkbox"/> 支 店 <input type="checkbox"/> 営業所

No.	医薬品等名称	剤形	規格	発注数量	備 考
例	カロナール	錠	200mg	500T	【記載例】
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
⑨					
⑩					

※ F A X、メール送信後、送付先に電話連絡して到達を確認すること

災害時薬事活動ガイドライン（第2版）（令和7年3月）より

関係連絡先

東京都

名称	所在地	電話番号	FAX 番号	防災無線※	防災 FAX
総務局 総合防災部	新宿区 西新宿 2-8-1	03-5388-2456	03-5388-1260	70213	70014
保健医療局 総務部総務課	新宿区	03-5320-4021	03-5388-1400	(2) 70501	70061
医療政策部救急災 害医療課	西新宿 2-8-1	03-5320-4445	03-5388-1441	70516	70062
多摩立川保健所	立川市 柴崎町 2-21-19	042-524-5171	042-528-2777		

※上段（ ）は内線直通の場合：2+内線番号など

災害拠点病院（北多摩西部二次保健医療圏）

名称	所在地	電話番号 防災無線	FAX 番号 防災 FAX	一般 病床	三次 救急	へり
国立病院機構 災害医療センター	立川市 緑町 3256	042-526-5511 87611	042-526-5535 87610	455	○	○
国家公務員共済組 合連立川病院	立川市 錦町 4-2-22	042-523-3131 86691	042-522-5784 86690	406		
東大和病院	東大和市 南街 1-13-12	042-562-1411 87791	042-562-1399 87790	284		

（北多摩南部二次保健医療圏）

東京都立多摩総合 医療センター	府中市	042-323-5111 85261	042-323-9209 85260	705	○	○
東京都立小児総合 医療センター	武蔵台 2-8-29	042-300-5111 87821	042-312-8162 87820	347		

医療機関（市内）

区分	名称	所在地	連絡先
病院	国分寺病院	国分寺市東恋ヶ窪 4-2-2	TEL 042-322-0123 FAX 042-323-4050
病院	国分寺内科中央病院	国分寺市東元町 2-3-19	TEL 042-322-0131
透析	国分寺南口クリニック	国分寺市南町 3-15-6	TEL 042-324-3232
透析	こやまクリニック	国分寺市本町 3-7-28	TEL 042-328-0035
透析	立花クリニック	国分寺市西恋ヶ窪 2-2-5	TEL 042-326-6611 FAX 042-326-6612
産科	新家産婦人科	国分寺市光町 1-38-11	TEL 042-576-3241 FAX 042-574-8298
産科	矢島助産院	国分寺市東元町 1-40-7	TEL 042-322-5531

※各医療機関のホームページでの情報による。

【改定等履歴】

版数	発行日	改定等の概要
第1版	令和8年3月	新規策定

国分寺市災害医療救護計画

令和8年3月 策定

東京都国分寺市泉町 2-2-18
国分寺市 健康部 健康推進課